

総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会

委員長 河村 龍 男

- 1 日 時 令和7年3月11日(火) 10時00分開会、15時40分閉会
教育委員会
令和7年3月12日(水) 10時00分開会、16時23分閉会
政策企画部、環境市民部
令和7年3月13日(木) 10時00分開会、11時42分閉会
総務部・消防担当部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 河村 龍男、仲小路 悦男、中村 譲、中本 和行、仲山 哲男、
林 節子、藤川 みゆき、森戸 芳史、早稲田 真弓
- 4 事務局職員 西 優、起本 一生
- 5 説明員 芳岡市長、吉本副市長
【教育委員会】 伊藤教育長、升教育部長、加川教育部次長兼教育総務課長、吉永ひかり学園
推進課長、原田学校教育課長兼部活動改革推進室長、田中学校教育課主幹、
国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好スポーツ推進課長、眞嶋図書館長、高橋学校給食センター所長
【政策企画部】 岡村政策企画部長、北川財政課長兼行政経営室長、坪根企画調整課長兼秘書
室長、藤井情報・DX推進課長、岩崎税務課長、守田収納対策課長、前田会
計管理者、高木会計課長
【環境市民部】 小山環境市民部長、小熊環境市民部次長兼市民課長、周田環境政策課長、山
田環境事業課長兼深山浄苑長、山根生活安全課長、原田市民課戸籍担当課長、
西村人権推進課長兼ふれあいセンター所長、讃井地域づくり推進課長
【総務部・消防担当部】 山岡総務部長、赤星消防担当部長、坪井総務課長兼人材育成・女性活
躍推進室長、海老本防災危機管理課長、中原消防担当参事、秦消防担当課長、
清水入札監理課長、中田監査委員事務局長、松村選挙管理委員会事務局長、
守田大和支所長兼大和支所住民福祉課長、国光室積出張所長、松岡三島出張
所長、弘周防出張所長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 報道2社

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第18号 光市学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例

説 明：加川教育部次長兼教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第19号 光市立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

説 明：三好スポーツ推進課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

おはようございます。それでは、1点だけ質問をさせていただきます。

市立塩田小学校、それから、三輪小学校、それから、東荷小学校の廃止後に、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、これらの施設を体育施設とみなして利用するとありますけれども、現在、廃止となる小学校の活用について検討しており、この期間中に用途の変更や売却などの場合にも、この条例のとおり令和8年3月31日までは使用ができるというふうに理解していいのでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

閉校する3小学校の学校体育施設につきまして、令和8年3月31日までの1年間の使用ができるよう条例の改正をお諮りしており、その間は学校体育施設としての使用が継続できるよう、学校跡地の利活用を検討する企画調整課と事前に調整を行っており、使用できるというふうになっております。

以上でございます。

○仲小路委員

たとえ、売却とかなった場合も大丈夫ということなんですか。

○三好スポーツ推進課長

売却等のことがございまして、1年間の利用は可能ということで調整を図っております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○仲山委員

三輪小学校、塩田小学校、東荷小学校というのについてなんですけれども、それぞれ、どの程度の団体が使っていらっしゃるのかという実態を、まずお伺いします。

○三好スポーツ推進課長

今現在で申し上げますと、塩田小学校は5団体、三輪小学校が9団体、東荷小学校が1団体、これは1週間の利用でございます。

以上でございます。

○仲山委員

この1年間で他の施設へ活動場所を移していくという話でありますけれども、移行先の調整ということはどのように考えていらっしゃるのか、利用者の市民及び団体の市民の負担が増えないように進めていただきたいといったところなんですけれども、どのような配慮、サポートを考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○三好スポーツ推進課長

どのような配慮ということでございますが、スポーツ少年団等の活動団体につきましては、移動距離や移動方法等を鑑みまして、同地区内の施設への移動を優先的に検討しているほか、利用団体の構成メンバーの居住地等も踏まえ、できる限り現在の活動場所から近い施設への御移動を提案できるよう、調整を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲山委員

配慮いただけることが確認できましたので、以上で終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第1号 令和7年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：加川教育部次長兼教育総務課長 ～別紙

質 疑

○中村委員

御説明ありがとうございます。じゃあ、何点か質問させていただきます。

ページが224ページになるんですけれども、小中一貫ひかり学園推進事業ということで、予算の概要につきましては20ページになると思います。予算の概要の20ページに、「見直し又は充実した事業」ということで、スクールバス運行を開始するということがありまして、それに向けて、この3月8日に試乗会をされたと思うんですけれども、課題や成果などがあったら教えていただきたいと思います。

○吉永ひかり学園推進課長

それでは、3月8日に実施いたしました、試乗会の成果や課題についてということでの御質問を頂きましたので、何点か実際にそういった成果等もありましたので、お答えをさせていただきますと思います。

まず、実際に行いましたのは土曜日ということでの開催でしたけれども、児童・保護者含めて、大体70名弱ぐらいの方に御参加を頂きました。

その中で、実際にバスを運行してですけれども、このたび、この4月から新1年生になる児童そして保護者にも御参加を頂きましたので、その児童の保護者に関しては実際にバスにも乗っていただきまして、登下校の流れを共有できたというのは一つの成果だというふうに考えています。

そのほかにも、実際に登校班での集団登校や、土曜日でありましたけれども、月曜日の一番荷物が多い状況を想定して、子供たちが、ランドセルであったり、荷物であったりそういったものを背負って、実際にどのぐらい登下校に時間がかかるかというのもチェックをしてみましたけれども、そのあたりの確認ができたというのも、一つの成果であったと思っています。

また、今回、スクールバス導入に当たりましては、バス利用のマニュアル、これを作成しておりますけれども、その中で、児童さん用のお約束事というのを作っております。これに基づいて、実際に子供たちができているかどうかというのを私どものほうで確認をさせていただきましたが、このあたりもきちんと実施をできていました。

なおかつ、岩田小学校に着いてからですけれども、実際に二、三十分ぐらいちょっと時間をもらって、振り返りの時間を子供たちと一緒にやっております。その中で、先ほどのお約束事を含めて、子供たちと会話をしながら、そのルールについての共有もさせていただきました。こうした共有する時間というのも一つの成果だというふうに考えています。

あとは、3つのバスの事業者が御参加いただきましたので、実際に運行しながら、バス停で待っていただくときに、実際にバスが入ったときに、本来、私どもが想定したバス停の位置ではなくて、「もう少し、例えば右にずれていたほうが安全だよ」とか事業者からのアドバイスも頂けたっていう、そうした課題も頂けたというのも一つの成果だと思っています。

一方で、課題といたしましては、先ほど申しましたように、多くの方には御参加いた

だきましたけれども、土曜日開催ということで、実際の運行時間も登校の時間とは違っておりましたし、交通量も平日の朝とは全く違う状況ではありました。

また、全ての方に御参加いただいたわけではありませんでしたので、保護者の方からは、まさにその「平日のリアルな時間、そして、一番交通量がある時間で一度やってみよう」というような御要望もいただいております、そのあたりがこの開校までに実施できるかどうかも含めて、現在検討しているところでございまして、このあたりは課題というふうに認識をしております。

成果と課題については以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。いろんなお約束事とかルールに基づいての確認や、保護者の方も実際に乗って確認できたということで、少しは安心できたのかなと思います。一方で課題とかもあったようなので、引き続きの対応をよろしくお願いします。

次に、子供たちの安全というのが第一だと思うんですけども、この試乗会以外に、学校内で子供たちと取り組んでいるっていうことはあるのでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

このたびの試乗会以外での学校での取組ということでの御質問です。

各学校共通なんですけれども、実際に乗り降りがスムーズにできるかどうか、このあたりも、ちょっと皆さんで共有していこうということで、例えば、三輪小であれば、体育館に実際のスクールバスの座席表を見立てて、椅子を配置して、子供たちが実際の登校班ごとに乗り降りをするとか、そのときに荷物をどうしておくとか、そういったもの確認しながら、実際に時間を計っているいろいろな練習といたしますか、そういうことを学校のほうには行っていただいています。

また、乗るときのルールの中でも、それぞれ登校班が順次乗ってきたりする、バス停によってはそういうものもありますけれども、例えば、座席の両隣に座るときに、高学年と低学年と一緒に座るとか、そういう組合せなんかも事前に学校のほうにも決めていただいて、開校に向けてですけれども、子供たちがスムーズに登下校できるような訓練といたしますか、練習というのを繰り返し、今、行っていただいているところでございます。以上でございます。

○中村委員

スムーズな乗り降りや、本番に近い状況での練習などをされているということで、よく分かりました。

ちなみに、スクールバスの来年度の運行開始っていうのは、いつになっていますでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

運行開始日ですけれども、ちょうど開校式がこの4月7日、月曜日というふうになっ

ておりまして、この日がスクールバスの最初のスタートということになっております。
以上でございます。

○中村委員

前回の委員会の答弁の中で、「運行当初、市の関係者が同乗する」という答弁もあったんですけれども、これの具体的な内容っていうのを教えてもらえますでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

運行当初、市の職員等が同乗するということでの詳細についてでございますけれども、先ほど、7日からスタートするということでしたけれども、その7日から始めて、大体1週間程度、市の職員が3つの路線に登下校共に乗ってまいります。

また、そこで様子を見て、その後ですけれども、一定期間を空けて、ちょうどゴールデンウイーク明けぐらいに、また改めて、ちょうど子供たちがリセットというか、そのあたりが落ち着いて、また特に新入生なんかは不安の部分が始まる可能性もありますので、ゴールデンウイーク明けの3日間程度、合わせて大体10日間ですけれども、登下校で見守りをしていきたいというふうに考えています。

また、その職員の役割でございますけれども、当然、安全の確認というのが一番重要なところではありますけれども、先ほどもお答えさせていただきましたように、スクールバスの利用マニュアル、これどおりに実際の動きができていくかどうかという確認はしていこうというふうに思っています。

例えば、バスに乗る前ですけれども、バスが着いたときに、実際に子供たちが、今回5分前集合というふうにしておりますけれども、その5分前集合、きちんと事前に子供たちがバス停にいるかどうかの確認であったり、あるいは、お約束の中で、ちょっと遅れそうになったときに走ったりする子とかもいるんですけれども、そういったことがないように約束事の中には入れておりますが、そういったルールが守れているかどうか。また、バス内の様子で申し上げますと、例えば、決められた席にちゃんと座っているか、荷物の置き方がちゃんとできているか、あとはシートベルトがちゃんとできているかとかそのあたりの確認を職員で、まずは最初にしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。4月7日スタートということで、スタートしてもしばらく、子供、保護者、職員の方、それぞれ、しばらくは慣れるまで大変でしょうけれども、万全の体制で取り組んでいただきますよう、引き続きお願いいたします。

以上です。

○仲小路委員

それでは、1点だけ確認させていただきます。

予算書の222ページのところですけれども、ここに、事務局運営事業として、実は、

本来ここにある予定であった、特別支援学級校外活動というのが、今回、項目がなくなっておりました。これまでは当初予算が、28万4,000円が毎年、補正で全額減額になっておりました、令和7年度の計上はなく、この特別支援学級校外活動についてはどのようになるか、お示してください。

○原田学校教育課長兼部活動改革推進室長

特別支援学級校外活動について御質問いただきましたけれども、これまでは市内全校が集合して宿泊なども伴う形で実施しておりました、特別支援学級の校外活動が、新型コロナウイルス感染症拡大により中止を余儀なくされたことに伴いまして、活動自体の見直しを図り、現在は中学校区ごとに連携しながら、例えば、小中合同での七夕祭りやクリスマス会、中学生が企画するレクリエーションに小学生が参加するといった取組、それから、動物園の見学やボウリング等を小中学校で楽しむといった活動を実施されており、来年度についても、それらの取組が継続されるものというふうに把握しているところでございまして、こちらの費用というのが必要なくなったということで削除していただいております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。じゃあ、今後もこの予算はないということで理解していいのでしょうか。

○原田学校教育課長兼部活動改革推進室長

はい、現在のところそのように考えております。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

○早稲田委員

それでは、1つ質問いたします。予算書の224ページの、小中一貫ひかり学園推進事業の中の自動車借上料等について、お尋ねします。

プールの授業支援で行ったり来たりするために使うというようなお話だったかと思うんですけども、この大和小学校でのプールの授業支援について、中学生と小学生と一緒にそのプールを使うっていうことは可能なんでしょうか。深さとか、そのあたり。

また、借り上げるバスの大きさとか台数、期間についてお示してください。

○吉永ひかり学園推進課長

自動車借上料等の内容についての御質問を頂きました。

まず最初の、深さというところでございますけれども、一応、学校とも共有はしておりますけれども、小学校の高学年と中学生の深さっていうところは、大体同じというふうにお聞きをしていますので、実際に中学生が小学校のプールを活用するというのは問

題がないというふうにお聞きしています。また、特に今、授業の中で飛び込み等もございませんので、そういった危険性もないということです。

一方で、実際に今度は授業がスタートしたときに、中学生が使いながら、今度は小学校低学年が使うとなると、今度は水深が変わってまいりますので、このあたりは、例えば、シーズンの最初に中学生をやって後半に小学生をやるとか、そういった授業の行程の中で工夫をしていくというところで、今、考えています。

今度は、次に、バスの大きさ、台数等で御質問いただきましたけれども、大和中の生徒が使うということで、各学年四、五十人を今、想定しておりますので、借り上げるバスについては、大型バスを1台、2台程度で考えております。

期間についても、先ほど申しましたように、今後、学校運営の中で小中学校で調整をしておりますけれども、通常であれば水泳の授業期間というのが、6月上旬から7月中旬ぐらいで行ってまいりますので、先ほどの話で申し上げますと、大体、中学生は6月上旬、ちょっと寒い時期ではありますけれども、そのあたりにバスを集中して借り上げて、大体5日間程度やっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

その借り上げるバスの大きさについては、大型バスということと、期間は6月から7月ぐらいということと、一緒に、深さは同等でいいということや、水質なども調整するというので、一緒に利用していくということを確認させていただきました。

以上です。

○藤川委員

予算書224ページの、先ほど先行委員がお尋ねした、スクールバス運行に関してなんですけれども。先日、ちょっと試運転のときに私、何か所か見学をしまして、気になった箇所が1点ありました。

東荷小学校の前は、道路の脇に止めて乗り降りすると思うんですけれども、あとほかの部分っていうのは、三輪小学校だったら、きちんとした敷地内に入って、安全に乗り降りできるんですけれども。そこで、やはり子供たち、親がしっかり見守っているからいいんですけれども、ただ、バスの陰に隠れて飛び出したり、道路を渡ったりとかしなかなってというのがすごく気になりまして、そういった指導、学校のほうで、交通安全という視点での指導は行っているんでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

東荷小学校の前ということでの御質問です。

確かに、この部分は、ちょうど消防機庫の前っていうところで今、設定しております、おっしゃるとおり、少し踊り場的なところはあるにしても、子供たちのちょうど慣れた頃に、またふざけたりとかっていうそういう可能性もありますので、そのあたりは小学校を通じて、今、徹底しているところではありますけれども、当初、東荷小学校の

中に入るといいうのも想定しておりましたので、このあたりは、今、頂いたように課題の部分もありまして、その他も含めてですけれども、今回の試乗会で上がった部分については、今後、バス事業者といろいろ協議をしながら、変わる場合もありますし、少しその辺は改善できる部分とか、そういった部分は今から調整はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤川委員

バス運行に当たって悲惨な事故など起こっては、もう、やはり、起きてはいけないことだと思いますので、そこはしっかりと教育していただいて、変更できるところは安全なところで実施していただければと思います。

以上です。

○仲山委員

1点だけ、ちょっと確認させていただければと思います。予算書でいうと224ページ、特別支援教育推進事業ですか。

光っ子教育サポート事業として、概要のほうでも書いてありましたけれども、「勤務形態の異なるサポーターを配置し」ということで、きめ細やかな支援というようなことで、少し工夫をなされたのかなというあたりの、来年度のちょっと状況を、まず伺います。

○原田学校教育課長兼部活動改革推進室長

光っ子サポーターについてのお問合せを頂きました。

令和7年度の光っ子サポーターの配置につきましては、今年度、令和6年度は、フルタイムの方を18名、短時間勤務の方を8名の計26名の方を配置しておりましたけれども、令和7年度につきましては、フルタイムを17名、短時間勤務を10名、計27名の合計人数を増やして配置することとしております。

各校への配置については、現在、各校の配慮の必要な児童生徒数を勘案しながら調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

人数が増えたということでもありますね。工夫をして、実際に、実態に合わせてその配置をなさって、対応をなさるんだと思います。

以前、たしか、光っ子サポーター、確保が困難っていうような時代があったような気がするんですけれども、今はどんな状況なんでしょうか。

○原田学校教育課長兼部活動改革推進室長

委員お示しのとおり、以前は、この光っ子サポーターさんの申請というのが少ない時

期もございましたけれども、現時点においては、27名の光っ子サポーターは確保できている状況にあると考えております。

以上でございます。

○仲山委員

確保ぎりぎりなんですか、それとも余裕が、というか、応募はまだあるような状況なんでしょうか。

○原田学校教育課長兼部活動改革推進室長

若干名の候補の方は今もいらっしゃるというふうに認識しております。

以上でございます。

○仲山委員

大変ありがたいことだと思います。そういう状況であれば、対応の必要が出たときにも補員がいるということだと思いますので、しっかりと対応していただければと思います。

以上です。

説 明：加川教育部次長兼教育総務課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○中村委員

それでは、何点か質問させていただきます。ページ数は232ページになります。

中学校の整備事業ということで、浅江中学校の移転事業についてになるんですけども、令和7年度の当初予算でも、学校周辺環境整備工事など、これが計上されていまして、着々と事業が今、進んでいると思いますが、現状の進捗状況をお示してください。

○吉永ひかり学園推進課長

浅江中学校の移転改修事業の進捗ということでございます。

まず今、現在の進捗でございますが、外壁を主に中心に行っている状況でございます。今回、実施する旧光丘高校の校舎は、昭和57年、60年と、おおむね40年程度たっておりますので、その内容で外壁のほうもかなり傷んでいる状況でございました。

したがって、そのあたりを特に外壁の目地の部分であったり、建具のシーリングであったり、そのあたりの補修を行ったり、あとは塗膜の、いわゆる防水工事であったり、その防水工事が終わってからの塗装であったり、そうしたものを行ってございまして、大きく建物は2か所ありますけれども、南側の南棟、管理特別教室棟ですけれども、このあたりの改修が今、終わって、今、北側に移っているところでございます。

そしてまた、並行しながら、今度は内装のほうでございますが、トイレの洋式化、今現在は和式、ほとんど和式になっておりますので、このあたりを全て取り替えたり、今、全部撤去している状況ですけれども、壁を破ったり、そのあたり内装の関係を、今後整備するに当たって一通り、電気配線も含めて全て取っている状況でございます。

それが終わりましたら、今度は内装の色塗り等に入ってまいりますので、今、並行して行っておりますのが、学校関係者の皆さんと、例えば内装の色ですね、どのような色にするかとか、仕上げをどのようにしていくか、このあたりの協議も並行して行っているところでございます。

進捗については以上でございます。

○中村委員

分かりました。外壁などの補修や防水工事や塗装を、南側から北側に向けてされていると、あとは内装については、トイレの洋式化や、設備の中の色などの検討をされているということで、理解しました。外から何となくは見えるんですけど、中は何をしているのかなと、ちょっと思っていましたので、よく分かりました。ありがとうございます。

来年4月の供用開始に向けて、引き続きよろしく願いいたします。

それから、234ページの、中学校部活動改革推進事業についてなんですけれども、概要は19ページになると思います。

この概要にも書かれていますが、公認指導者資格取得についてなんですけれども、この資格について、どういったものか、詳しくお示してください。

○原田学校教育課長兼部活動改革推進室長

公認指導者資格取得経費補助金につきましては、地域クラブ活動団体において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保するため、新たに公認指導者資格を取得した地域クラブ活動団体の指導者に対して、資格取得のための費用を補助する制度でございます。

日本スポーツ協会や、その他、公益法人が認定する指導者資格について取得するための、受講料やテキスト代、資格登録料について、上限5万円を補助するものとなっております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。日本スポーツ協会などで受講料、あと、テキスト代ということで分かりました。

この資格について、対象はスポーツなど運動系が多いとは思いますが、このスポーツ以外の文化芸術活動や、その他の活動の資格については、どのような資格を想定しているのでしょうか。また、現在の実績はいかがでしょうか。お示してください。

○原田学校教育課長兼部活動改革推進室長

文化芸術活動における資格についてお問合せいただきましたけれども、そちらの資格につきましては、例えば、吹奏楽では、公益社団法人日本吹奏楽指導者協会が認定する資格、それから、合唱では、一般社団法人日本合唱指揮者協会が認定する資格などがあるというふうに承知しているところでございます。

なお、実績につきましては、現時点では、文化芸術活動のほうではございませんけれども、スポーツ活動のほうで1件申請を受けている状況でございます。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。それぞれの活動の、吹奏楽は吹奏楽などの資格があるということで、理解できました。現在の実績は1件ということで分かりました。

円滑な移行というのができるよう、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○中本委員

それでは、数点質問をしてみたいと思います。

まず、予算案の概要の40ページ、予算書の226ページ、エアコンの移設について2,520万円という予算がされております。

先ほど説明はありましたが、理解はいたしておりますが、このエアコン移設事業であります。閉校する塩田、三輪、東荷小学校に配置されているエアコンの他の学校に移設するということでもあります。まさにもったいない精神、あるいは、使用できるものは使おうというようなことでもありますので、よく理解をいたしておりますが、どこの施設に何台ぐらい移設をするのか、できれば詳しく教えていただきたいと思っております。

○加川教育部次長兼教育総務課長

本委託につきましては、閉校する塩田、東荷、三輪小に設置されております、令和元年度と3年度に国の交付金を活用して設置したエアコン28台でございますが、このうち塩田小、東荷小でコミュニティセンターなどでの活用が見込まれる7台、これを除いた21台を他の小中学校に移設するものです。

現状、普通教室への設置率は100%を達成しておりますけれども、特別教室への設置率が36.9%という現状がございますことから、令和8年度に移転が予定されております浅江中学校を除く、8小学校と4中学校の特別教室を中心に移設をするものでございます。

具体的には、児童の増加が見込まれる大和小学校、こちらの普通教室や通級指導教室が増加する予定がございますので、こちらに3室、それから、現在エアコンが故障しております上島田小学校の通級指導教室、それから、光井小学校ことばの教室など、そのほかにつきましては、先ほど申しましたように、各学校の特別教室への設置を考えております。

各学校でどの特別教室に設置するかにつきましては、各学校に希望を募っているところ

ろでございまして、各学校1教室にはなろうかと思えますけれども、そういった設置を考えているところでございます。

以上でございまして。

○中本委員

詳細にわたって説明を頂きました。ありがとうございました。

28台の使わないエアコンがあるということで、その中で、特別支援学級にはまだ設置していないというような状況の中で、全ての子供たちにエアコンの快適な授業ができるようになるということで、いい結果だというふうに思っております。

とにかく使えるものは使おうと、もったいない精神。先ほど申し上げましたように、そういうことをやらないと、全て解体するというような状況もありました。今後も学校再編がありますので、そのあたりをよく考えながら、精査しながら、使えるものは使おうというようなことで、よろしく願いをいたします。

その中で、まだエアコンが余ったり残ったりしているところがあるかもしれませんが、以前、施設の中で新しいエアコンがついている状況の中を、解体するというようなことがありました。「もったいないので、どこかの施設に」という話をしたんですけれども、かないませんでした。そういうことがないように、ちゃんと使えるものは使おうという精神で、今後もよろしく願いをしたいと思います。

それから、小学校予算説明資料の32ページ、それから、小中学校の児童生徒、学級数等の状況であります。生徒数が年度別推計表で出ておりますように、児童生徒の数がこの推計表のとおり、大体、推移していただけますかどうか、そのあたりをちょっと、お聞きをしておきます。

○原田学校教育課長兼部活動改革推進室長

予算説明資料32ページにお示ししております、生徒の推計表でございましてけれども、こちらについては、実際の児童生徒数に加えて、住民基本台帳からのデータを基に算定し、作成しているものとなります。

令和6年5月1日時点の人数を基にした推計にはなるんですけれども、今後についても、おおむねお示ししている人数になるものというふうに考えているところでございます。

以上でございまして。

○中本委員

その中で2校、上島田小学校、周防小学校の児童が著しく減少しております。「この減少によって複式学級になる」というような声もあるようではありますが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○原田学校教育課長兼部活動改革推進室長

先ほどの推計表のところでも申し上げましたとおり、こちらについては、現在、令和

6年5月1日時点の児童生徒数より推計したものということになりますので、今後も含めまして若干の増減はあるかと考えられますが、現時点で国の示す複式学級の人数となる可能性のある学年はあることから、複式学級になる可能性というのはあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○中本委員

「複式学級の可能性がある」というようなことであります。複式学級が絶対いけないという意味ではありません。いろんな面で細かく指導ができるというような方法もありますので。しかしながら、できるだけ複式学級を控えていかなければいけない。

少子高齢化社会という児童がどんどん減っていく状況の中で、やっぱり、一応ピーク時は小学校で6,493人、令和4年ぐらいでは2,000人だった。中学校では3,342人、それが1,152人と、これだけ生徒数が、児童数が減っておりますので、将来的には、この増える、児童を増やす、そういう努力もしなければなりません。現状ではどんどん生徒数が減っているのは、もう目に見える状況の中です。

そうすることによって、今後の施設の整備、いろんなことについては、年度ずーっと、小中一貫も、今やっておりますが、それを踏まえての施設整備をしなければならないというふうに思っておりますので、しっかりと、できるだけ複式学級にならんように、教育委員会のほうでも十分、特色ある学校を目指しながら、しっかりと頑張ってくださいということ、一応、今回はお願いをしておきます。

それから、予算書、小学校管理費226ページの、樹木剪定等委託料105万円ですが、今回はいろんな委託料に含めて、いろいろ予算化の中の予算書を見させていただきました。

今回は樹木剪定等委託料についてであります。この105万円の中身を教えてくださいたいと思います。

○加川教育部次長兼教育総務課長

小学校管理事務費の樹木剪定等委託料105万円でございますけれども、まず、毎年計上しておりますものとして、卒業式や入学式に向けて学校の正門それから玄関周辺を剪定する経費、これが40万円。次に、腐食や倒木、落枝のリスクがある危険木への対応、これとして、室積小学校の桜2本、浅江小学校の桜8本、これを伐採する経費として60万円。合わせて105万円を計上したものでございます。

以上でございます。

○中本委員

その学校で歴史がある、伝統のあるような桜の伐採ということでもありますので、大変な管理があった。その管理があることによって、その学校での桜の木が開花して、新入学生を迎えるというような雰囲気づくりはなくてはならないというふうに思っております。

また後ほど、総括いたします。

その次に、中学校、ページ230ページ、樹木剪定等委託料125万円を教えてください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

中学校のほうにつきましても、考え方につきましては小学校と同じでございます。例年計上しておりますものとして、卒業式や入学式に向けての学校の正門、玄関付近を剪定する経費、これが50万円。次に、倒木や落枝のリスクがある危険木への対応といたしまして、島田中学校の桜6本、これを伐採する経費として75万円、合わせて、こちらは125万円を計上したものでございます。

以上でございます。

○中本委員

学校の樹木は校庭校舎の周りに植えてあります。その中には記念樹もあるというふうに思っております。この樹木は日差しや風を遮る、樹木で環境がいい、教育にも活用できるというようなことで、樹木をどんどん植えて、今までまいりました。

ところが、周辺には、やっぱり住宅が密集してきましたので、「木が道路にはみ出て枝が落ちる、枯葉が落ちる、誰が管理するのか」というような声も聞くようになります。

管理は剪定、伐採あるいは治療を行って、適切な管理をしなければならないということはよく分かっておりますので、この樹木管理はずっと続きますので、ある時期に、やっぱり必要でないような樹木は、ちゃんと伐採して整理するというようなことが必要ではないかというふうに思っております。管理費もどんどん予算しなければならない、そんな状況でありますので、適切な管理、運営を、お願いをしておきます。

それからもう一点ですが、中学校の整備事業、予算書232ページであります、これは、樹木剪定は先ほど説明がありました。施設整備事業478万3,000円、学校周辺環境整備事業700万円ありますが、この中身を教えてください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

今年度は3件の工事を予定しております。

まず1件目は、別に予算計上しておりますが、室積中学校の高圧ケーブルの更新に關しまして、現在、このケーブルは市の所有でございますことから、撤去費用は市のほうで持つということで、この経費として17万円を計上しております。

それから、2件目は、光井中学校の校舎屋上に設置しております、太陽光発電装置の一部でありますパワーコンディショナー4台、これを更新する工事で、421万3,000円を計上しております。この太陽光発電装置につきましては、平成23年2月設置、14年が経過しております。

太陽光パネルで発電した電力を直流から交流に変換する装置、これがパワーコンディショナーでございますが、4台中1台が故障、残りの3台も交換時期を知らせるエラー表示が出るなど老朽化が進行しております、パネルで発電した電力の利用率が低下をしております。こうしたことから、パワーコンディショナーの復旧を行い、日中の購入電力量の削減と余った電力の売電を図るものでございます。

なお、年間発電量につきましては、約5万1,000kWhを見込んでおりました、平均単価が30円であるため、発電量全てを自家発電消費に使うと仮定した場合は、年間150万円の削減効果があるものと見込んでおります。

それから、3件目でございますが、同じく光井中学校でございますが、現在、保健室内に給湯設備がございません。そのため、新たに設置するもので40万円を計上しております。

現状は電気ポットのお湯などで対応はしておるんですけども、けが等の処置でお湯を大量に必要とするような場合には、事務室それから職員室から運んでおります。光井中学校は、保健室と事務室、職員室とはかなり距離があります。初動をより確実に実施するために、このたび給湯設備を設置するものでございます。

以上でございます。

○吉永ひかり学園推進課長

それでは、中学校整備事業のうち、学校周辺環境整備工事700万円について、御説明をさせていただきます。

こちらについては、このたびの浅江中学校移転改修事業ということで、旧光丘高校のグラウンドの棟の中にある整備を行うものでございまして、主には、砂場の新設、それと鉄棒でございますが、実際に、まだグラウンド内に鉄棒もありますけれども、さび等で腐食している状況でございますので、そのあたりを全て撤去して、新しい鉄棒を、現在の浅江中学校と同程度の基数を整備していく、この2点でございます。

以上でございます。

○中本委員

説明の中で理解をいたしました。

太陽光については、非常にその学校の電気量を賄うということで、大きな収入になって負担が少なくなってくるというのはよく分かっておりますが、全小学校に、中学校に太陽光発電をつけておりますが、ぼつぼつ、その老化現象が出てきて、大体10年したら、かなりのしごうしなければいけないというような状況があちこち出ているようですので、しっかりその辺を見極めて、今後の対応もしていかなければならないというふうに思っております。この項については、よく理解をいたしました。

最後であります、中学校部活動改革推進事業、予算書の234ページ、会計年度任用職員の報酬であります、249万3,000円が、また改めて新年度で予算化をされております。昨年の3月に6年度の予算執行を予算化されておりましたが、1年間かけても予算執行ができなかった、任用できなかったということでありました。

このたび新年度で予算化されておりますが、どういう方向に向かうのか、お伺いをいたします。

○原田学校教育課長兼部活動改革推進室長

学校部活動の地域移行に係るコーディネーターにつきましては、現状においても任用

には至っておりませんが、令和7年度につきましては、コーディネーターの業務内容等を考慮した待遇の見直しを行い、現時点で1名の任用、配置が見込めているという状況でございます。

以上でございます。

○中本委員

1名が任用できるというような方向でありました。ようやく、そのリーダーが選任できるわけでありますので、この中学校部活動改革推進事業であります。ずーっと、ひもといっておりますが、若干ちょっと記憶が薄れている場合もありますけれども、もう地域移行の運用開始が始まるんじゃないかと。代表者会議を含めて、いろいろ取組によって会議を行っておりますが、令和7年度末をもって代表者会議は一応終了して、7年度末で完全にその活動が区切れればいいが、8年度に中学3年生となる生徒が所属する部活動の終了時期については、各学校の実情によるというようなことであったかというふうに思っております。

「コーディネーターの役割はどんな役割があるか」と12月の議会で申しあげましたように、すごく調整の役割、あるいは一緒に行動したり、地域移行では、このコーディネーターがもう外せないというふうに思っております。このコーディネーターが1年遅れで7年度に任用できるということでありますが、中学校部活動改革推進事業の中で、若干、そのあたりの事業が遅れるっちゃうことはありませんか。

○原田学校教育課長兼部活動改革推進室長

本市の学校部活動の地域移行に関しましては、基本的な考え方というものをお示しさせていただいており、そちらのほうに計画が示されておりますけれども、その計画に従って、先ほど委員お示しのとおり、令和8年度の途中までには地域移行のほうを終えていくという方向で動いております。

以上でございます。

○中本委員

前向きに改革推進事業が進んでいる、進むというようなことでありますので、今回は、まだまだこの予算が、任用のちゃんとしたという方がまだ公表しておりませんので、ちょっと今の時点では、要は、「任用できた、できる」ということを聞きましたので、まず一つは安心をいたしました。コーディネーターが任用されれば移行が進むということで期待をしております。

光市では、スポーツのアスリートを育てたり、あるいは知識があったり、この周辺で、そういう指導者がたくさんおられます。そういう指導者を含めて、学校の先生あるいは地域の方々、たくさん、いい知識を持った方がおりますので、そういう方々をしっかりと教育委員会の中でつかんでいただいて、改革が十分進んでいくようにしていかなければならないというふうに思っておりますので、地域移行の受皿は急務であると思っておりますので、小中一貫校で大変忙しいとは思いますが、ぜひ、この部活動の改革推進事業を前

に押し進めていただきますようお願いをしておきます。

今、現状では小中一貫校に全ての力を注いでおりますが、既存の小中学校の環境整備、これも忘れてはなりません。非常に施設が大変な状況になっていることは、しっかりとよく現場を見て承知しなければいけない。少ない予算ではありますが、計画的に、その環境整備をしていくということが、ちょっと見えにくいなというふうに私は思っておりますので、しっかり腰を据えて、教育の環境整備、小中一貫校にも、しっかり頑張ってくださいようによろしくをお願いをしておきます。

以上です。

○仲小路委員

それでは、まず1つ目は226ページですけれども、下段の下からちょっと上ですけれども、シロアリ駆除委託料とありますけれども、これの対象の学校と、現状の建物の状態をお示してください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

シロアリ駆除委託料の対象の学校と状態でございますけれども、対象の学校につきましては、室積小学校の南棟でございます。現状でございますけれども、令和6年頃から、一部の教室の窓枠、それからドア枠、それから廊下の壁に、シロアリの被害と見られる空洞が見られております。強度が下がるような箇所も散見されるようになっております。

今、現状といたしましては、こういった箇所については、発見した段階で修繕を行うとともに、薬剤注入・散布を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

今、行っているということで、予算は、これは7年度に行うということでよろしいですか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

6年度につきましては、修繕料を使いまして、様々な修繕等を行ってきたところでございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、先ほども答弁いただいた話なんですけど、226ページの小学校管理事務費の空調設備設置委託料と、中学校の同じ内容ですけれども、これにつきましては、28台ありまして、21台を移設ということで、これは全て、これで補助金を使ったものが全部移設ということでよろしいでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

28台を、補助金等を使って設置しておりまして、21台移設しますので、残る7台、東荷小、塩田小、コミセンの用途等で使う見込みがあるもので残すものについては、そのまま残る、補助金を活用しましたけれども、そのまま残るといようなものでございます。

○仲小路委員

分かりました。これは、今後も統廃合というのはあり得ますけれども、補助金を使って、返還が不要な年数というのは何年でしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

補助金、その設置した内容にもよるんですけれども、例えば、今回のものでいいますと、令和元年度に設置した、いわゆる天つり型のものですけれども、こちらは13年、令和3年に設置いたしております、これは床置き型のものでございますけれども、こちらは6年というように、内容によっては違うんですけれども、それぞれ期間というのがございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、228ページと232ページにありました、小学校教育振興事務費と、それから、中学校振興事務費のソフトウェアライセンス取得業務委託料で、これはオフィスの更新ということがありまして、これは、単価と台数というのはどうなりますでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

単価につきましては、これは学校用ということで、かなり安価な設定がございまして、6,800円に税を掛けたものになります。

それから、台数につきましては、小中合わせて350本、小学校が203、中学校が147でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、この項目にはなくなった部分ですが、中学校管理事務費の中に、以前ありました進路適正検査委託料、これが22万4,000円ありましたけれども、これが計上がないということについての状況をお示してください。

○原田学校教育課長兼部活動改革推進室長

進路適正検査につきましては、進路や職業に対する生徒の興味、適正を調査するものとして、これまで中学生の進路指導等に活用してきましたけれども、現在は、1人1台

のタブレット端末などを活用して、比較的容易に自己分析が行えるものや、進路に関する情報に触れられるようになったこと、また、令和2年度から導入されました、キャリアパスポートと呼ばれる、小学校1年生から高校3年生までの節目節目に、自己の行き方や進路を考える自己評価を行い、将来について考える取組、これも行われていることにより、同様の情報等が得られるものと考えたことにより、計上していないということになります。

以上でございます。

○仲小路委員

状況を確認しました。

それから、最後1点ですが、234ページで、先ほど、中学校教育振興事業の海外派遣事業交付金の件で、これは12名予定で、1人30万円の負担ということがありましたけれども、これにつきまして、30万円について、例えば、生活保護世帯、あるいは非課税世帯、あるいは就学援助を受けている生徒についての対応というのは、同額か、それとも、これに対する補助があるかについてお示してください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

海外派遣でございますけれども、負担金は30万円ということで設定させていただいておりますが、おおむねの滞在費等が60万円程度要するような状況でございます。現状30万円で助成しておりますので、残り30万円程度は、派遣を受ける方に御負担をお願いするという形になっております。

お尋ねを頂いた生活保護等への対応についてでございますが、生活保護の方に対しましては、助成対象経費の全額を助成する支援を行うこととしております。

また、就学援助というお尋ねも頂きましたけれども、就学援助を受けられる世帯の方に対しましては、派遣を受ける方の負担分30万円の一部といいますか、半額15万円を支援することとしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況を確認しました。

以上です。

○藤川委員

ただいまの項目と同じ、続きというか、さらに質問したいんですけれども、234ページの海外派遣事業のことです。

経済的に余裕がないというか、生活保護を受けていらっしゃる方、援助を受けている方の減額もしくは全額補助というのは分かりました。

ただ、その途中というか、30万円まではちょっと出せないんだけれども、補助も受けていないというところで、生徒が金銭面でちょっと諦めているところもあるの

かなと思うんですが、まず申し込んだ、チャレンジした人数というのは、お分かりになれば教えていただけますか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

令和2年から5年までは実施しておりませんが、ちょっとその前に遡って、少し27年度以降ぐらいで確認をしてみたんですけども、就学援助等を受けられている方で参加されたというケースは、ここ27年度以降はございませんでした。

以上です。

○藤川委員

受けられていない家庭で「30万円までは」というところで、例えば、金銭面だけのために子供の夢を諦めてしまうというのではなく、例えば、テストだったりとか、選考試験があったりとか、そういったところで補助を出すとか、そういったシステムはあったんでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

教育委員会で選定する前に、まず学校のほうでいろいろな選定をされておりますので、その中では学業の成績であるとか、いろんなことを踏まえた上で選考はされているものというふうに聞いております。

以上です。

○藤川委員

その部分では工夫されているということは分かりました。

ただ、今後、もう少し子供が申し込みやすいとか、手を挙げやすいような、例えば、候補とか選考試験があつて、この基準にクリアすれば行く機会があるとか、補助金をそちらに充てられるとか、そういったシステムがあつたら、もう少し、行きたいと思っけていても手を挙げる子供が増えたりとかするのかなと思ひまして、そういった、ちょっと工夫をお願いできたらと思ひます。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○藤川委員

すみません、先ほどの質問に対して答弁のほうをお願いいたします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

海外派遣員の成績が優秀な方等への支援ということではあると思ひますけども、今、限られた予算の中で派遣者を決定して派遣しておりますが、一方では、より多くの方に行つていただきたいというような考えもござひますし、御提案いただいたように、支援

が必要な方には必要な支援をとというような考え方もございます。

我々としては、その両方をなるべくできるように考えているところでございますので、当面の間は、今12人ということで、今の制度で新年度は考えております。

以上でございます。

○藤川委員

支援の面では十分お気遣いしていただいていると思うんですけども、今後やはり、行きたいと思った生徒とか夢を持った生徒がお金を気にしないでいいように、例えば、枠を少しつくって、選考する枠というようなところを設ければ、もしかしたら、そこを狙って学力向上につながっていくのかなと、みんなそこを目指して頑張ろうっていう生徒も増えてくるのかなというところで、あとちょっと考えていただけたら、枠が、もう少しみんなの希望をかなえるチャンスが増えるのかなと思いました。ありがとうございます。

○委員長

よろしいですか。

○藤川委員

はい、大丈夫です。

○早稲田委員

それでは、1つ質問させていただきます。予算書の228ページの小学校の施設整備工事のところについて、お尋ねします。

まず、こちらは、先ほどの説明では、浅江小学校のドアと三井小の受電設備等、何かそういったお話だったんですけども、内訳について、まず教えてください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

小学校整備事業で施設整備工事でございますけれども、7年度、3件の工事を予定しております。

1件目は、浅江小学校の中央棟と北棟をつなぐ2階の渡り廊下、これの中央棟側にありますドアの取替え工事で150万円を計上しております。

内容といたしましては、現在のドアは鉄扉の開閉式で、老朽化が進んで開閉に支障があるとともに脱落の危険がありますことから、アルミ製のスライドドアに改修するものでございます。

それから、2件目は、三井小学校の受電設備の一部である、高圧気中開閉器それから高圧ケーブル、これの更新工事で120万円を計上しております。

これらの設備につきましては、設置から25年が経過をしておりますして老朽化が進んでおりますことから、このたび更新をするものでございます。

それから、3件目でございますが、同じく三井小学校でございますけれども、グラウ

ンド排水設備工事で45万円を計上しております。

これは、グラウンドの南東側に幅1.5m、それから、5段の階段が、ちょっとした階段があるんですけれども、ここに、大雨のときに水が勢いよく、階段から市道に流れ出ているような状況がございます。児童の通学時の歩行箇所であります路側帯が通行困難になったり、前面の市道のほうの車両の通行に支障が及ぼしているようなところがございます。これを解消するために、階段の上の部分と横の部分に側溝と収水ますを設置する、こういった工事を予定しております。

以上でございます。

○早稲田委員

では、浅江小学校のドアの取替え工事について、質問します。

こちらは令和6年度も実施していますけれども、この取替えを含めて、全ての取替えが終了する時期はいつになるのでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

浅江小学校のドアにつきましては、開閉に支障があるもの等について、令和6年度から計画的に取替え工事を行っております。6年度は3か所で、7年度、今回予算で上げさせていただいたのが1か所、残り1か所がございますけれども、こちらにつきましては、ちょっと時期は未定ではあるんですけれども、8年度以降に実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

残り1か所があと、8年度にする予定ということで、今の答弁でよろしいですかね。

○加川教育部次長兼教育総務課長

8年度以降ということで、他の学校等も含めまして、危険度等を勘案しながら判断していきたいと考えております。

○早稲田委員

もともとの鉄の扉は重たいし、開けにくかったりさびたりしていたので、アルミ製のスライドで開閉が楽になればいいかなと思いますので、できるだけ早めにしていただければありがたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○仲山委員

まず、先ほど質問がありましたエアコンの移設の件なんですけど、ちょっと飲み込みにくいところがあったんで、ちょっとお伺いします。

国のほうへの返金が発生する可能性があるというような話であったかと思うんですけ

れども、今回、移設する21基に関しては、返金の対象になるわけではないという理解でよろしいですか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

今回、移設する21基につきましては、学校の用途に使うということで用途が変更ございませんので、返還の必要はないということで確認しております。

以上です。

○仲山委員

コミセンとなる、その元校舎に残る7基ですか、この分に関しては、その対象となるのでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

残る7基につきましては、民間事業者等による利活用検討であるとか、コミセンの共用スペースとしての検討というのを現在されておる、政策企画部のほうでされておるところだと思えますけれども、こちらにつきましては、用途が確定し次第、補助の返還の手続が発生するんじゃないかというふうに、県のほうにも確認をしているところでございます。

○仲山委員

了解いたしました。

これもあれなんですけど、小学校の管理事務費のほうと、それから、中学校の管理事務費のほうに、空調設備の設置委託料っていうのはあるんですけども、中学校のほうの費用っていうのは、外したものを設置するための費用と理解していいですか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

移設を受けるほうで予算は計上しておりますので、3小のエアコンを小学校に移設するものについては小学校費、中学校に移設するものについては中学校費で、それぞれ計上させていただいております。

○仲山委員

了解いたしました。

あと2点ほどお伺いできればと思います。

予算書でいうと228ページの小学校教育振興事業と、それから、234ページの中学校教育振興事業、それぞれに図書購入費というのが上げられております。

どの程度の金額が妥当なのかっていうのは、ちょっとよく分からないところではあるんですけども、内容、内訳といいますか、新規に購入する、あるいは、入替えをするというあたりの見込みをもって金額を弾いていらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、内容についてお伺いできればと思います。

○加川教育部次長兼教育総務課長

図書購入費、小学校費、中学校費ともにでございますけれども、こちらにつきましては、いずれも図書室用の図書を購入する経費でございます。

内容につきましては、各校の判断によるものでございますので、詳細については、これから決定していくものでございますけれども、基本的には全て書籍を購入するというものでございます。

○仲山委員

全て書籍なんですね。音源資料とか映像資料とかは、そこには一応含まれていない。分かりました。

それから、今度、大和の小学校が1つになるというようなことで、そのあたりの変化もあるかと思うんです。移動させて充実させる分も当然あるでしょうし、それから、学校の数が減ったというところもあるんでしょうけれども、そのあたりの影響というのはどのようになるのかということをお願いいたします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

閉校となります3小で保有しております図書につきましては、まず、大和小でないもの、それから、大和小で更新が必要なもの、こういったものの移管等を最優先に行ってまいります。残る図書につきましては、他校での活用を基本に、各校の図書担当教諭や担当司書などと調整することとしております。

学校ごとの予算は、いずれも前年度と同額の予算を計上しておりますので、こういった大和3小の図書の移管を含めると、昨年よりは充実した学校図書の配置ができるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○仲山委員

そのあたりが多少、期待できるのかなと私も考えていたところですので、そういうことなんですね。ありがとうございます。

ただ、各小学校、中学校もそうですか、図書室を明るい図書室にしようということで、大変、外光がよく入る図書室に、全てなっているかと思えます。

外光が入るということは、紫外線によって結構、表紙の、表紙というか、背表紙が出ているものに関しては背表紙が色あせていってしまったりとか、あるいは、紙も劣化が早かったりとかいうことで、暗い図書室だったときよりも本の傷みが早いかと思うんですね。そのあたりのことも、たまに学校に行く機会がありますと、古びた本が多く目立つとか、そういう本ばかりになってきているように見受けられるので、図書の更新のことについては、今後ちょっと配慮、検討をお願いしたいと思えます。

それから、図書館のほうで、これは図書館の購入費ではないんですけれども、これはどこになるのかな。図書指導員が各校に、各校というか市内の学校には配置されてお

ます。これまでは、2校ないし3校もあったんですけど、兼任という形で、学校図書館の司書的な役割を果たしてきていただいております。

大和の小学校が3つなくなることで、その配置のあたりについては、どのようになるのかお伺いします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

6年度、学校司書につきましては、先ほど少し説明申し上げましたけれども、小学校4名、それから中学校2名の計6名を配置しております。

7年度につきましては、3校が閉校となりますことから、学校数は減少となりますけれども、6年度同様6名の配置を予定しております。

このうち大和地域の4小につきましては、6年度、1週間当たりで申しますと、岩田小が2日、三輪小が2日、東荷小、塩田小が1日の配置としておりましたけれども、7年度につきましては、開校する大和小に、岩田小のときから1日増の3日配置で、残る3日間につきましては、他校に割り振るなどの充実に努めてまいります。

また、大和小と大和中に同一の学校司書を配置するなど、将来の施設一体型小中一貫やまと学園での1名配置に向けた、試行的な配置も検討しているところでございます。

以上です。

○仲山委員

学校司書に関しましては、これまでからも度々申し上げておりますけれども、やはり、ホームグラウンドとして、各校の図書館、1校だけでもなかなか大変なところがございます。今、掛け持ちでやっていただいているっていう状況は、もう大変な努力をなさっているんだと思います。できれば各校配置を目指したいところではあるんですけども、今、お話が出ました、小中一貫ひかり学園としてまとまっていく中で、各校に配置ができるという状態を目指して頑張っていただければと思います。これはこれで結構です。

もう一点ございます。これもちょっと僕のほうの理解のところで、ちょっと確認なんですけれども。

まず、中学校部活動改革推進事業、7年度のことについてなんですけれども。先ほどから話が出ておりました、コーディネーターが今、どうやら1名働いていただける状況になりそうだというふうにお話を聞いたように理解しているんですけども。コーディネーターの方、これ、部活動の内容自体が、スポーツ系統と文化芸術、その他と3つに、今、分けてコーディネートしていただくことになると思うんですけども。

なかなか、スポーツ分野と文化芸術分野であるとか、その他の分野を、1人のコーディネーターで、それぞれの事情が、いろんなことが分かるっていうのは、なかなか難しいかと思うんです。恐らく、一番必要が多いスポーツ分野のほうで働いていただくことになるんだと思うんですけども、それ以外のところに関しても、コーディネーターは置かないとしても、コーディネーター的な役割っていうのは、やっぱり必要だと思いますので、そのあたりはしっかりと補うようにしていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけども、そのあたりについてはどう考えていらっしゃるか、お伺いします。

○原田学校教育課長兼部活動改革推進室長

委員お示しのとおり、部活動地域移行に係るコーディネーターの役割というのは、各種団体や指導者、学校や練習会場等との連絡調整等多岐にわたるところでございますけれども、これまで、その適任者をなかなか任用できていないという現状から考えますと、まずは1名の方を任用し、そして、様々な協会等の協力も得ながら、業務を遂行していくということが重要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

しっかりと認識していただいているようですので、よろしく願いいたします。

それと、部活動の在り方といいますか、位置づけといいますか、そのあたり、ちょっと、実は最近分からなくなってきました、ちょっと確認させていただきたいと思うんですけれども。

これまで、部活動は、学校教育の一環として学校教育の中に位置づけられて行われてきていたと思います。今、進められているのが、地域移行というような言葉で私たち、捉えているんですけれども、移行という言葉で、僕は、部活動が学校から違う場で行われるようになるっていうようなイメージが、どうも染みついております。頭に、やっぱり、その言葉からそういうふうにイメージしてしまっていたんですけれども。

ちょっと今、進んでいく状況をよく、そもそも考えてみますと、学校教育の一環ではなくなるのかなと。学校教育という枠ではない活動になるように思えるような進み方をしているように思うんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか。

○原田学校教育課長兼部活動改革推進室長

令和4年6月6日にスポーツ庁長官に提出されました、運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言等において、学習指導要領の次期改訂における見直しとして、中学校学習指導要領の総則における部活動に係る規定を抜本的に見直すことも検討する必要があるとされております。

また、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁から示された、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインのほうには、地域クラブ活動は社会教育法上の社会教育の一環として捉えることができるといったことが示されているところであり、そのあたりについては、今後、検討、整理されていくものと考えているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

方向としては、学校教育の一環というか、一部というわけではなくなっていく方向のように感じるんですけれども、今まだ確定しているわけではないところなのかなと理解はいたしました。

今、一定の条件を満たすものとして、移行先にお墨つきといいますか、そういうものを与えていくというようなことをしているようなところかなと思うんですけども、それ以外のお稽古事や、より高度な指導が受けられる教室等やクラブ、そういうものと、それから、中学校の部活動からお墨つきを頂いているものというのは、位置づけとしてはどのように考えたらいいんでしょうか。

○原田学校教育課長兼部活動改革推進室長

地域クラブ活動と、それから、これまでの既存の習い事やいわゆるクラブチーム等との違いということをございますけれども、一つには、本市の地域クラブ活動については、国の示すガイドラインに準じた活動であることを登録の要件等にしておりまして、このガイドラインには、「地域クラブ活動は学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承し、発展しつつスポーツ文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である」といったことが示されているところから、そういったところを指導者に対する研修等でお伝えしていくことが重要であると考えているとともに、もう一方、違いといたしましては、要件を満たした団体につきましては、例えば、ホームページを活用して、小中学生や保護者に広く団体の活動内容の周知ができたり、あるいは、市のスポーツ等の施設使用料が減額となったり、また、公認指導者資格を取得するための支援を受けることができたりといったそういうことが、地域クラブのほうはできるようになると、そういう違いがあるものと認識しております。

以上でございます。

○仲山委員

おおむね分かってきました。これまでからも、学校の部活動以外に様々な活動がありましたが、その中で、学校教育の部活動に準ずるような教育的配慮がなされている地域の活動というものに、今、いわゆる移行先としての位置づけを与えて、そこに行く分には学校の部活動に準ずるような配慮がなされていますよという、そういう理解でよろしいんですかね。

○原田学校教育課長兼部活動改革推進室長

おおむね、お見込みのとおりというふうには考えられますけれども、本市が定めております基本的な考え方の目指す姿のところでは、「地域の子供たちは、学校を含め地域で育てるという意識の下、一人一人の子供の願いに応じたスポーツ文化芸術活動をはじめ、種々の活動を親しむことのできる、持続可能で多様な環境と体制を整備すること」と示しているところをございます。その方向で進めてまいりたいと考えているところをございます。

以上でございます。

○仲山委員

今、述べていただいたような地域の在り方のために、教育委員会のほうは今、取り組

んでいるということで理解をいたしました。
以上です。

説 明：国広文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑

○中村委員

それでは、1点ほど質問させていただきます。

ページ数が242ページなんですけど、概要は20ページになります。

こちらの新規事業にもなっております、周防の森ロッジ施設機能強化事業ということで、このロッジのトイレの洋式化やエアコン設置等を実施されるということですが、この箇所数や場所、スケジュールなど、詳細を教えてください。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

周防の森ロッジのトイレの洋式化につきまして、まず、御説明させていただきたいと思えます。

屋内・屋外のトイレを改修する計画としておりまして、屋内外に現在ある和式のトイレは全部で15基ございます。そのうち13基を洋式化する予定としております。改修時期につきましては、来年度の秋以降を考えているところです。

エアコンにつきましては、周防の森ロッジの研修室、大きい部屋になりますけれども、そちらに壁かけタイプを4台設置する予定としております。設置は6月中を考えているところでございます。

以上です。

○中村委員

分かりました。15か所のうち13か所ということで、ほとんど洋式になるということでもあります。来年度の秋以降ということで。

昨今、トイレの洋式化っていうのは必須になっていまして、和式を使ったことのない子供も増えてきていますので、うれしい限りでございます。

これまでもいろんなイベントをロッジのほうでされてきたと思いますが、私も何回かイベントに参加させていただいたことがありまして、気にはなっていたところなので、とてもうれしいです。これからもたくさんの方々に気持ちよくイベントなどに参加していただけるように、対応をお願いいたします。

以上です。

○仲小路委員

それでは、予算書の238ページの社会教育推進事業ですが、その行の一番下から2行目の、光市小中学校PTA連合会補助金ですが、これ、例年10万円が40万円になっている内容をお示してください。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

P T A連合会の補助金というところがございます。

来年度、山口県のP T A研修会が15年ぶりに光市で開催される予定となっており、県大会の引受けということで、会場使用料や研修会資料の印刷製本費、大会で予定されている講演会の講師謝金等、例年になく経費が発生するため、補助金の増額を予定しているところがございます。

以上です。

○仲小路委員

これについては、県のほうから補助金はありますか。これについて、県からの補助金はありますか。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

県から市に対する補助金はありません。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

以上です。

説 明：国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、眞嶋図書館長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○林委員

令和7年度光市当初予算（案）の概要の19ページをお願いいたします。

ここに、伊藤博文公遺徳継承事業では310万8,000円を予算計上されておられますけれど、この内訳についてお伺いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

内訳といたしましては、毎年開催しております企画展に関するポスター、チラシなどの印刷製本費22万円、それから、企画展における看板の作成費用9万円、展示パネル等の作成料40万円、企画展内で展示を予定しているモノクロ写真をカラー化・動画化に関する、資料デジタル化委託料54万円、落語家の方の招聘や野点、写真の撮影等の写真家の方への謝金30万円、収蔵資料の修復に70万円、新しい資料館のグッズ作成に29万7,000円、資料館で使用している展示台を作成する費用35万円、伊藤公墓前祭に出席の

ための旅費6万3,000円などを合計しまして310万8,000円となります。

以上です。

○林委員

今、詳細にわたって御説明いただきました。ありがとうございます。この企画展等が楽しみでございます。

また、伊藤公記念公園には、伊藤公資料館のほかに旧伊藤博文邸や伊藤公生家があります。来館者はこれら3つの施設に足を運び、伊藤公の生誕から逝去まで、また、遺徳について思いを巡らせることと思いますが、企画展開催中では、特に多くの方々が伊藤公記念公園に来られることと予測されますが、期間中に伊藤公生家や旧伊藤博文邸を活用したイベントは予定されているのでしょうか。お伺いいたします。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

来年度の企画展については、仮称ではございますが「よみがえる明治の彩」として、彩にフォーカスを当て、令和の時代以降に伊藤公資料館に収蔵された新収蔵品展を開催することを予定しております。

この企画展の開催中に、伊藤公生家、旧伊藤博文邸の両施設を活用したイベントも予定しております。

まず、伊藤公生家においては、伊藤公がお茶を好んだと言われることから、「わび寂の彩」ということにいたしまして、野点を開催しようと思っております。

旧伊藤博文邸では、明治の政治家や官僚が晩さん会や祝宴等の余興として落語家を招待したことにちなんで、「古典の彩」として落語の講演会を行うこととしております。

以上でございます。

○林委員

ただいま、いろんな「わび寂の彩」とか「古典の彩」とか、いろいろと何かたくさんイベントに要請されている中で、何か魅力あるものを生み出していただけののだなと私は楽しみにしておりますので、しっかりとこの企画展が成功するようにお願いしておきます。また、準備も大変だと思いますが、よろしくお伺いいたします。

そして、多くのイベントでは、大和地区や東荷地区の人たちを、伊藤公、伊藤公園も東荷ってということもございまして、多くのイベントでは、大和地区や東荷地区の人たちを巻き込んだイベントはお考えでしょうか。いかがでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

伊藤公生家で実施する野点については、大和地区の方々に御協力を頂き、イベントを実施していきたいというふうに、今、予定しているところです。その他のものにつきましては、地元の方を巻き込んだイベントということにならないかもしれません。大和地区、東荷地区の方にもイベントをPRして、地元の方にも参加していただく、来館していただくよう努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。

生家の前で野点をとってということで、以前も何度か野点はしたことがございますけれど、ちょうど秋頃になるのでしょうか、9月から11月頃になると、やっぱり、紅葉も色づいて、とてもいい場所で、静かで。また、生家の屋根のふき替えもってということで、かやぶきの屋根がね、ふき替えということもあったりして、心機一転して、とても楽しみにすることが出来ますし、まして、野点となると、何かしっとりとした感じで、地域の方々を巻き込んで。

これも、地域の方にお声をかけて、そして、野点もしていただくような企画を取り組んでいらっしゃるってのを、今、教えていただきましたので。PRすることによって、東荷もですけど、光市、また光市以外のところにも、しっかりとPRをして、このイベントに伊藤公をもっともっと、強く強く、来ていただけるように、私たちも含めてPRしていかなきゃいけないなど、また、しっかりとこのイベントが輝いてくることを願っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○仲小路委員

それでは、1つは、248ページに市民ホール管理運営事業ですけども。これまで、100万円程度の清掃委託料がありますけれども、来年度はないんですが、それについてはどうなっていますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

市民ホールの管理運営事業のほうになりますけれども、来年度より3年間の指定管理期間となることから、指定管理料の中に清掃委託料をこのたびは含めたもので、指定管理を行おうと予定しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

それから、先ほど説明がありました、施設整備設計委託料120万円は、地下の変圧器なんですけど、これは故障したということでしょうか、それとも定期的な取替えになりますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

現状、稼働はしております。市民ホール開館から使用しているところになりますので、メーカーの推奨、そういったところからいきましても、30年を超えているところでございます。

こういったことから、このたび、その3台について更新を目標とした設計を組んでい

きたいというふうに思っているところです。

以上です。

○仲小路委員

それにつきまして、工事代、設備料というのは、幾らぐらいを予定していますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

変圧器と共に附帯の設備工事等も、このたび設計をしていこうというふうに考えておりますので、全体的な工事費の、今、概算というものは、まだ弾けていない状況でございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

それから、次の252ページですけれども、これ、新規事業でありました。上から3行目の、企業内人権教育研修普及啓発事業とありますけれども、これについての、この事業を実施することになった背景、また、人権研修の実施の方法、これは派遣ということがありましたけれども、それから、対象企業をどのように決定するかについて、お示しください。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

背景といたしましては、企業の方が加入していただいております光市人権教育指導者研究会の研修会には、企業の人権担当の方や研修担当の方の参加が多いというふう感じていたところでございます。

市内の企業に勤務する一人一人の従業員の方に、企業の課題として挙げられるパワハラやセクハラなどについて、企業の背負う社会的責任等人権課題の現状や、新しい知識について学んでいただく機会を提供する必要があると思ひ、本事業を実施することと考えました。

人権研修の実施方法といたしましては、人権教育課の職員が各企業を訪問し、人権研修の案内を実施いたします。研修を希望される企業の会議室や休憩室をお借りして、職員が講師となり、研修を実施するという流れになります。

対象企業といたしましては、特別に従業員の数や職種など固定的な取決めはなく、市内の事業所であればどちらにでも訪問し、研修を実施していきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これは、ハラスメントがメインの研修であるというふうに思います。

それから、実際に、これの目指す成果あるいは結果のまとめ方とかいうことについては、どのようになりますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

成果というところでございますが、なかなか目に見えないところもございまして、研修を実施することにより、ハラスメント等の人権侵害を未然に防止する、そういったことが挙げられるのではないかと考えられます。

まとめ方といたしましては、訪問した企業数、研修を実施した回数、どのような研修内容であったかなどの取りまとめは、課内のほうで行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。いろいろな方法がありますが、具体的には、研修を受けられた方の意見あるいはアンケート等もまた参考になるのではないかと思います。よろしく願います。

以上です。

○仲山委員

概要の19ページのほうに、文化財保護事業として、「戦後80年企画展の開催」というのが挙がっております。

昨年秋の一般質問でも80年ということをおっしゃったので、出ていたので、おっ、と思いました。

どのような内容を予定していらっしゃるのか、内容についてお伺いできればと思います。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

本年、令和7年は、第二次大戦後80年の節目の年となりますが、この節目の年に、戦争の記憶が遠のいている現在、特に戦争を知らない世代の方に、平和の大切さ、平和な未来をつくっていく、考えていく機会とするために、仮称ではありますが「戦後80年企画展」を開催予定としております。

現在、展示につきましては、文化財となりました海軍工廠の資料8点に加え、映像や当時の市民に関わる生活日用品等展示に係る資料調査を行っているところでございます。また、他市との連携についても模索をしているところでございます。

以上です。

○仲山委員

80年たって、恐らく、今回の展覧会とかこのタイミングが、今、戦争を経験して語れる方の話を聞いたりするのは最後の、もうこれが本当に、ぎりぎりのところじゃな

いかと思います。この展覧会に絡めて、そういった機会を考えてみるのもいいんじゃないかと思っております。

それから、昨年の文化財指定のものもたくさんございますので、そのようなものと組み合わせて、充実した内容にさせていただきたいというふうに思っております。

スケジュールとしては、どのようなスケジュールで考えていらっしゃいますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

企画展の開始を、8月の1日から開始をしたいということで考えているところです。以上です。

○仲山委員

夏は戦争への、戦争というか平和への思いを強くする、そういう時期に合わせてということだと思います。しっかりと実りのあるというか、戦後80年の企画展とあって、それだけのことになる内容にしていただければと思います。

次に、同じところにも出ておりました、虹ヶ浜菊の看板製作というのがあります。本年度も文化財表示の看板を3か所設置ということであったと思います。表示に関して、以前にも御指摘してきていたと思いますけれども、文化財指定なら文化財指定で、様式といいますか表示の仕方を統一した形で進めていただいたほうが良いということもお話をしていただきたいと思いますけれども、本年度予定の3つの看板と虹ヶ浜菊は共通のものと考えてよろしいですか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

文化財の看板、新しく設置する、今年度も設置するというところの看板でございますが、こちらのほうにつきましては、史跡や天然記念物、工芸品などの文化財の種類を明記して、文化財であるものの資料の説明を記載し、QRコードを貼ることとしております。QRコードの内容は、文化財のより詳細な内容、また、その看板が設置されてある、同地区にあるその他の文化財の紹介を読み取れるようにする予定でございます。

文化財の看板は、今年度の作成の看板より、全て同じ仕様で今後は作成し、看板を御覧になれる方に見やすいように、横書きの仕様で看板のほうを作成していこうというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

様式というかスタイルが同じものであれば、これは文化財だなと分かりやすくなって、大変よろしいかと思っております。様式に関しては、「共通のもので今後も」ということをおっしゃっていただきましたので、これから分かりやすくなっていくものと思います。

次の点に行きます。伊藤博文公遺徳継承事業、伊藤博文公の資料館のほうの話なんですけれども、これは遺徳継承事業のところに入っているのかな。展示用具作成委託料と

して展示台、先ほど何か、高さをどうのという話がありましたけど。それとか、展示用備品購入費としてガラスケースと。

これまでも展覧会に併せて、展示用具はいろいろと購入を、あるいは、用意をされてきていると思います。新たな展示の充実につながるという面はあるんですけども、そういった展示用具が増えることによって、ストレージの状況がちょっと心配になってまいります。展示用具の収納スペースはどのような状況か、お伺いします。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

ガラスケース等の展示用具の収納スペースというところでございますけれども、大概のものは、企画展・常設展示含めまして、そのガラスケースのほうは活用しているところでございます。その展示の手法によって、そのときに使用しないガラスケースについては、シアターホールの奥のほうとかそういったところに、保存というか設置をして、使わないときにはそこに保管をしていると。ガラスケースのストレージというところになると、旧邸の裏のほう側にも、旧邸建物の裏側の廊下が立ち入り禁止の場所があるんですけども、そこにガラスケースを仮置きしているという形での方法も、現在、取っているところです。

以上です。

○仲山委員

違う建物のほうにも、しまうところがあるということであるかとは思いますが、これから、今回もそうですけど、新たな収蔵品が加わり収蔵品も増えていっていると。収蔵品の保管場所、保管っていうのも大変大事なことになってくるでしょうけど、それらと併せて考えたときに、伊藤公資料館の建物では恐らく、なかなか難しくなってくることもあるかと思えます。そのあたりについても、考えながら進めていただければと思います。

そして、今言いました、新しい収蔵品、増え続けていると思いますけど、伊藤公資料館の資料の保管場所や保管環境については、どのような状況でしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

新たな収蔵品の資料というところでございますが、伊藤公資料館の建物内に収蔵庫という部屋がございます。こちらのほうは外気等に触れることもなく、館内の冷房等の空気も流れ込むような形で設置をされている部屋であり、保管場所として資料の腐食等が発生することはないというところは、現在、感じているところでございます。

以上です。

○仲山委員

収蔵品、増えてきているところだとは思いますが、まだまだ余裕があるという状況なのか、そのあたり今後の見通しも含めて、お伺いいたします。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

収蔵庫については、確かに狭小な部分ございます。来年度につきましては、今、整理をしている棚の上、最上部、天井との間になるんですけれども、そのスペースを活用して、棚の増設を現在、考えているところで、スペースを有効に使っていこうと、現在、考えているところです。

以上です。

○仲山委員

工夫を凝らしてやっていらっしゃる様子は分かりました。ある程度はいけるかと思えますけれども、また様子を見てお伺いしたいと思います。

次に、ちょっとこれも気になったのでお伺いするんですけれども、先ほどありました、予算書248ページの市民ホール整備事業のところで、施設整備設計委託料のところで、地下変圧器というのがございました。

この地下変圧器は、先ほど、年数も何か相当たっている話を聞きましたんですが、変圧器というと気になるのがPCBなんですけれども、今回のこの変圧器に関しては、そういう心配というか、ことは絡んでいないんでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

このたび設計・改修を行おうとする変圧器については、まだ調査のほうをしておりますが、PCBが含まれているかどうかという調査のほうも、このたび行っていきたいと計画しております。

以上です。

○仲山委員

古いトランスというか変圧器というと、そういう話がいつも心配になるわけですが、そうやって対応していらっしゃる。たしか、PCBの処分等の関係で、期限といいますか何かもあったかと思えますので、しっかりと対応していただければと思います。

以上でございます。

○早稲田委員

予算の概要の19ページの文化財保護事業のところ、先ほど同僚委員が何点かお伺いしたんですけど、虹ヶ浜菊の案内看板の設置場所が決まっておりましたら、お示してください。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

虹ヶ浜菊の看板の設置場所につきましては、現在、虹ヶ浜菊の定植地でございます、潮音寺山の入り口に設置を考えているところです。設置の時期につきましては、5月中に設置のほうをしていきたいと、現在、予定しております。

以上です。

○早稲田委員

潮音寺山のところということで、広く市民の方が、その看板が目に見える位置にあるといいなど。学校の中とかだと、ちょっと入りにくいので、配慮していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

もう一点、質問いたします。今度は、予算書のほうの246ページの、伊藤公資料館管理運営事業の一番下の、サーバー機器の借上料のところ。これは初めて見る項目なんですけれども、どのような内容なのかお示してください。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

サーバー機器借上料2万8,000円につきましては、民間のサーバーを部分的に借り上げを今、行っております。

こちらは、今年度作成をいたしました、伊藤公資料館のデジタル入館記念スタンプのプログラムや映像等を保存しているところです。

来年度も、モノクロ写真のカラー化・動画化のデータや、作業中のプログラムを保存するストレージ的な使い方も、現在、予定をしております。

以上でございます。

○早稲田委員

サーバーの機器借上料ということでは、ちょっと金額が少しだったから、何に使うのかなと思ってお伺いしました。

伊藤公のほうで管理できるデータの管理ということで、デジタル入館スタンプとか、今後のモノクロデータについて見ていくということで、理解しました。

私は以上です。

○藤川委員

図書館費のほうで少々お伺いします。248ページと249ページにわたるんですけども、図書貸出業務等電算委託料、250ページがシステム保守料ですかね、あります。この委託する業者の選出方法を教えていただきたいんですけど、お願いします。

○眞嶋図書館長

業者の選出方法ということなんですけど、図書館システム関係の扱っている業者っていうのが全国的には極めて少なく、大手だと2社とかそのぐらいしかなくて、選択っていうのがなかなか、いろんなものが選べるわけじゃないんですけど。

光市として、古くから扱っているメーカーさんっていうのが、システムのほうのですね、これが山口県全体、県立も含めて山口県全体で使っているシステムなわけですね。そういうことで、図書館年報とか御存じだと思うんですけど、全部そのシステムに、そういう統計のプログラムも組まれているんで、それを使ったほうがもっとコストも安い

し、メリットが高いと。

そういうことで、業者の選定として光市としては考えている。光市だけ別のものを使ってもあまりメリットはないんですね。そういうことになります。

以上でございます。

○藤川委員

県内の互換性という面でも、そういった選択をされたのかなと思いました。

この、クラウド型図書館システム保守委託料というところでも、同じ業者が担当されているのでしょうか。

○眞嶋図書館長

同じ業者でございます。

○藤川委員

理解できました。ありがとうございます。

説 明：三好スポーツ推進課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：高橋学校給食センター所長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○中村委員

何点か質問させていただきます。

ページ数が256ページになります。スポーツ施設整備事業ということで、概要は19ページになりますが、弓道場整備ということで、この事業について、整備するに至った経緯のほうを教えてくださいたいと思います。

○三好スポーツ推進課長

弓道場の整備の経緯ということでございますが、光市の弓道場の整備に当たっては、これまで、平成11年の光市弓道連盟から光市への要望書の提出をはじめ、様々な会合等を通じて、弓道場整備の必要性などの御提言を頂くほか、令和2年の議会への陳情書の提出や、委員会での陳述を行われております。

弓道場の整備につきましては、必要性を十分に理解してはいるものの、弓道場の設置場所それから費用、それぞれの諸課題がございまして、設置には至っていない状況でございました。

しかしながら、このたび、旧光丘高校跡地への浅江中学校の移転が決定いたしまして、さらに、中学校の部活動の地域移行も令和8年度から本格的に始動するという事となったことから、この時期に合わせて、光丘高校の閉校後、利用されていなかった弓道練習場を再整備することにより、弓道を通じたスポーツの振興を図るために、弓道場の設置に向けて事業を着手したということでございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。要望や提言、陳情書などありましたが、今まではできていなかったということで、このたび、中学校の移転、地域移行に合わせて事業をやることになりましたということをご理解できました。ありがとうございます。

これに関してですけれども、利用団体や想定する利用者というのを教えていただけたらと思います。

○三好スポーツ推進課長

主には、光市弓道連盟に加入されておられる選手が利用されるというふうには考えておりますが、市内大会等の開催をはじめ弓道の練習会場としても活用することが可能となるため、新たに市民の方や中学生、小学生など弓道を始められる方々を含め、また、他の地域の弓道愛好者の方々にも御利用があり、一定数あるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

そうですね、たくさんの方に利用していただきたいとは思っておりますが、今後、浅江中学校が、先ほどもありましたように、隣接することになるんですけれども、この中学校との関わりっていうのはあるのかどうか、その辺をお願いします。

○三好スポーツ推進課長

中学校との関わりということでございますが、これまで、光市弓道連盟が大和中学校で、令和4年から毎年、体育科の授業として弓道を実施しております。日本の武道の一つである弓道のすばらしさ等をお伝えしております。

弓道場の設置後は、隣接する浅江中学校においても、弓道競技人口の拡大を図ることを目的に、体育科の授業で弓道が体験できるよう調整を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。

じゃあ、実際に利用するに当たっての手続きっていうのはどうなるのか教えてください。

○三好スポーツ推進課長

利用するに当たっての手続きでございますが、今後、定めてまいりたいと考えております。

また、他市の状況なども参考に、利用者になるべく御負担がかからないよう配慮することを含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。

ところで、その管理っていうのはどうなるのか、この管理のほうもお願いします。

○三好スポーツ推進課長

管理についての御質問でございますが、施設管理につきましては、直営それから管理委託、指定管理者制度など、多様な手法がございます。現在、検討中ではございますが、鍵管理等の施設利用に関することにつきましては、鍵ボックスなどの活用により、施設利用がしやすいよう、利便性の向上を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

なるほど。鍵ボックスは、利用者にとってはすごく助かるんじゃないかなと思います。最後に、供用開始も含めて、工事などのスケジュールを教えてください。お願いします。

○三好スポーツ推進課長

スケジュールでございますが、施設の利用開始時期を令和8年4月からと考えておりました、そのため、令和7年7月頃から契約事務に着手いたしまして、9月頃から施設等の改修を行う予定としております。おおむね令和8年の2月頃には完了する予定としており、併せて、供用開始のための法令等の整備も行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。先ほどお話にも出ましたが、部活動の地域移行にもつながる事業ということで、引き続き、利用者ファーストということで取り組んでいただくということで、今後お願いして、この質問を終わります。ありがとうございました。

以上です。

○林委員

一般会計予算の258ページです。学校給食センターの管理運営事業について、お伺いしたいと思います。

ここに、空調フィルター交換委託料が296万円上がっておりますけれど、交換に至った経緯と空調機等台数、また、フィルターの数等、全体的な御説明をお願いいたします。

○高橋学校給食センター所長

給食センターの空調機につきましては、調理場内に30基設置されており、外気からフィルターでごみ等を取り除いた後の空気を、湿度、温度等を調節し、施設内に取り込んでおります重要な設備でございます。

しかし、学校給食センターは、供用開始から約10年間、フィルターの交換を行っていないことから、フィルターが目詰まり等した場合、その機能を十分果たせないことや、モーター等に負荷がかかり故障するおそれや、電気の使用量が増えることが懸念されます。

空調機には、大きな粒子を初期段階で除去するプレフィルターと、より微細な粒子を除去する中性能フィルターがセットで取り付けられており、機械の手前のプレフィルターにつきましては、年1回、職員が取り外して清掃しておりましたが、中性能フィルターは、機械の内部に取り付けられていること、機械自体が足場の悪い天井裏に設置されており、職員で取り外すことは困難であることから、このたび、業者委託によりフィルターの交換及び内部の点検を行うものでございます。なお、交換するフィルターの枚数は124枚でございます。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。そうですね、給食センターができてから10年がたっておりますよね。その間、簡単なところは職員の方がお掃除していたという経緯を今、お伝えいただきましたけど、大変な、天井裏っていうことになると、なかなかできないということで、このたび、124枚のフィルターの全体の掃除をしていただくということでのよろしいんですかね。

○高橋学校給食センター所長

フィルターそのものの交換ということと、あと、その際に、内部の点検、掃除等も行ってもらおうということでございます。

以上でございます。

○林委員

はい、失礼いたしました。掃除と124枚のフィルターの交換ってということですね。ありがとうございました。

そしたら、これは大変な工事であると思うんですよね。その給食センターが全然使わ

れないんじゃないかなと思いますけれど、工期とか作業に関わる日数とかは、いかがでしょうか。

○高橋学校給食センター所長

フィルターの交換につきましては、学校給食の提供に影響がない夏休みに実施し、工期は、2日ないし3日を予定しております。

以上でございます。

○林委員

夏休み、そうですね、給食を皆さんに提供しない夏休みっていうことで、2日から3日の工期っていうことでありました。その間にきれいになればとてもうれしいことでもあります。ありがとうございました。理解できました。

児童生徒の健康に一翼を担っている給食センターでございますので、衛生面が一番大切であると思いますので、今後とも心がけていただき、配慮を頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

終わります。

○仲小路委員

それでは、予算書の256ページの1行目ですが、測量登記等委託料、この内容をお示しくください。

○三好スポーツ推進課長

こちらの測量登記等委託料でございますが、勤労者体育センターの横の旧テニスコートを売却するものでございまして、こちらの土地につきましては、昭和61年頃から10年間程度、テニス場として利用されておりましたが、その後、利用がなく、現時点においては、維持管理のための草刈り等を毎年実施している状況でございます。

土地の利活用の予定もないことから、このたび処分を行うことといたしまして、予算の計上をしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。この土地の面積は、幾らになりますでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

土地の面積でございますが、登記簿上の面積で申し上げますと、1,925m²でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○委員長

最後に、教育委員会所管分全体を通して、質疑のある方は、ページ数を述べて、順次、御発言をお願いします。

○仲小路委員

それでは、246ページですけれども、伊藤公資料館の件ですが、下からの行のところで、資料デジタル化委託料、これはモノクロの写真をカラー化ということでありましてけれども、この枚数というのは何か予定されていますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

A I 生成により、モノクロの写真をカラー化・動画化するということですが、現在、そのモノクロ写真がA I 生成に適しているかどうかというところの判断までは至っておりませんが、263点のものを、ちょっとA I のほうにかけて、生成できるかどうかを実施していこうというふうに考えているところです。

○仲小路委員

263点、分かりました。それで、これの具体的なホームページ等の公開方法というのは、どういうふうになりますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

こちらのほうのモノクロ写真のカラー化・動画化について、企画展での展示というところが特典でございますので、ホームページ等でA I 生成したものをどんどんアップするというようなところは、今のところ考えていないところでございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。皆さんが自由に見れるというふうにはならないということで、了解しました。

以上です。

○藤川委員

予算書222ページの補助金のところなんですけれども、光市教育開発研究所補助金という項目があります。251万円ということなんですけれども、この内訳というか、何をしている内容に対しての補助金なのか、お示し願います。

○加川教育部次長兼教育総務課長

金額の内訳というのはないんですけれども、教育開発研究所で行う調査研究等に対し

て支給をするものでございまして、参考までに、令和6年の事業計画で申しますと、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実に関する調査研究であるとか、小中一貫教育推進のためのカリキュラム作成や連携教育に関する調査研究、それから、中学校部活動の段階的な地域移行に関する調査研究などの5つの研究を主にやっておりますので、そういったことに関して補助をしておるといようなところでございます。

以上でございます。

○藤川委員

調査研究というところに使われているところで理解できました。内容まではちょっとあれなんですけれども、調査研究に主に使われているというところで理解できました。ありがとうございます。

○升教育部長

成果物につきましては、毎年度、冊子を作って配布をさせていただいております。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①施設一体型小中一貫やまと学園施設整備基本設計（案）

説 明：吉永ひかり学園推進課長 ～別紙

質 疑

○中村委員

御説明ありがとうございます。私から1点ほど質問させていただきたいと思います。

授業内容に特化した教室っていうのは、すごくたくさんあって、今からわくわくしておる次第でございますけれども、お金もかかることでございます。

ページが13ページになるんですけれども、概算事業費として、総事業費は34億9,100万円ということを記載されておりますけれども、ほかの施設でも見受けられたのですけれども、物価の上昇ということで、今後、物価の上昇があった場合っていうのは、事業者との協議になるかもしれませんが、どのように対応していきますかということをお教えさせていただきたいと思います。お願いします。

○吉永ひかり学園推進課長

事業費についてですけれども、今後、物価上昇があった場合の対応ということでの御質問を頂きました。

通常、契約の中で、他の契約でもそうなんですけれども、賃金または物価の変動に基づく請負代金の額の変更、こうしたものがあつた場合には、契約の中で位置づけておつて、そうした事情が発生した場合は、請負事業者との協議の中で決めていくというのが一般的ではございますが、一方で、現段階では物価上昇の見込みというの、分かつておりません、把握しておりませんので、今後、来年度、例えば、実施設計を策定していく中で、その時点で、今時点での物価と比較して物価上昇が見込まれる可能性、こうしたものはあるかと思ひます。そうした場合には、できるだけ工夫をしながら、実施設計の中で、例えば、大きな部分での構造上の変更とかがつていうのはなかなか難しいと思ひますけれども、例えば、床材の仕様の見直しを図るとか、できるだけ、今できる工夫を行いながら、このあたりの上昇は抑えていき、額の部分は工夫をしていきたいというふうにお考へております。

以上でございます。

○中村委員

そうですね、なるべく工夫をして、なるべくかからないようにお願いしていただきたいと思ひますが、ひかり学園の今後のモデルとなると思ひますので、行つからには子供たちが笑顔で学校生活を楽しめるような、そういういいものを本当に造っていただきたいと思つておりますが、限られた予算の中で、先ほども私、言ひましたが、物価上昇などをしっかりと注視しながら、対応をお願いしていただきたいと思ひます。

以上です。

○仲小路委員

12ページに、今後の予定と載つておりますけれども、これについて、工事請負契約等の予定がありましたらお示しください。

○吉永ひかり学園推進課長

今後の予定の中での工事請負契約がどのタイミングかということだと思ひますが、現時点で、来年度実施設計を1年かけてつくつてまいりますので、予定といたしましては、その実施設計を基に、今度は令和8年度に入つて、入札、このあたりの準備に取りかかる。その後、契約という流れになつてくる。そういう流れで考へております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○仲山委員

大きなところの話に対して、何か小さい話をするようであれですけど。

まず、全体として、難しい機能をよくコンパクトにまとめられたなという感想でございます。その上で、気づいたところについて、ちょっと質問させていただければと思ひ

ます。

学校では、いろいろな什器であるとか、折り畳み机等いろいろな什器のしまいどころ、あるいは行事の用具だとか、どこの学校でもいろいろと増えてまいります。収納場所が困ったりするんですけれども。

今、この図を見させていただくと、各室の収納は結構しっかりと捉えていて、さすがだなというところなんですけれども。

そういった什器だとか、ちょっと大型のものなんかをしまっておくような、いわゆる倉庫といいますか、収納場所っていうのが、全体を、ぱっと見たときにちょっと少ないような印象を受けたんですけれども、確保の見込みとしてはどのように考えていらっしゃるか、お伺いします。

○吉永ひかり学園推進課長

什器等大型のものを含めた、いわゆる収納の部分での御質問ということになりますが、まず、収納につきましては、大和の校長会を中心に、皆さんと、これまでの実態を踏まえて、ちょっといろいろ御意見を頂き、その後、委託の建設事業者と、あとは学校建設のアドバイザー契約を結んでいる方との協議の中で進めています。

その中で、おっしゃったように、どのようにスペースを収めていくかというところは、当然、コンパクトにまとめる中での課題にはなってきたんですけれども、大きく、まず学校関係の教材でいきますと、1階、2階にそれぞれ教材室を準備したということが1点でございます。

それと、あと、各教科の専門的な教科で使う大型の什器等につきましては、それぞれの特別教室にきちんとした準備室を確保して、このあたりは設定できている。

それと、それ以外のものに関しましては、執務空間の中に、大きい倉庫っていうのを準備いたしまして、その中で一定の確保をしていきたい、収納はしていきたいというふうに考えています。

また、屋内運動棟につきましては、器具庫に加えて、壁面にそうしたものが立てて置けるようなスペース、これは、図面上はかなり小さくて見えにくいかと思いますが、例えば、16ページの1階の体育館部分でございますが、体育館のちょうど北側部分でいきますと、北側の窓みたいになっている2か所の部分は、これは器具庫になっておりまして、このあたりで立てて整理をするような仕組みも、今、考えております。

そうしたことで、トータルとして一定の収納を確保したという状況でございます。

以上でございます。

○仲山委員

大きくまとめなくて、各所で細かくしまうところを用意されているということで理解をいたしました。

4ページのところに、普通教室のホームルームの割当てみたいなことが書いてあったんですが、中学の2、3年生は、教科教室のどこかがホームルームになるというような理解でよろしいんでしょうかね。

○吉永ひかり学園推進課長

今、御質問の中学2、3年生のホームルームにつきましては、委員仰せのとおり、ちょうど2階に教科教室がございますので、このいずれかでホームルームを行うというふうになっています。

一方で、ちょっと分かりづらかったんですけども、次の5ページに、その他の欄といたしまして、その他の概要欄に「HB」ホームベースっていうのを記載しておりますが、このホームベースというのが、教科教室に併せて配置する、生徒用のロッカーを備えた教室となっております、生徒たちはここで自分のロッカー等で収納すると、また、ここで、掲示物等は掲示をしていくというような場所になっています。

以上でございます。

○仲山委員

今、話を聞きまして、このHB、ホームベースのイメージ、大変よく分かりました。大変、普通の学校ではなかなかない場所でしょうけれども、これはとてもよく機能しそうですね。

次に、プログラミング等、コンピューターを使う教室っていうのについては、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

現在、プログラムの授業等については、技術等で使うことが多くありますけれども、今回で申しますと、16ページの2階の平面図を御覧いただきますと、先ほど申しましたように、創作教室というのを北側に配置しております、左側の図画美術教室が、どちらかというところ個別に活動していく場所、そして右手の、工作技術教室が、集団でやっていく、いわゆる机もグループ机になっています。

ですので、プログラミングについては、左側の図画美術教室のあたりで、もし、やるとすれば行うことができるというふうに、今、考えております。

以上でございます。

○仲山委員

コンピューターを使う教室の場合、配線等、今は、やっぱり、ある程度は大分、通信は無線で済むようにはなってきてはいますが、やはり、ある程度、設備が必要になってくるかと思うので、そのあたりがちょっと心配だったのでお聞きしました。

次に、階段寸法についてですけども、建物全体の中で、二方向避難っていうこともあるんでしょうけれども、2か所、階段がございます。

これらの寸法については、いわゆる小学生の寸法、中学生の寸法っていうような話がございますけれども、この建物についてはどのようにお考えですか。

○吉永ひかり学園推進課長

階段の寸法ということで、一般的に建築基準法の中で定められた、小学校の、いわゆる蹴上といいますか、というルールで申しますと、小学校が16cm、中学校が18cm以下、それぞれになっておりますけれども、このたびは小中一貫教育校ということになりますので、規格といたしましては、小学校のほうに合わせて16cm以下ということで、今、想定をしております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。

平面図の1階のところの、ラーニング commons の、図でいえば上と下なんですけど、しま模様、縦じま模様になっている、デッキングのような表示がされているようなところがあるんですけれども。2階の図面なんかとずっと重ねてみましたら、これがどうやら、空まで抜けて自然光が入ってくる、光庭といいますか、中にはアトリウムのようなものが設定されているのかなと読み取れたんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

それぞれラーニング commons を挟む北側、南側のデッキ部分に関しましては、吹き抜けでございまして、おっしゃるとおり、自然光が入ってくるような仕組みになっております。

以上でございます。

○仲山委員

大変、想像しますと、なかなか気持ちのいいラーニング commons になるなというふうに思います。

ちょっと、これは心配なので一応、聞いておくんですけど、体育館と多目的ホールのところなんですけど、いわゆる体育館のコートのホール側のところの、へりのところに、両側から2個ずつ正方形の四角が描かれているんですけど、これは、柱が天井まで届いているということなんですかね。体育館の、ホール側のへりですね。

○吉永ひかり学園推進課長

そうですね、仰せのとおり、体育館の階段を上るところですけども、手前、それぞれこちらについては、柱となっています。

○仲山委員

構造上は多分、上の屋根なんかとかの関係でいくと、ここに柱があったほうが正しい位置というか、楽に構造が支えられる位置ではあるので、あるほうが建物全体としては理解できるんですけども、ステージとしての場合には、結構この柱が制限になるような形になるんだなど。でも、全体の中では、これぐらいは致し方ないのかなというところ

ろですね。了解いたしました。

この添付されている、今見ている16ページの平面図なんですけれども、恐らく基本設計図書として提出された、各階平面図をコピーしたものと思いますが、これは縮小をしてこれを作っているんじゃないでしょうか。また、機能別にゾーニングを分かりやすくするために、太めの線で平面図に区切りをつくっていただいております。これ、機能別にゾーニングが分かりやすくはなっているんですけれども、これは、基本設計図書として提出された平面図にはなかったものではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

委員仰せのとおり、基本設計図書、今回、事業者から提出される基本設計図書、これを、このたび概要版としてお示しをいたしましたので、縮小して、なおかつ、先ほどのゾーニングという形で太字で囲って、こちらのほうでちょっと加工をしたものでございます。

以上でございます。

○仲山委員

先ほど説明のところでもありましたけれども、ちょっとこれ、恐らくかなり縮小されているので、細かくて分かりにくくなっているっていうのは、ちょっと一つ残念なところではあったんですけれども。

ゾーニングの区分けは、これで分かりやすくなっているので、その点ではいいというところなんですけれども、この太い線で引いてある下に、実は窓や開口部が、このために見えなくなってしまうんですよ。それで、スペースのつながりや外部との関係なんかが、これではちょっと、本当に想像力を駆使して私も理解したんですけれども、元の図を見て理解して質問が行いたかったなというふうに思っております。

決してこの建物はよくないと言っているのではありません。先ほども申しあげましたように、むしろ難しいけど、よくまとめているというふうに思っております。

以上です。

○早稲田委員

1点だけ確認なんですけれども、地域住民の方等も出入りされるということで、まだ今からなのかなと思うんですけど、セキュリティー的なもの、最近、何か不審者とかそういう心配もあるので、それについてのお考えがもしあれば、お聞かせください。

○吉永ひかり学園推進課長

今、御質問いただきましたセキュリティーということになりますけれども、今回、動線として分けている部分が何点かございます。

内容といたしましては、先ほど申しましたように、児童生徒用の玄関としてと、地域住民等用の玄関として大きく分けたことが、ここが1点。

また、地域住民の皆さんがこの玄関から入るときに、事務室の職員が、これはアナログですけれども、確認、目視ができるというのがもう一点。

そして、今度は、アナログではなくデジタルの部分ではありますけれども、子供しか入れない場所と、地域の方も入れる場所っていうところを明確に分けて、そこも鍵管理等で対応していきたいというふうに考えています。

特に、体育館等については、夕方であったり、土日も含めてですけれども、社会体育としての利用も可能となっておりますので、このあたりの動線も、今、この図面上ではなかなか分かりづらいんですけれども、きちんと明確に分けているということになっておりまして、今後、完成する実施設計の中では、その動線の部分も含めて、詳細の部分をお示しできたらと思っています。

以上でございます。

○早稲田委員

児童生徒の安全と、それと、地域の皆さん方の利活用というところの両方を考えなければいけないので難しいとは思いますが、そういった時代ですので、検討をお願いしたいと思います。今後もよろしく申し上げます。

以上です。

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第9号 光市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例

説 明：藤井情報・DX推進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第17号 光市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：北川財政課長兼行政経営室長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ③議案第1号 令和7年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：北川財政課長兼行政経営室長 ～別紙

質 疑

○中本委員

それでは、光市の当初予算の概要の33ページをお開きください。

小中一貫ひかり学園の整備推進に伴う遊休財産の利活用について、お尋ねをしておきます。

やまと学園に関連する塩田、東荷、三輪の3つの小学校については、これまでの一般質問などを通じて、遊休財産となる校舎等の利活用の方向性について、一定の理解をいたしております。

一方、浅江小学校においては、先日の一般質問で、「未利用の財産にならないように、しっかりと取り組みたい」という執行部の答弁がありました。本格的な議論はこれから

だと受け止めておりますが、住民の間では、用地交換で県に譲渡されるグラウンド部分について、県がどのように活用するのかといったことも大きな関心事になっているというふうに思っております。

そこで、県のことになりますが、現時点で何らかの情報を把握しているのなら、答えられる範囲で結構なので、お答えをいただきたいと思っております。

○北川財政課長兼行政経営室長

土地のことでございますので、私からお答えをさせていただきます。

お尋ねの件につきましては、光高校の第2グラウンドとして使用する予定であるというふうに、県から情報提供をいただいたところでございます。

以上でございます。

○中本委員

光高校のグラウンドも、小中学校の陸上をはじめとするスポーツクラブに開放しているというふうに思います。浅江中のグラウンドも光高校の第2グラウンドとなるということは、地域への開放、あるいは地域に貢献ということもありますので、ぜひ県に要望してほしいというふうに思います。県との連携がしっかりと、今、取られていますので、県との連携をしっかりとしながら、しっかりと要望をお願いしておきます。

続けて、法人事業納税であります。市税の一覧表の予算書説明資料5ページを御覧ください。5ページに、市税一覧表が載っておりますので、これで税収の一覧表で、はっきり税収部分が分かるというふうに思っております。

法人税であります。現年度課税分3億4,873万8,000円というふうになっております。前年より1億7,329万5,000円減というふうになっておりますが、大変、法人税が減収になっておりますので、どのように分析しておられるかお聞きをしておきます。

○岩崎税務課長

こんにちは。法人市民税については、先ほどの説明でもございましたように、市内企業の企業収益減の見込みにより前年度より減額となっております。

歳入の見込みに当たっては、決算短信等や市内主要企業への聞き込みによる情報を基に分析した結果、経済情勢の先行きの不透明感が強い中、楽観的な見通しは立てづらく、前年度より減額になると見込んでおります。

以上でございます。

○中本委員

法人税については、企業収益によるものでありますので、深掘りをする必要はありませんけれども、法人税で税収が一番多い年度があったというふうに思いますが、幾らぐらいあったのかお聞きをしておきます。

○岩崎税務課長

法人市民税予算で一番多かったのは、平成20年度予算で36億7,537万6,000円でございます。

以上でございます。

○中本委員

36億7,537万6,000円っていうことでありますが、非常にいい収益が上がった時期があります。

法人税は、企業の所得に対しての税でありますので、なかなか、その企業の経営によることでありますので、企業経営状況がよくなっていくことを望んでおります。

関税がどうのこうのという話が新聞紙上でにぎわっておりますが、山口県の瀬戸内には重厚長大型の産業がしっかり位置づけておりますので、光市も周南の工業地帯の一角に2大企業があります。

それと、もう一つは、工業団地には数社の県外にある企業、国外に拠点を持っている企業が数社ありますので、非常に関税によっては厳しい状況になっていくだろうというふうに思っておりますので、ぜひそのことも注視しながら、今後は法人税の収益に当たって、うまく所得から、あるいは経営状況がよくなりますように望んでおりますので、どうぞ注視しながらやっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○仲小路委員

それでは質問させていただきます。

最初に、予算書の60ページですけれども、行革事務費の説明をいただきましたけれども、このBPR支援業務委託料165万円ですが、この具体的な対象の業務というのは分かりますでしょうか。

○北川財政課長兼行政経営室長

BPR支援業務の対象業務というところがございますけれども、今、この実施を希望する課等を庁内調査で募ったところがございますが、2課等から9業務の希望がございました。このうち、最も効果があると見込まれる1業務を今後、選考して実施することとしておりますので、今時点で、これというものは定まっておりません。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これから進むということで了解しました。

それから、予算書の62ページの下の段ですが、広報紙発行事業の印刷製本費が、先ほど説明いただきました1,652万1,000円ですが、これまでは1,000万円程度の予算が増額した内容をお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

こんにちは。それでは、印刷製本費が前年度と比較して増えた理由でございますが、まず、前年度当初予算との比較で申し上げますと、令和7年度印刷製本費の1,652万1,000円に対しまして、令和6年度当初予算は1,081万1,000円となっており、571万円の増加となっております。

主な増額の理由は、契約の更新によるものでございます。広報紙は印刷業者と3年間の長期継続契約を締結し印刷を行っております。現在の契約は1ページ当たり1.5円、これは税抜きでございますが、これで契約をしております。長期継続契約が令和7年5月末をもって満了することから、令和7年度は、令和7年6月からの3年間の長期継続契約の業者選定を行う予定としております。

予算の内訳といたしましては、令和7年度予算は、4月と5月の2か月分の印刷代は、現契約に基づく1ページ当たり1.5円、6月から来年3月までの10か月分の印刷代は、新たな長期継続契約の単価によることとなります。

印刷単価につきましては、物価高騰を踏まえまして1ページ当たり3.0円、現在の1.5円と比べて倍増ということで見積もっております。これにより印刷製本費の増を見込んでおります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう状況を確認しました。

それから、予算書の64ページですけれども、会計事務費のところの手数料1,100万円、説明いただきましたけれども、これが、6年度が810万5,000円で大幅の増額ですが、その内容についてお示してください。

○高木会計課長

こんにちは。増額の詳細といたしましては、大きく3点ございます。

まず1点目は、為替手数料において、昨年10月以降、公金支出に係る銀行間の手数料の有料化により、1件当たりの単価は同額であるものの、令和6年度は下半期分、令和7年度は通年分を見込んだことにより、約180万円の増額となっております。

2点目は、窓口収納手数料がこれまでの1件20円から33円に見直されたことにより、約90万円の増額となっております。

3点目は、本年8月に事業開始予定であります公共料金明細サービスにおいて、令和6年度は、導入委託料として5万5,000円を計上いたしましたが、令和7年度は、導入後のサービスの手数料として、新たに約17万円を計上したことなどにより、令和7年度の手数料の予算として、前年度より289万5,000円の増額となります、合計1,100万円を計上したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。主な3件で増額ということで了解しました。

それから、同じく64ページの財産管理事業ですけれども、これにつきまして、保険料ということで、賠償責任保険料が71万5,000円、それから、自動車損害保険料が330万円、火災保険料が540万円、合計で941万5,000円ですけれども、これまではこの分類ではなくて、賠償責任保険料が400万円程度、保険料が500万円程度の2件で、合計は900万円程度ですけれども、この保険料の明細等の変更については、どういうふうに検討されてこうなったか、理由をお示してください。

○北川財政課長兼行政経営室長

昨年度までは、道路賠償責任保険料と自動車損害保険料を合わせて賠償責任保険料ということで、表示をされていたものでございますけれども、説明でも申し上げましたように、本年度、内部事務システムが更新されるということに合わせて、分かりやすいよう、それぞれの項目に分けて表示をしたものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。今後はこの3つで行くということによろしいですか。

それから、66ページですが、項目としては、総合計画推進事業の中の、次のページの66ですけれども。

アンケート調査が、先ほど説明ありました、205万5,000円ですけれども、このアンケート調査の実施について、具体的な対象の人数は1,500ですかね。調査の時期、それから調査項目等の内容についてお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

アンケート調査委託料205万5,000円の内訳でございます。まず、この委託料の目的でございますが、次期総合計画策定に向けたアンケート調査を実施するための委託料でございます。

対象人数につきましては、市民を対象としたアンケートを1,500人、転入者を対象としたアンケートを500人、転出者を対象としたアンケートを500人、合計2,500人をアンケートの調査対象としております。

なお、転入者のアンケートにつきましては、新たな取組として実施したいと考えております。

次に、調査時期でございますが、あくまで現時点での想定ではございますが、7月以降の実施を想定しております。

次に、調査項目等の内容についてでございます。まず、調査項目につきましては、新年度に次期総合計画の策定方針を速やかに取りまとめたいと考えております。

この調査項目につきましては、策定方針を踏まえた上で、必要となる項目を整理したいと考えております。

あくまでイメージではございますが、まず、市民アンケートにつきましては、人口減少社会を前提とした、まちづくりのさらなる進化、あるいは、「みんなが大好きになる

まち 光」の実現、そして「ウェルビーイング、市民の幸福」、こういった視点から調査項目について整理をしていきたいと現時点では考えております。

もう一つの転入者アンケートでございますが、これにつきましては、本市に転入した方を対象に実施したいと考えております。本市を選んだ理由をお伺いいたしまして、選ばれるまちづくりに生かしたいと考えております。調査項目につきましては、本市のプラス面や強みなどが把握できる調査項目となるように整理をしたいと考えております。

もう一つの転出者のアンケートでございますが、これにつきましては、市外に転出した方を対象に実施をしたいと考えており、市外を選んだ理由についてお伺いをし、住み続けてもらえるまちづくりに生かしていきたいと考えております。転出の理由や他の自治体を選んだ理由などが把握できる調査項目となるように整理をしてまいりたいと考えております。

それと、調査方法でございますが、送付の方法はアンケート用紙を郵送でお送りすることを考えております。回答方法は、アンケート用紙を御返送いただくことも可能ですし、今回から新たな試みとして、ウェブ回答に対応してまいりたいというふうに考えております。

それと、新たな取組として、試行ではございますが、光市公式LINEアンケートを実施したいと考えております。これは、委託業務の中には含まれておりませんが、新たな取組ということで考えております。約5,000人の登録があります光市公式LINEのうち、市政情報の受信の設定をされている方が約1,500人おられることに着目をいたしまして、まちの将来像など、簡単なLINEアンケート調査の試行的な実施を検討したいと考えております。ゼロ予算で対応するもので、内容については、職員が作成することを考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。様々な工夫をされて、転入転出も含めて、いろんな形の調査ができると思います。

1点、確認ですけれども、今、こどもまんなか社会、こども計画がありますけれども、子供の意見を聞くという、そういう対策はありますでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

子供の意見をということで申し上げますと、こども計画は当然、総合計画とも連動しながら進めていきますので、こども政策の担当所管と情報交換もしながら、子供の意見をどのような形で総合計画に反映させるかということについて検討してまいりたいと考えております。

また、こどもの範疇には、高校生、中学生、大学生とかも含まれてくるわけですが、そうした方々の意見、大学生については、まちづくり市民協議会のほうに御参画いただくというようなことも、現在、考えておりますので、様々な手法を通じて、いわゆる「子供」の意見も幅広く、総合計画に吸い上げる工夫について、検討してみたい

と思います。
以上です。

○仲小路委員

分かりました。これを機会に様々な市民が、具体的に直接参加できる、そういうイメージのものにしていただければと思います。

これは1点の提案ですけれども、こんなアンケートをしたのが記事にありまして、「100年後に残したいまちの宝を」という、それをアンケートにしたところがありまして、これを見られた方が、非常に未来に希望が持てる、そういうアンケートだったというふうな話もありましたので、できたら、そういうアンケートというのは、市民が直接参加できる非常に大事なものですので、それを受け取った市民が希望を持って書ける、そういう内容にできるだけしていただければと思います。これは要望として言うておきます。

それから、同じく66ページですけれども、プロジェクト型課題解決研究委託料、これは周南公立大ですけれども、これは総合計画の内容について、周南公立大の意見を聞くということよろしいでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

総合計画推進事業に位置づけた理由という趣旨のお尋ねと思いますが、この委託料につきましては、令和6年度まではこの2つ下の事業の企画管理事業で位置づけておりました。令和4年度からの事業開始から3年が経過したこともありまして、令和7年度からは、公立大学の知見や若者の視点を、次期総合計画の策定に生かしたいという考えの下、総合計画推進事業に位置づけることといたしました。

内容といたしましては、今後、周南公立大学と調整することにはなりますが、総合計画の策定に関する提案、例えば、若者の居住等を促す政策などの提案などを得たいと現時点では考えております。

また、先ほども申し上げましたように、同大学の学生には、まちづくり市民協議会委員への参画を、引き続き打診してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。同様の内容ですけれども、その下に、企業版ふるさと納税支援業務委託料がありますが、これが、この総合計画推進事業に位置づけられている理由をお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

企業版ふるさと納税がこの総合計画推進事業に位置づけられている理由ということでございますが、まず、制度について御紹介をさせていただきたいと思うのですが、企業版ふるさと納税は、地方公共団体の実施する地方創生事業に対して、企業が寄附を行う

ことで、企業にとっては法人関係税が寄附額の最大9割を軽減されるというような税制度となっております。

この事業を、総合計画推進事業に位置づけた理由につきましては、まず、企業版ふるさと納税の制度は、国において地方版総合戦略に位置づけられた事業が対象とされております。

本市の地方版総合戦略であります、光市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第3次光市総合計画と一体的に策定をしております。こうしたことから、総合計画に掲載する事業が、企業版ふるさと納税の寄附対象事業というふうに、御理解をいただけたらというふうに思います。

こうした背景の下、企業版ふるさと納税の寄附を増やすための取組は、総合計画に掲げる事業の推進と密接な関係がありますことから、令和6年度同様、総合計画推進事業で位置づけることとしたところでございます。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲小路委員

それでは引き続きお願いいたします。

先ほど、企業版ふるさと納税の件で御回答いただきましたけれども、これの企業と行政のマッチング業務の具体的な内容とかいうのは、分かりますでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

マッチング業務の具体的な内容という御質問と思いますが、まず1つ目としては、本市への寄附が見込まれる企業の紹介、2つ目として、本市へ寄附する企業の開拓、3つ目として、本市への寄附金対象事業をプロジェクトとして掲載するポータルサイトの作成。この3つの業務を主に委託することとなります。

あと、委託料の積算につきましては、この支援業務を通じて寄附を得た際には、マッチング業務の委託業者に対して、寄附額の20%に税を乗じた金額を委託料として支払うことを考えております。成果報酬により支払うものでありますので、寄附が生じない限りは、委託料は発生しないということとなります。

令和7年度予算では、企業版ふるさと納税の寄附額100万円を見込みまして、企業版ふるさと納税支援業務委託料は、寄附見込額の20%掛ける消費税の22万円ということで、予算措置をしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。了解いたしました。

それから、その次、同じく66ページの、先ほど若干、説明がありました、人口推計業務委託料120万円ですが、これは確認ですが、光市の人口ビジョンとは、また別なもの

でしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

最終的には人口ビジョンの見直しも行うこととなります。事業全体といたしましては、総合計画策定の基礎資料となる本市の将来人口推計を行う、これが主な目的となります。

令和7年国勢調査の結果を反映させたいという思いの中で、先ほど債務負担行為で240万円とお話もいたしましたけれども、この120万円と合わせて2か年合計360万円で取り組みたいと考えております。

令和7年度は、主に人口の現状分析、そして、人口推計に必要な各種データの収集、そして、各種データが人口推計に与える影響の調査、これを令和7年度で行う考えでございます。令和8年度は、この令和7年度に集めた情報や調査に、さらに令和7年国勢調査の数値を取り込んだ上で、将来人口の推計そして人口ビジョンの見直し、これを令和8年度で行うという考えでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。この人口ビジョンは平成27年に策定されて、令和4年に改訂が行われました。この次の改訂とかいう時期は、決まっていますでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

この人口ビジョンの見直しというのを業務としてやりますので、その改訂結果は、当然、反映されるものというふうに理解しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、72ページになりますけれども、電算システム管理事業の中の修繕費ですけれども、これが6年度に比べて100万円で増額している内容を、確認をしたいと思いません。

○藤井情報・DX推進課長

電算システム管理事業の修繕料は、情報・DX推進課で管理運用を行っております電算システムの修繕に関する費用で、プリンターやサーバー室の空調機、システム機器のバッテリー、サーバー機器等の修繕に充てております。

令和7年度の増額の内容でございますが、令和元年度に導入した、住民向けの納付書等連続紙を高速に印刷する漢字プリンターについて、導入から丸5年が経過し、現状は正常に使用できておりますが、故障等不測の事態に備え、修繕のための費用55万円を上積みしたものでございます。

そのほか、基幹業務で使用しているプリンターについて、保守期間の満了に伴い、修

理の増加を見込んでおります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、同じく72ページの電算システム管理事業のサーバー移設業務委託料177万4,000円がありますが、これは令和5年度から計上がありますが、これは何の移設業務で、今後も移設というのが継続するものでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

サーバー移設業務は、災害時の情報発信や行政サービスの継続のため、本庁舎サーバー室に設置しております各種機器を防災庁舎へ移設する業務で、令和5年度から機器更新のタイミングなど複数年で実施しております。

令和7年度は、教育委員会が運用している教育系サーバー等の更新を契機として、教育委員会が使用するインターネット回線を防災庁舎へ移設いたします。

また、共同利用型クラウドサービスに関するサーバー等の更新を契機として、本庁舎とデータセンター間の回線を防災庁舎からデータセンター間へ移設をいたします。これら2つの移設により、本業務は完了する見込みでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これで完了ということで了解しました。

それから、同じく72ページの、行政情報化機器システム保守委託料4億5,561万1,000円ですが、これは、令和4年度が4,863万8,000円、5年度が7,307万4,000円で、6年度が1億7,257万円ですが、今回、特に増額になっておりますけれども、その増額の内容をお示してください。

○藤井情報・DX推進課長

行政情報化機器システム保守委託料は、情報・DX推進課で管理運用を行っております行政情報化機器システムを、長期間にわたり安定して機能するために、定期的なメンテナンスの実施や不具合等への対応に係る保守費用のほか、新規システムの導入、構築に係る委託料を含んでおるため、年ごとに増減いたしております。

令和7年度の増額の主な内容としましては、自治体DX推進計画の一つとして国が進めております、情報システムの標準化・共通化に対して、令和7年度中に対応するため、標準化対応システムの改修、これに係る費用が、約2億7,000万円の増加でございます。

そのほか、メーカーのサポート期限を迎えるため、システムの更新を行う必要があるグループウェアの構築や、書かない窓口の導入に向けた窓口業務支援システムの構築、また、サポート期限を迎えるマイクロソフトオフィスのバージョンアップ等を実施いたします。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。毎年変わるということで、7年度は今の内容ということで了解いたしました。

それから、同じく72ページの、デジタル化推進支援業務委託料200万円がありますが、これにつきましては、6年度は500万円ですけれども、これは6年度の業務と比較してどういう内容になりますでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

デジタル化推進支援業務委託料は、デジタル化を推進するに当たり、デジタルスキルが十分でない職員のみでは実施が困難であるため、デジタル技術にたけた民間の外部人材を活用し、助言や支援、提言を得て取組を着実に進めていくものでございます。

委員お尋ねの業務内容でございますが、令和6年度は、書かない窓口の導入に向けて、導入における実施事項の洗い出しや進捗管理など、プロジェクト管理における支援と、ノーコードツールの導入及び利用拡大に関する助言、支援を主な業務としておりました。令和7年度は、ノーコードツールの利用拡大に関する助言、支援のみの業務となり、減額となっているものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。内容が減ったということで了解しました。

それから、同じく72ページの、共同利用型クラウドシステム使用料1億97万9,000円ですが、これは、令和5年、6年は7,199万8,000円で、この7年度の増額の内容をお示しくください。

○藤井情報・DX推進課長

共同利用型クラウドシステム使用料は、住民基本台帳や税、福祉といった住民向けの基幹業務系システムを、周南市、下松市、柳井市、阿武町及び本市の4市1町で共同利用しているクラウドシステムの使用料でございます。

委員お尋ねの増額の内容でございますが、行政情報化機器システム保守委託料に関する答弁でも触れましたが、情報システムの標準化・共通化に対応することに伴い、パッケージの利用料が増額になったこと、また、現在利用しているデータセンターを継続利用するに当たり、国が示すセキュリティ要件などを満たすために、データセンターの利用料が増額となったためでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、86ページですけれども、ちょっと飛びますけれども、固定資産税課税事務費のところですが、標準宅地不動産鑑定評価委託料ですけれども、これにつきましては、過去の委員会でも「3年サイクルで評価鑑定を行う」ということでありましたが、これは実は、3年前は1,746万1,000円で、それに比べて増額している内容をお示しください。

○岩崎税務課長

3年前と比較して増額している要因ですが、3年前の令和4年度と鑑定評価依頼の内容は同じでございますが、物件費等の上昇によるものです。

具体的な作業内容は、先ほどの説明にもありましたとおり、3年サイクルの2年目に当たる令和7年度は、地価の下落修正に加えて本鑑定を行う予定としております。

以上でございます。

○仲小路委員

内容は同じということで、職員費の増額ということで了解しました。

同じく、固定資産税課税事務費の中の、光市統合型GISシステムデータ更新業務委託料1,600万円ですけれども、これも過去の回答で3年サイクルとありましたけれども、令和4年度が、3年前が1,320万円ですが、これの増加の内容をお示しください。

○岩崎税務課長

3年前と比較して増額している要因ですけれども、3年前の令和4年度と、こちらも作業内容は同じですが、物件費等の上昇によるものです。

具体的な作業内容ですが、令和7年度は3年サイクルの2年目に当たりまして、GISの地番図修正や、市内Web配信用地番図データ更新といった基本業務に加えて、航空写真撮影を行う予定としております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。了解しました。

それから、飛びまして100ページですが、項目につきましては、その前の、基幹統計調査事業の内容の100ページのところにありますけれども、特定調査区調査委託料の、この特定調査区という内容についてお示しください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

特定調査区調査委託料につきましては、これは規模の大きい老人ホームなどの社会福祉施設や、民間企業が所有する従業員向けの社員寮などについて、施設を所有する管理会社に国勢調査の調査業務を業務委託しようとするものでございます。

業務内容といたしましては、1施設当たりの委託料は、入居者の人数にかかわらず、国勢調査の1調査区担当の調査員報酬と同額の4万7,000円となります。令和7年度予

算では、市内18施設分として84万6,000円を見込んでおります。

以上でございます。

○仲小路委員

そういう内容ということで了解しました。それから同じく、その、地図作成委託料、これ、地図の内容というのはどういうものなんでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

地図、これは国勢調査に必要な地図ということで、2種類の地図の作成をする予定としております。

まず1つ目は、調査員が現地調査を行うための地図でございます。

これは、調査員の現地調査の負担を軽減し、円滑な調査とするために、調査区ごとに建物の名称や居住者の名称、番地などが記載された地図を作成し、調査員に配付をいたします。約2,200枚程度を作成する想定でございます。

2つ目は、国に提出する地図の作成でございます。

調査員は、実際に調査した調査区の境界線や居住の位置などを記入した図面、これを調査区用図といいます。この調査区用図を作成し、国へ提出することが仕事の一つとなります。

この図面の作成を支援するために、道路や線路、河川、ランドマークなど、背景のみが掲載された地図を作成し、調査員に配付をするものでございます。調査員は、この地図に実際に調査した住居の位置などを記入して提出をしていただくこととなります。450枚程度の印刷作成を想定しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう形の使用をするということで了解しました。

それから、同じく100ページの、オンライン回答用機器借り上げ料8万円がありますが、これは、5年前の令和2年度は、オンライン回答ブースを、市役所、地域づくり支援センター、大和、三島、周防、室積、塩田の各コミュニティセンター、それから、浅江出張所、里の厨に設置しましたが、今回の予定についてお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

令和2年国勢調査は、先ほど御案内のありましたとおり、市役所ほか8か所にオンライン回答ブースを設置したところでございます。

令和7年国勢調査のオンライン回答ブースの設置は、現在では想定しておりません。代わりにオンライン回答相談窓口を市役所のみを設置したいと考えております。そこにタブレット2台とポケットWi-Fiルーター1台を置く予定としておりまして、そのための予算として8万円を計上しております。

タブレットの主な用途につきましては、来客者の入力用ということではなくて、端末

の操作方法の電話等の問合せに対して、職員が操作説明を確認するための端末とすることを想定しております。

なお、オンライン回答希望者が市役所に調査票IDを御持参されれば、このタブレットでの回答は可能ということを現在、考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

市役所以外、前回行いましたけれども、これをやめたというのは、使用が少なかったということでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

オンライン回答窓口を設置しない理由ということでございますが、オンライン回答窓口を設置いたしますと、多くの職員をそれぞれに配置をする必要が生じます。国勢調査の予算というのは限られておまして、オンライン回答に対応する職員を配置することが予算的に困難という背景がまずございます。

また、前回の国勢調査では、オンライン回答窓口を数多く設けたわけでございますが、利用者は200人弱にとどまっております。

また、前回、オンライン回答窓口を各地域に設置したことにより、市民の方から、国勢調査は市役所やコミュニティセンター等に出向いて、オンラインで回答しなければならないというような誤解を与え、窓口へわざわざ出向いてオンラインで回答されたという苦情を受けた事例もございました。

このため、令和7年国勢調査ではオンライン回答窓口を設けないこととし、新たにオンライン回答相談窓口として設置をしたいと考えてところでございます。

なお、オンライン回答によらずとも、紙の調査票に直接記入をして、郵送等で御回答いただくこともできますので、オンライン回答ブース、これを設けないことによる住民等への調査の影響というのは少ないものと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

細かい内容を了解いたしました。分かりました。

以上で、私は終わります。

○藤川委員

予算書の64ページ、車両メンテナンス管理業務委託料についてお伺いします。

対象になっている車両の台数と、先ほど、メンテナンスの部分では車検が含まれていると聞いたんですが、そのほかに、例えば、修理の部分であったりとか、メンテナンスの範囲を教えてくださいたいと思います。

○北川財政課長兼行政経営室長

車両メンテナンス管理業務委託料の対象となる車両の台数のお尋ねでございますが、こちらは総務課が16台、福祉総務課が14台、教育総務課が4台、計34台となっております。

また、メンテナンスの範囲についてのお尋ねでございますけれども、先ほど御説明した車検のほか、法定点検、こちらの期日管理や実施、また、オイル、夏タイヤ、バッテリーの交換。ただ、このバッテリーにつきましては、ハイブリッド車については除くということになっております。

また、その他の消耗部品の交換や補充、あとは自賠責保険料や重量税の支払い等が含まれております。

以上でございます。

○藤川委員

簡単なメンテナンスが全て含まれているということで、あと、車検の期限だとかそういったデータの管理とかそういった部分では、メンテナンスに含まれているんでしょうか。

○北川財政課長兼行政経営室長

先ほどお答えいたしましたとおり、法定点検や車検の期日管理についても含まれているということでございます。

以上でございます。

○藤川委員

すみません、期日管理ということを、ちょっと聞き落としていました。では、車検切れをなくすとかそういったところでの事故は防げるなと思えました。ありがとうございます。

○早稲田委員

では、数点質問させていただきます。

予算書の64ページ、総合計画推進事業で66ページのほうのページも含めてなんですけれども、先ほど随分説明いただいたんですけれども、トータル、令和6年度と比較すると大幅に増額されていますが、また、その理由についてさらに詳しく教えていただきたいと思えます。

先ほど説明あったかと思うんですけど、令和6年度の予算書では、プロジェクト型課題解決研究委託料が企画管理事業に記載されていましたが、今回はこちらに記載されているところを、ちょっと再度説明をお願いしたいと思えます。お願いします。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

令和7年度の総合計画推進事業、537万6,000円を計上しておりますが、これは、令和6年度当初予算では111万1,000円となっております、426万5,000円の増額となっております。

増となった主な理由は、例年実施する第3次総合計画の市民アンケートに係る経費の増、これに加えて、次期総合計画の策定に必要な経費、これを計上したことによるものでございます。

内訳について、少し御説明をさせていただきますと、まず、1つ目といたしまして、66ページに記載しております印刷製本費でございますが、これが前年度比25万3,000円の増となっております。

これは、次期総合計画策定に向けたアンケート調査を実施する予定であり、アンケート調査票や返信用封筒の印刷などに要する経費が増加したことによるものでございます。次に、その下、通信運搬費は、前年度比53万5,000円の増となっております。

これは、次期総合計画策定に向けたアンケート調査の発送、回収に要する郵送料などを計上したことによるものでございます。

次に、その2つ下、アンケート調査委託料205万5,000円は、令和7年度に新規計上したものでございまして、次期総合計画策定に向けたアンケート調査の調査項目の検討や、新たにウェブ回答に対応するための環境整備、そして、アンケート調査結果の集計・分析、こういったことをコンサルなどの専門家に委託をしようとするものでございます。

その2つ下、プロジェクト型課題解決研究委託料20万円は、本市のまちづくりに関する課題解決策を、周南公立大学の学生に研究してもらうための委託料でございまして、令和6年度までは企画管理事業で予算措置をしていたところでございます。

令和7年度からは、先ほども少し御説明をいたしましたけれども、周南公立大学の知見や若者の視点を次期総合計画の策定に生かすという考えの下、総合計画推進事業に今年度から位置づけることとしたところでございます。

そして、その2つ下、人口推計業務委託料120万円につきましては、これは令和7年度に新規計上したものでございます。次期総合計画の基礎資料となる、本市の将来人口の推計を行うためのものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

印刷製本費や通信運搬費も若干増えていたので、何か増刷されるものがあるのかなというところが理解できました。また、新規項目も幾つかありますので、それによってトータル400万円ぐらいですかね、アップしているということが理解できました。

特にプロジェクト型のところは若者の意見を取り入れて市に生かすっていうふうな趣旨でということをおっしゃっていたので、ぜひそれは実行していただいで、調査していただければと考えます。

また、アンケートの調査のウェブ回答というのも、今はもうそういう時代ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、この項目はこれで、次の質問に入ります。

同じページのその下、多文化共生推進事業についてお尋ねします。

こちらは、令和6年度の前算書の地域間交流事業からの事業名の変更になっているのでしょうか。その場合、理由についてお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

令和6年度は、地域間交流事業という事業名を設定し、その中に多文化共生推進に係る経費と、横芝光町との友好交流に関する経費を計上しておりました。

令和7年度からは、この事業名称を多文化共生推進事業に名称変更いたしました。その理由についてですが、本市の人口は年々減少傾向にある一方で、本市における外国人人口、これは令和7年2月末と、5年前の令和2年2月末を比較すると、外国人人口は約100人増加して現在539人となるなど、年々増加傾向にあります。

こうした中、国籍や民族などの異なる方々が互いの文化を認め合い、対等な関係を築きながら地域社会で共に生きることを目指す、いわゆる多文化共生の重要性は年々高まっているものと認識しております。こうしたことから、令和7年度から事業名を多文化共生推進事業に改めることといたしました。

なお、横芝光町との友好交流に関する令和7年度予算、これは消耗品と通信運搬費で合わせて4万円あるんですが、これについては、1つ下の企画管理事業に予算措置をすることとしたところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

人口減少の中、外国人の方々は増えているということで、令和5年と比較しても100人増えているということで、これはもうそういう傾向にあると思いますので、また他国の方とかは、やはりここで住んでいくための違いとか、その理解が難しいところもあると思いますので、ますます必要になってくる事業かと思います。ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、同じページの66ページの企画管理事業のところ、令和5年度には記載のあった官庁速報インターネット使用料は、令和7年度の予算書にはないのですけれども、その理由についてお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

今まであった、官庁速報インターネット使用料がない理由ということのお尋ねと思いますが、この官庁速報インターネット使用料の内容につきましては、中央省庁や地方自治体の政策を専門記者が取材して、最新の情報として提供する行政専門ニュースサイトと呼ばれるものでございまして、その利用料を今まで支払っておりました。

これにつきましては、令和6年度事業を精査する中で、本サービスの利用は令和6年度末までで終了し、令和7年度予算の予算措置を見送ることとしたところでございます。

理由といたしましては、近年のニュースは、大手の主要ポータルサイトでは、様々なニュースが無料で迅速に提供されるようになってきております。令和7年度から、この官庁速報インターネットサービスを利用しないことで、行政に関する情報やニュースを得る機会、これは少なくなるわけですが、現状、国や県からは、まちづくりに関する様々な事例や取組が随時提供されておまして、また、大手の主要なポータルサ

イトからは、主要な行政ニュースは無料で迅速に、ある程度入手できますことから、本サービスを利用しないことによるまちづくりの影響は少ないと判断をしたところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

行政専用の利用サイトであったということですが、それによって情報量が少なくなるのだと心配ですけれども、無料のサイト等で情報を得ることができるということと、やはり削減というか、どこかでやっぱり、各課も経営といいますか、そういう財政を見直していかなければならないので、こういった小さいところかもしれないけれども、よく見て削減していくってことはとても有意義だと思います。ただ、情報収集のところは、しっかりアンテナを張っていただきますようお願いいたします。

では、続きまして、72ページの電算システム管理事業について質問します。

こちらにあります、下から4つ目と5つ目ぐらいですかね、内部事務システムの使用料、窓口業務支援システム使用料は、新規の内容でここに計上されていると思いますが、それらの説明をもう少し詳しくお願いします。

○藤井情報・DX推進課長

まず、内部事務システム使用料についてでございますが、光市行財政構造改革推進プランに沿って、全庁的な電子化への取組を進めるに当たり、現在、新しい内部事務システムの構築作業を行っており、令和7年4月から新システムに完全移行をすることとしております。

新システムは、株式会社日立ソリューションズ西日本が提供するクラウドサービスを利用しますが、本使用料は、このクラウドサービスを利用するための使用料1年分でございます。

次に、窓口業務支援システム使用料についてでございますが、こちらも光市行財政構造改革推進プランに沿って取り組んでおります。

書かない窓口の実現に向けての第一歩として、令和7年度は、マイナンバーカードや運転免許証などから氏名や住所などを読み取り、あらかじめ申請書へ反映して印刷する窓口業務支援システムを導入する予定でございます。

システムは7年度中に構築を完了する予定で、お尋ねの使用料はシステムの利用に係る使用料1か月分でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。内部事務システムのほうはクラウドサービスの使用料で、下のほうは、窓口業務支援システムのほうは1か月分ということで、これは1か月分で大丈夫なんでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

年度内に構築完了を今、予定しておりますので、3月一月分で賄えるというふうに考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

3月一月分ということで確認できました。

じゃあ、続きまして、次の74ページ。地域イントラネット管理事業についてお尋ねします。

地域イントラネット保守委託料が昨年度より増額されていますが、その理由についてお示してください。

○藤井情報・DX推進課長

地域イントラネット保守委託料の増額の理由についてでございますが、光市では地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図るため、市内の公共施設や小中学校等を自設の光ファイバーケーブルで接続することにより、安全で安定した地域イントラネット網を構築しております。

本委託料は、この地域イントラネット通信網を安定して利用するための関連設備の定期保守、障害があった場合の臨時保守、さらに新たな設備が必要となった施設への光ファイバーケーブル敷設等に係る費用でございます。

委員お尋ねの、7年度増額する主な理由としましては、現在、県道光日積線の拡張工事により、岩田地区草場池周辺の既設NTT電柱が撤去されるため、同電柱に添架しております地域イントラネット通信網光ファイバーケーブルをNTT地下施設へ共用収容する方向で調整を進めており、本市の光ファイバーケーブルをNTT地下設備に設置するための敷設に係る経費660万円や、浅江中学校を旧光丘高校跡地へ移転することに伴い、光ファイバーケーブルを接続する必要がございますことから、浅江中学校から移転先となる旧光丘高校に移転するための光ファイバーケーブルの引込み調査や敷設に係る経費677万円等による増額でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

光ファイバーなどのその通信網の工事について場所等が確認できまして、県道光日積線の場所と、あとは、旧光丘高校のところの浅江中学校のところということで納得できました。理解できました。

続きまして、82ページ、基金管理事業についてお尋ねします。

減債基金積立金、公共施設等整備基金積立金は、昨年度より増えてはいますが、先ほどちょっと言われたかと思えますけれども、もう少し理由についてお示してください。

○北川財政課長兼行政経営室長

財政調整基金や減債基金、公共施設等整備基金、さらに庁舎整備基金につきましては、当初予算の利子収入、こちらを基金積立金に充当いたしております。

基金利子につきましては、予算書の36ページから38ページに記載をさせていただいておりますけれども、昨今の預金利率の上昇によりまして、利子収入が増加が見込まれることとなっております。当初予算、昨年度に比べて利子収入が増加が見込まれる基金につきましては、歳入予算額を増加させておりますので、これに連動して積立金も増加となっているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

利子収入によって、やっぱりすごく金額がこういったところに関係してくるんだということが、伺って理解できました。

82ページ、同じページなんですけれども、自家用工業用水道の事業についてお尋ねします。

中山川ダム維持管理費負担金の増額について、昨今の人件費の高騰の影響もあるのかなと思うんですけれども、設備更新負担金についても、大幅な増額になっておりますので、その理由についてお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

まず、中山川ダム維持管理費負担金の増額理由についてお答えいたします。

令和7年度の中山川ダム維持管理費負担金は、431万9,000円となっており、令和6年度の当初予算額339万3,000円から92万6,000円の増額となっております。

主な理由といたしましては、人件費の増額と点検業務の経費の増額によるものでございます。

まず、人件費につきましては、前年度比59万4,000円の増となっております。

次に、点検は2つございまして、まず1つ目が、毎年実施する自動水質監視装置の点検費用。これは労務単価の上昇によりまして、前年度比70万円増の300万円が見込まれております。

また、もう一つの点検として、3年に1回実施する水質保全設備の点検費用。これにつきましては、令和7年度新たに300万円を計上されております。光市は、この経費の負担割合20.81%を負担するため、約90万円の増となったものでございます。

次に、お尋ねの、設備更新負担金の大幅な増額の理由につきましては、令和7年度の中山川ダム施設更新負担金は、768万4,000円となっており、令和6年度当初予算額156万2,000円から612万2,000円の増額となっております。

主な理由といたしましては、令和7年度は30年に一度実施が必要とされております総合点検業務、これに要する経費として3,000万円を新規計上されたところでございます。光市は負担割合の20.81%を負担するため、約600万円の増となったものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

増額の理由についてお尋ねしました。人件費の高騰プラス水質の保全のための金額が増加になっているのと、それから、設備の更新のほうでは、こちらは30年に一度ということですので、全体では3,000万円で、そのうちの20.81%が光市ということで、30年に一度ということが大きいので、かなり増額になっているということが理解できました。

続きまして、84ページ、税務総務事務費についてお尋ねします。

地方税共同機構負担金は前年度より増額しておりますが、その理由についてお示してください。

○岩崎税務課長

負担金が増加した理由は、システム開発の影響によるものです。

具体的には、個人住民税申告についてシステム開発を進めていること、また、軽自動車税の申告・申請等のオンライン化に向けたシステム開発を進めていること等により、負担金が増加しております。

以上でございます。

○早稲田委員

こちらは、昨年度とか前年増加しているようですが、やはりシステム開発をしていくということで、金額が増えているということですね。便利になるなら仕方がないかなとか、新しい制度の導入、オンラインとか仕方がないかなとは思いますが、分かりました。確認できましたので、次の質問に行きます。

今度は98ページです。基幹統計調査事業です。これは、令和6年度は5年に1回の家計調査で、今年度は国勢調査かなとは思ってはいますけれども、令和7年度の大幅な増額は何の調査によるか、ちょっと確認のためをお願いします。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

令和6年度の企画統計事業は、409万6,000円を計上しておりまして、これと比較いたしますと、令和7年度基幹統計事業は、2,960万3,000円、2,550万7,000円の増額となっております。

この増額の主な理由といたしましては、まず、令和6年度に実施した令和6年全国家計構造調査と2025年農林業センサス、そして、令和7年国勢調査調査区設定、この3事業につきましては、合計約400万円を令和6年度計上しておりましたが、これにつきましては、業務が終了するために、令和7年度は予算計上をしておりません。

その上で、令和7年度は、令和7年国勢調査の本調査に要する経費として、調査員報酬をはじめとして、合計約2,950万円を計上したことによりまして、差引きで約2,550万円の大幅な増となったところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

かなりの金額が違うので、ちょっと確認をしたかったところがあります。令和6年の3事業については、もう終了したということで、よかったですでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

そのとおりでございます。令和6年度をもって終了するというところでございます。以上でございます。

○早稲田委員

確認しましたので、私のほうは以上となります。

○仲山委員

概要のほうの17ページに載っておりました、口座振替Web受付サービス導入事業についてですけど、先ほど説明である程度は分かったんですが、本事業の内容を、もう少し詳しく伺えればと思います。効果の見込みがあつてのことと思いますが、そのメリットあたりをお伺いできればと思います。

○守田収納対策課長

ただいま委員お尋ねの口座振替Web受付サービスでございますが、口座振替希望者が、自分のパソコンやスマートフォンからインターネット経由で簡便に市税などの口座振替の申込手続を行うことができるサービスのことであります。

従来の口座振替では、口座振替依頼書への必要事項の記入や口座届出印の押印など、幾つかの作業が必要でございました。しかし、Web口座振替であれば、市役所や金融機関の窓口に出向く必要もなく、時と場所を選ばず、簡単に申込手続がウェブ上で完結できますことから、オフラインで生じる面倒な作業を省略できる上、日中は仕事などの事情により金融機関等に行くことが困難な方、あるいは、県外の方などを含め、納税者の利便性の拡大、向上を見込むものであります。

一方において、現在、税金の支払い方法は、納付書による現金払い、コンビニ払い、クレジットカードやスマートフォンアプリによるキャッシュレス決済など、納税者の納付環境は多様化している状況でございます。

このような中、口座振替は、それらに比べて金融機関への事務手数料が最も安価であること、納期内納付を確実なものとし、安定的な収納の確保や新規滞納者の抑制が期待できること、一度御登録いただくと継続的に確実な収納が見込めることなどから、効率的な収納方法であるため、このたびWeb口座振替を一つの選択肢として新たに追加することにより、さらに幅広い納税者への勧奨対策を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

市民にとっても大変利便性は向上しますし、行政にとってもメリットがあるというこ

とも分かりました。これについて、やはり広く知って、Web受付のほうに誘導をつなげたいというところなんですけれども、周知や広報についてはどのように進められるのでしょうか。

○守田収納対策課長

収納対策課では、平素から納税通知書に口座振替勧奨案内を同封、ホームページや金融機関にポスター掲示を依頼するなどの対策を行っているところであり、今回も同等の措置を講ずる考えでございます。

以上であります。

○仲山委員

知ってもらってこそだと思いますので、関心を持っていただけるように進めていただければと思います。

次、概要の19ページ、多文化共生推進事業、予算書のほうでは66ページですけれども、こちらのほう、先ほどもお話ありました、外国人居住者の方も増えてきて、増加傾向にあって重要性は増してきているというところなんだと思います。

これまで回数を重ねてきていることと思いますけれども、令和7年度の取組と、期待する効果や成果について伺います。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

概要の19ページにあります、多文化共生推進事業の30万4,000円の事業の内訳という御質問と思いますが、まず、予算書につきましては66ページをお開きいただけたらと思います。中段にあります、多文化共生推進事業30万4,000円について、取組内容、そして、期待する効果や成果、それぞれ御説明をさせていただきたいと思います。

この中では、令和6年度に引き続き3事業を実施する予定としております。

まず1つ目といたしましては、日本語交流サロン、年5回程度開催したいと考えております。これに関する予算は、まず、講師謝金16万4,000円、消耗品3万円、食料費1,000円の合計19万5,000円でございます。

これは、外国人と市民が日本語を使ってコミュニケーションを図る日本語交流サロン、これを開催しようとするものでございまして、期待といたしましては、将来的な市民主体のサロン運営を目指しまして、日本語交流ボランティア、こうした活動を行う日本人の育成をしてまいりたいと考えております。

このため、講師謝金を使いまして、地域日本語教育サロンコーディネーター、こういうものを配置いたしまして、日本語交流サロンの企画運営について支援を依頼してまいりたい。日本語交流サロンにつきましては、コーディネーターを活用して企画運営、こうしたものを依頼してまいりたいと考えております。

次に、予算書のその下、山口県国際交流協会負担金4万8,000円でございますが、これにつきましては、県における民間国際交流団体の中核的組織、山口県国際交流協会の事業費を負担するものでございまして、山口外国人総合相談センターの運営や、外国人

住民のための日本語教室などのチラシ作成など、外国人への情報提供、そして、県民と外国人とが交流事業に関する、こうした交流事業を行うためのコーディネート、こうしたものを行っております。

この事業費を負担するものでございまして、本市といたしましては、こうした相談体制を整えることで、外国人の生活を支援してまいりたいと考えており、ホームページやチラシを用いて、こうした事業の周知も行っているところでございます。

次に、予算書のその下の、山口県多文化共生推進協議会負担金6万1,000円につきましては、県が設置いたします山口県多文化共生推進協議会の中の地域日本語教育推進部会、これに参画をして費用を負担するものでございまして、県と県内市町と共同でオンライン日本語クラス、こうしたものを実施するための経費でございまして。

これによりまして、外国人が自宅で日本語を気軽に学べる環境を整備しようとするものでございまして、本市では、このクラスのホームページとチラシによる周知を行っております。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲山委員

回答ありがとうございました。多文化共生推進事業としては、私は、日本語交流サロンが、やっぱりどうしても頭に浮かんで、それ以外の事業について、認識がちょっと、あんまりなかったので申し訳ございませんでした。

日本語交流サロンも、何度かちょっとのぞいてみたりしたことがあったんですけども、日本人の方といますか地元の方と交流をされるという様子を見ていて、大変いい事業だなと思っております。できるだけ多くの参加があるように工夫をして、実施していただければと思います。

次に参ります。予算書の65ページから66ページにかけて、第4次総合計画策定事業、概要でいうと24ページですね。これまで質問されて、ある程度、理解はしてまいりました。

新総合計画策定のためのまちづくり市民協議会が、また構成されることと思いますが、委員の構成、若年層も含め、公募委員の募集の仕方などについて、考えていることがあれば伺いたいんですけども、何かありますか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

まちづくり市民協議会をどのようにしていくのかというような御質問と思いますが、現在の第8期光市まちづくり市民協議会は委員30名、任期は今年の3月31日までとしているところでございます。

令和7年度につきましては、次期総合計画の策定に向けてということで、新たに第9期光市まちづくり市民協議会を発足させるべく、委員の人選については新年度、速やかに行っていきたいと考えております。

現時点での想定ということで申し上げますと、まず、委員の人数は、現在の第8期の人数30名程度を目安として考えていきたいというふうに考えております。新年度早々に次期総合計画の策定方針を整理する考えでありますので、その策定方針に基づき、改めて必要となる協議会委員の人数等については再整理をしたいというふうに考えております。

あと、若年層も含めて、公募委員などについてもしっかり検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。了解いたしました。

委員の方々からの意見っていいですか、活発に行われるように、これまでいろんな工夫をされてきております。ワークショップなんかも工夫をされたりとかしてきておりますけれども、しっかりと市民と共につくる総合計画となるよう努めていただければと思います。

次に参ります。概要の26ページですか、まちぐるみ情報発信ポータルサイト導入事業ということで、まちの情報発信のポータルサイトをつくれるというか、始められるといったことかと思いますが、どういった内容で考えていらっしゃるのかお伺いします。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

この事業につきましては、市だけではなく、市民の方や事業者の方もイベントなどの情報を掲載できる新たなポータルサイトということで整理をしていきたいと考えております。

また、ポータルサイトにつきましては、広告収入が民間事業者の収入となるという想定の下、市の負担額はゼロということで整理をしております。

あとポータルサイトの運営につきましては、新年度以降、ポータルサイトを運営する事業者とポータルサイトの策定に関する協定を締結いたしまして、速やかに準備作業に着手したいと考えております。

内容のイメージですけれども、まちの情報、市内のイベント情報、市民生活で役立つ情報、地域活動団体の情報発信、あと、雇用に関する情報などを掲載していきたいと考えます。

あとは、掲載する主体でございますけど、本市と、その他の公共団体、公益的団体、あるいは、光市に所在する事業者や市民団体等々、それぞれが主体的にこのポータルサイトに情報を掲載することを想定しております。

あと、内容につきましては、掲載内容の適否というのはポータルサイトを運営する事業者が判断するというのを現在、想定しておりますが、広告費でサイト運営をするという性質上、サイトのアクセス数を増やす取組というのは、非常に重要だろうというふうに考えておまして、多くの情報を掲載する仕組みというのは、しっかりと考えていく必要があると認識をしております。

ただ、例えば、政治、宗教であったり、公序良俗に反することであったり、マルチ商法の勧誘だったり、そういったものは当然、除外はするんですが、一定のルールの下ではありますが、基本的には自由闊達に市民に役立つ情報が多様に掲載できる仕組みというのをつくっていきたいと考えております。

あと、ゼロ予算ではあるんですが、例えば、サイト名を公募したりとか、サイト名の受賞者に表彰する、あるいは受賞者には市内事業所から寄贈を受けた特産品などを記念品としてお渡しするなど、ゼロ予算の中ではありますけれども、ポータルサイトの認知度を高める様々な工夫、これは行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。今、お話がありましたように、民間からの情報等が活発に発信されるといった状況が望ましいタイプのサイトを考えていらっしゃるというふうに感じました。

発信側にとっては、敷居が低いほうがよいということかと思えます。そういったことも含めて、先ほどの名前を募集するとか、そういういろんなことも含めて、関心を高める、あるいは、認知度を高める工夫も含めて考えているということを確認させていただきました。

活気ある情報発信というところが1つポイントだと思いますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。

次に参ります。概要の29ページに、「光つながり創出チームと国の地方創生関係交付金の活用」ということがうたってございます。

このチームっていうのを、横断的な連携というのには大変期待をしております。このチームの令和7年度の取組と、これに至るまでのあたりについて、お伺いできればと思います。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

つながり創出チームの構成、令和7年度の取組等々について御質問いただきました。

このチーム、「光つながり創出チーム」と申しますが、これは、役所の中の、関係人口、移住定住関連施策に関係の深い所管係長10名で構成するプロジェクトチームでございます。関係人口、移住定住、そうした視点から組織の垣根を越えて協議を行っているところでございます。

令和7年度の取組といたしましては、本チームで協議を行った結果、令和7年度事業として、国の地方創生交付金90万円を活用した2事業に取り組みたいと考えております。

冒頭、予算の説明でもいたしました。光の海の体験プロジェクト、そして、峨嵋山ウォーキングツアー開催による地域の魅力発信の市民活動、この2事業に、2分の1、90万円が国の交付金となる見込みでございます。

あと、この予算化に至るまでの歩みといいますか、取組でございますけれども、本チーム、令和4年度に発足をいたしました。部局の垣根を越えて様々な協議を重ねて

きたところでございます。

令和6年度につきましては、まさに国の地方創生、この流れに呼応した取組を考えようという共通認識の中で、交付金を活用した7年度事業の施策立案、これを主な目標に掲げて、今まで計4回の協議を実施したところでございます。

そして、このたび90万円の財源を確保して、2事業の実施を想定しているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

よく「縦割り、縦割り」と言われる中、横断的な所管のメンバーで共通のテーマに今は立ち向かうというか、取り組むといったことが効果を生んできているところかなと感じております。引き続き、しっかりと努めていただければと思います。

最後に、予算書の98、100あたりですか、概要でいうと34ページ、令和7年国勢調査についてでございますが、先ほどからの質問で、ある程度、理解が進みました。

ちょっと1点、私、気になっていることがございまして、お伺いしますけれども、よく話が、前回、前ぐらいから聞こえていることですが、調査員の確保が困難になってきているといったことが、全国的には話題になったりしております。光市においてはどのような状況かということをお伺いします。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

光市の国勢調査の調査員の確保の状況ということでございますが、前回の令和2年調査におきましては、令和2年6月末までに調査員を集めるということで準備をしてまいりましたが、結果24人が不足をいたしました。

このため、調査員を再度募集し、また、既に集めた調査員の方には、通常1調査区をお願いするんですが、それを2調査区にしてもらえないか、あるいは追加のお願いをしたりとかして再調整を実施したところでございます。

これによりまして、国勢調査に必要な調査員259名を5年前は集めることが結果、できました。

令和7年国勢調査におきましては、報酬も計上させていただいておりますけれども、調査員266名を確保したいと考えているところでございます。

令和2年の国勢調査のとき以上の人員不足が懸念されることから、現在、広報やホームページにより、一般募集、自治会への選出依頼、前回の経験者への依頼、そして、その前回調査をしていただいた方に依頼をして、引き受けてもらった際には、その引き受けてもらった方にさらに他の候補者の御紹介を依頼するなど、現在、統計の担当職員2名が懸命に電話等による声かけを行っているところでございます。

いずれにしましても、全調査区を調査する調査員、これは必ず集めねばなりませんので、調査員の確保というのも必要不可欠でございます。

まずは、調査員の確保に全力を尽くしたいと考えておりますので、もし、そういう調査員に興味のある方がおられましたら、ぜひ御紹介をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

分かりました。光市においても、やはり不足というなかなか充足することが難しい状況は、前回から、もう既に現れていたということかと思えます。しっかりと取り組んでいただくようお願いしておきます。

それと、同じく調査員に関わる場所なんですけど、行政機関が行う統計調査であるかのような紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する、かたり調査といったようなものも話題になったりしたこともありますし、調査員が不審に思われて苦勞されたり、カスハラ的な扱いを受けたりといった情報も見られたりします。こういったことに対する対応として、考えておられることはございますか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

現在、8月の下旬から9月の中旬にかけて、調査員に対する準備説明会を開催する予定としております。かたり調査の被害に市民の方が遭われないように、また、調査員が住民の方に不審に思われることがないように、調査員には身分証明書の携帯について、しっかり、まずは指導していきたいと考えております。

あと、調査関係書類あるいは身分証明書の紛失盗難は、かたり調査に悪用される可能性が非常に高いものですから、調査員には細心の注意、管理をするよう、しっかりと指導を行いたいと考えております。

あと、かたり調査の事案が生じた際には、県に報告するというような仕組みになっておりまして、速やかな情報共有、そして、あとはメール配信サービス等を活用して、市民の方への情報提供にも努めてまいりたいと考えております。

また、調査員が不審に思われることのないように、国勢調査の調査員の訪問の仕組みであったり、あるいは、国勢調査そのものの必要性につきましても、国や県と連携の下で、市民の方にもしっかりと周知啓発を行いたいと考えております。

それと、調査員に対するカスハラ等の対策でございますけれども、まずは、調査員の安全対策という側面から、防犯ブザーをまず配付することとしております。調査員全員に防犯ブザーを配付する予定としております。

また、基本は調査員1人が調査に行くんですが、状況によっては、家族や友人を調査に同行させることのできる調査員同行者登録制度、あるいは、複数の調査員と一緒に調査を行う調査員の相互協力制度というものがございますので、調査員が必要と思えば統計係のほうに申請することで、複数で訪問するというような仕組みも用意されておりますので、カスハラ等の対応策として、条件に応じてこうした制度の活用というのでも検討していきたいというふうに考えております。

それと、カスハラ等により調査員に辞められてしまつては、調査そのものに支障が出ますので、カスハラ対策については、国や県の指導を仰ぎながらしっかりと対応策を整理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

しっかりと対策がされているということは分かりました。実際にはいろんなことが起こると思いますけれども、しっかりとケアをして進めていただければと思います。

以上です。

○森戸委員

1点ほど財政について、ちょっとお尋ねをいたします。

予算概要の5ページで、歳入の主な状況っていうところで、法人税収自体が対前年比で33.2%減ということで、それと、10ページ、財政調整基金も前年に対して半分程度取り崩して、令和7年度末で12億8,000万円というような状況にあります。

特例債もないという状況で、大型事業も続いていくということで、学校、駅、本庁舎も大きな課題というふうになっております。

そういった財政の非常に厳しい状況の中で、大型事業も続いていくという状況で、財政健全化に対してどういうふうに向けて取り組んでいくのか、思いなり、その辺のところを、お示しをいただけたらというふうに思います。

○北川財政課長兼行政経営室長

財政健全化に向けた取組ということでございますけれども、委員仰せのとおり、多額の基金を繰り入れて今年度予算を編成したところでございますけれども、こちらにつきましては、一般質問で市長も答弁させていただきましたとおり、まず内部事務経費の削減ということで、これは平成29年度予算編成から予算編成方式を大幅に変更いたしました。まず内部事務経費については大幅に削減をいたしました。

ただ、令和5年度からの特に今回の委員会でも質問の答弁をさせていただきましたが、物件費であったり各種経費が増大しておる、要は、物価上昇等により増大しておるという状況の中で、もうそういうような経費削減というのは極めて困難になっているということで、スクラップ・アンド・ビルドの徹底ということも、令和7年度予算編成では取り組んだところでございます。

今後、大型建設事業等も確かに控えてはおりますけれども、やらなければならないことはやらなければならないという一方で、今、申し上げましたスクラップ・アンド・ビルドの徹底であったり、今回の委員会の中でもありましたけれども、官庁速報インターネットサービスの廃止などですね、もう一回、事務事業を見直す、その他、別号議案でお諮りしております、テクノキャンパスの廃止や、みたらい保育園の売払いであったりとか、公共施設マネジメントの徹底というものを進めていく必要があるかと思っております。

なかなか一朝一夕に、この財政状況が改善するというのは極めて困難ではありますけれども、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業の見直し、また、民間提案制度等による歳入の確保というものを、地味ではありますけれども着実に進めていく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

しっかりとした取組を着実に進めていただきたいというふうに思います。
以上で終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

3 環境市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第10号 光市住民の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

説 明：小熊環境市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑

○中村委員

何点か質問させていただきます。

提案理由にもありますが、市民の利便性の向上ということで、マイナンバーカードで印鑑登録証明書の発行ができるようになるということ。今回、取扱いをこのように変更するに至ったという経緯のほうを、まず教えていただきたいと思います。

○小熊環境市民部次長兼市民課長

経緯につきましては、まず、印鑑登録、それから、証明に関する事務につきましては、全国的な事務でありますことから、国により事務処理要領が示されております。

市区町村は、これを踏まえて条例を定め、その事務処理を行っており、印鑑登録のときに登録証を交付し、証明書の交付申請においては登録証を提示することとなっております。

しかしながら、2年前のマイナポイントキャンペーンによりまして、マイナンバーカードの普及が急速に進み、本市でも、令和5年7月末の時点で、交付率が80%を超える状況となったことや、コンビニ交付を利用する方が増えてきたということがありまして、「市役所の窓口でも、マイナンバーカードで印鑑登録証明書を取得できるようにしてほしい」といったような要望が多くなってきたところでございます。

このため、市としましても、対応できる方法について研究検討を進めてきましたが、先ほど概要で説明した方法であれば早期に実現できるという結論に達しましたので、このたびの議会において、条例改正の議案をお諮りさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。マイナンバーカードを持っている方も増えてきたというところをよく分かりました。ありがとうございます。

窓口での印鑑登録証明書の発行件数っていうのは、どれぐらいあるんでしょうか。お願いします。

○小熊環境市民部次長兼市民課長

窓口での発行件数なんですけれども、まず、印鑑登録証明書の発行件数自体、令和5年度の実績でいえば、全体で1万2,172件ありまして、そのうち窓口交付が7,902件とな

っております。

また、今年度の1月末時点の数字を申し上げますと、全体9,877件のうち窓口交付は6,361件となっております。

以上でございます。

○中村委員

窓口交付というのは結構あるなという印象でした。ありがとうございます。

今回、変更することでの新たな費用負担というのは、あるのでしょうか。お願いします。

○小熊環境市民部次長兼市民課長

費用負担に関しまして、本市が採用しようとしているようなマイナンバーカードを簡易的に活用する方法におきましては、既存の機器、これを利用することができます。したがって、新たな機器の購入、それから保守といったような経費が必要ございませんので、新たに費用負担が発生するということはありません。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。負担なしでできるということは、とってもいいことだと思います。

最後に、県内で、同じようにマイナンバーカードで窓口交付をしているというところはあるのでしょうか。分かる範囲で結構ですので、お願いします。

○小熊環境市民部次長兼市民課長

県内の状況につきまして現時点で申し上げますと、周南市、宇部市、萩市の3市が、ほぼ同様の取扱いをしているというふうに認識しております。

○中村委員

分かりました。周南市、宇部市、萩市ということで、うちは4市目ということで、ほかの市も追随して出てくるかもしれませんが、とてもいい取組だと思います。アナログ的な改善の一環なのかなと思いますが、これも一つの書かない窓口の取組になると思います。

市民のため、今後も改善できるものから取組を進めていただきたいと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 令和7年度光市一般会計予算〔所管分〕

説明：周田環境政策課長、山田環境事業課長兼深山浄苑長 ～別紙

質 疑

○中村委員

お願いします。予算書148ページになりますが、自動車騒音常時監視委託料というのがありまして、その委託料の内容というのを教えていただきたいと思います。

○周田環境政策課長

自動車騒音常時監視委託の内容でございますが、騒音規制法の規定に基づき、市内の主要幹線道路を自動車が走行することで発生する交通騒音の測定を行い、基準値を超過することがないか騒音状況を継続的に把握するものでございます。なお、調査結果の国への報告と結果の公表が義務づけられております。

具体的な調査方法は、環境省の面的評価システムを使用して対象路線の広い範囲を推計値で評価する面的評価と、ポイントを決めて現地で騒音を測定する点的調査を行っております。

面的評価とは、道路の評価対象区間を設定し、区間内を代表する1地点で騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて、評価区間の道路端から50mの範囲内にある個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、基準値を達成する戸数と割合を把握するものです。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。いろんなルールや国への報告などもあるということで理解できました。

令和7年度の調査箇所っていうのはわかりますか。

○周田環境政策課長

調査箇所は5年間のローテーションで市内の主要箇所を調査することとしており、令和7年度は、面的評価の区間は、一般国道188号線、下松田布施線、佐田中田布施線、東荷一ノ瀬線の4路線で14.7km、点的評価は、虹ヶ浜三丁目16、周防郵便局付近の2地点を予定しております。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。ありがとうございます。

昨年度、これ125万円だったものが、今回62万円増額しているんですけども、この増額した理由を教えてください。

○周田環境政策課長

面的評価システムにおける調査は、最新の建物等の情報が必要となり、5年おきに更新される、国が実施する道路交通センサスにおける最新の建物、道路状況、交通量などのデータを取り込む必要があり、令和7年度に、その作業分についての経費が必要となっているものでございます。

以上でございます。

○中村委員

経費が上がったというところで理解しましたが、はい、分かりました。ありがとうございます。

次に行きたいと思います。154ページの環境美化推進事業について。海岸清掃等委託料851万円っていうのが上がっていますが、この委託の内容を教えてくださいか。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

海岸清掃等委託料の内容でございますが、室積、虹ヶ浜海岸等の美化保全を図るため、海岸漂着ごみや不法投棄ごみの回収、ごみ処理施設に搬入するための、ふるい・分別作業、運搬を委託しております。

現契約での作業日数は、海水浴シーズンの7月、8月は、1日4時間で、月26日、その他の月は、月10日で、年間152日間の海岸清掃を委託しております。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。内容等、分かりました。ありがとうございます。

これも、昨年度の委託料より31万5,000円ほど高くなっているんですが、その増額の理由をお願いします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

昨年度より高くなっている理由でございますが、現在の委託契約が、令和4年9月から令和7年8月までの3年契約となっており、9月以降の委託料につきましては、直近の人件費等を組み込んだ設計金額で予算要求をしたものでございます。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。ありがとうございます。

この海岸清掃で実際に回収されるごみっていうのは、どういった種類で、どれぐらいの量っていうのを見込んでおられますか。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

回収されるごみですが、海岸漂着ごみの種類は、主に河川から流れてくる竹やアシ類、

流木などの自然物が大半を占めております。あとは、ペットボトルなどの廃プラスチックや缶などの不燃ごみがございます。

回収量のほうですが、天候などの状況により漂着ごみの量は異なりますが、可燃ごみ約50トン、不燃ごみ約2トンを平均的に見込んでおります。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。ありがとうございます。結構、ごみはあると思うので、引き続きお願いいたします。これは、けがなど未然防止にもつながると思います。市民が気持ちよく海岸を利用できるように、よろしく願いいたします。

それから、予算書156ページになります。犬猫等死体処理委託料というところで44万円が上がっていますが、この委託の内容をお願いいたします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

犬猫等死体処理委託料の内容でございますが、土日祝日に、市道など市の公共用地での動物死体の通報があった場合、業者へ依頼し、回収、運搬、処分までを委託するものでございます。

以上でございます。

○中村委員

ちなみに、これ、こういった業者に委託するのでしょうか。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

本市は、現在、ペット等動物の葬儀を行う事業者に委託しております。

以上でございます。

○中村委員

こちら、何体ぐらいの処理を見込んでいるのでしょうか。お願いします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

処理の見込みですが、大体、年間40体を見込んでおります。

以上でございます。

○中村委員

年間40ということで理解しました。ありがとうございます。引き続きお願いいたします。

同じページですけれども、船舶借上料というのが、その下にあります。66万円になっていますが、先ほどの説明で、牛島のごみを運搬するための船舶の借り上げとありましたが、もう少し詳しくお願いします。内容を。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

船舶借り上げ料の詳細でございますが、牛島で排出される瓶、缶、金属等の不燃ごみ、それから、古紙、古布類、可燃粗大ごみなどを、3か月に1回、年4回、船舶を1回当たり2隻借り上げ、本土へ海上輸送するものでございます。

以上でございます。

○中村委員

こちら、3か月に1回ということでしたが、それで大丈夫なのか、お願いします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

現状、1回当たり約500kgから600kg程度の回収量となっております。安全に運搬を行うため2隻に分散させて行っておりますので、今のところ大丈夫でございます。

○中村委員

分かりました。安心しました。牛島の方々のためにも、引き続きよろしく願いいたします。

それから、同じページなんですけれども、じん芥処理管理事業の事業等備品購入費1,200万円、こちら、先ほどの説明で、プレスパッカーの更新を行うというふうにありました。令和5年度にもパッカーを更新されていまして、そのときの予算は1,000万円弱だったんですけれども、この金額の違いはどうなんでしょうか。教えていただきたいと思っております。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

金額の違いということですね。環境事業課では、現在5台のパッカー車を所有しております。うち4台は、ごみ収集車として一般的に使われているルートパッカーと呼ばれる、回転盤でごみを奥に押し込むタイプのパッカーでございます。残る1台が、プレスパッカーといい、木材など可燃粗大ごみを破碎・プレスしながら収集することができるパッカーとなっております。

令和5年度の更新は、ルートパッカーでございましたが、このたび更新しようとしているのは、プレスパッカーとなります。破碎・プレスする機能があり、最大積載量も一回り大きくなるため、ルートパッカーよりも相対的に金額が高いものとなります。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。このプレスパッカーの使用の用途を、もう一回お願いします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

プレスパッカーの使用用途でございますが、基本的に可燃粗大ごみの収集や、ボランティア清掃で集めていただいた草や木、枝の回収、ふれあい訪問収集で回収された木製

家具類を破砕・解体する際などに利用しています。

また、災害時には、破砕能力の高さや積載量が多いということで、通常のルートパッカーよりも活躍いたします。直近では、平成30年豪雨災害時に、災害廃棄物の効率的な収集に効果を上げております。

以上となります。

○中村委員

ごみの破砕能力が違うというところで理解できました。ありがとうございます。

今後とも、こういったプレスパッカーが利用できる、利用っていうか活躍できるところがたくさんあると思うので、しっかりとした取組、対応をお願いいたします。

以上です。

○仲小路委員

それでは、予算書の140ページですけれども、自然敬愛・環境基本計画推進事業の中の、LED照明リース3,100万円がありますが、先ほど説明がありましたけれども、ちょっと詳しい内容をお示してください。

○周田環境政策課長

この事業は、これまでも御説明いたしておりますとおり、民間提案制度事業として、大和リース株式会社山口支店の提案事業を採用したものです。

公共施設の室内灯や道路照明などの屋外灯を一斉にLED照明に切り替え、二酸化炭素排出量の削減による脱炭素化の推進や電気料金の削減を図るもので、令和6年度予算において、債務負担行為の期間を令和6年度から令和16年度とし、限度額を3億1,000万円を設定しております。

具体的な内容でございますが、令和6年度に各コミュニティセンターや学校施設、総合福祉センターなどの公共施設39施設と、道路照明や公園灯など272灯のLED照明への切替え工事を実施しております。

令和7年度からは10年間のリース期間となりますので、令和16年度まで、毎年度定額3,100万円をリース料として支出することになります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。このリース料にはこういった経費が含まれますでしょうか。

○周田環境政策課長

リース料に含まれる経費でございますが、イニシャルコストとして調査費、材料費、工事費など、ランニングコストとして保険料、維持管理費などがございますので、リース期間中の修繕などの維持管理についても、事業者において対応することとなっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。本事業の効果について、どのようになるかお示してください。

○周田環境政策課長

事業効果でございますが、二酸化炭素排出量の削減による脱炭素化の推進や電気料金の削減、導入経費の平準化などの財政負担の軽減が図られます。

このほか、通常は各所管において事業を実施するため、積算業務や工事発注、維持管理などの多くの事務が発生しますが、民間提案制度事業を活用した本事業は、こうした内部事務の削減が図られ、職員の事務負担の軽減といった効果も挙げられるものと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、同じく140ページのこの事業ですけれども、電気自動車充電器等撤去工事、180万円がありますけれども、これの撤去決定までの経緯をお示してください。

○周田環境政策課長

里の厨に設置している電気自動車用急速充電器につきましては、昨年10月に故障し、充電できない状況となりましたことから、速やかに当該機器への張り紙の掲示や、インターネット上の充電器情報への掲載など、使用中止の周知を行ったところです。

その後、業者から設置から10年経過し、修理部品が製造中止となっており修理ができないとの報告があったことから、今後について、現在の利用者の推移、費用対効果、同時期に導入している県内のほかの自治体の状況などを踏まえ、検討した結果、撤去することとしたものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

状況は分かりました。それで、実際に、設置場所である里の厨への対応はどのようになっていますでしょうか。

○周田環境政策課長

里の厨に対しましては、故障後、数回にわたり利用者の反応など状況の確認をさせていただくとともに、撤去についても御説明し、現状復旧を基本とすることで御理解を頂いております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。周知につきましてはよろしく申し上げます。

それと、同じ140ページの、この事業のエコスタイルサポート補助金300万円ですが、これは令和6年度は500万円で減額となっていますが、令和6年度の事業との変更点をお示してください。

○周田環境政策課長

令和7年度のエコスタイルサポート補助金につきましては、蛍光灯の製造が令和9年12月までに終了することを踏まえ、市民のLED照明への早期の切替えを促進するため、LED照明への補助を充実させる一方、これまでの国の補助制度に上乘せ補助を行っていた、玄関扉や複層ガラスなどの設備については、補助対象外とするなどの見直しを行ったものでございます。

具体的には、LED照明について、これまでの1基当たりの上限額を1万円から1万3,000円に引き上げ、対象とする上限を、5基5万円から5基6万5,000円とするとともに、過去の申請実績にかかわらず全ての世帯を対象とすることとしています。

以上でございます。

○仲小路委員

これは、来年度はLEDのみということで理解してよろしいでしょうか。

○周田環境政策課長

補助対象設備については、LED照明と、国の補助対象外となっております宅配ボックスの2点としております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。以上です。

○中本委員

それでは、予算書158ページを御覧ください。

1つは、深山浄苑管理運営事業126万3,000円、もう一点は、汚水処理共同事業8億1,871万2,000円についてであります。

し尿処理等受入れ施設建設工事委託料8億1,800万円について、先ほど説明がありましたが、もう少し詳しく説明をお願いしたいというふうに思います。

なお、財源についても併せてお願いできたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

し尿等受入れ施設建設工事委託料の詳細でございます。

この委託料 8 億 1,800 万円ですが、令和 6、7 年度の 2 か年で実施する土木建築工事の 2 年目相当分として 6 億 1,100 万円、これに令和 7、8 年度の 2 か年で実施してまいります、電気機械工事の 1 年目相当分として 2 億 700 万円を加えたものでございます。

次に、工事委託料の財源でございますが、国の社会資本整備総合交付金が委託料の 2 分の 1 で 4 億 900 万円、市債が 90% の充当率で 3 億 6,810 万円、残りの 4,090 万円が一般財源と見込んでおります。

なお、令和 6 年度分の補助金につきましては、満額配分いただいておりますが、引き続き財源確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

2 分の 1 が国庫補助金ということであります。財源では非常に厳しい状況でありますので、いま一度、財源の確保に向けて鋭意努力をお願いしたいと思います。

この施設は 6、7 年度、2 年で 6 億 1,100 万円ということでありますが、2 か年事業ということではよろしいですか。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

土木建築が 6、7 年、電気機械工事が 7、8 年の 2 か年やってまいりますので、全体で 3 年を計画しております。

以上でございます。

○中本委員

6、7 年度が工事事業であります。したがって、2 か年にまたがりますので、現状では物価高騰あるいは人件費の高騰等がありますが、これはスライド条項に適用できるのでしょうか。物価高騰、人件費高騰等でスライド条項ってというのがありますが、それは契約案件があつて 12 か月を超える工事についてはスライド条項が適用だつていうようなのがあります。これはしっかり勉強しちよつていただきたいと思ひます。答弁できますか。

○小山環境市民部長

この工事につきましては、下水道事業団に工事の委託ということで業務を行つており、そちらのほうで工事契約を交わしておりますことから、そこあたりの条項につきましては、ちょっと、こちらのほうで詳細なことはつかめておりませんが、今後、詳細については確認したいというふうに思つております。

以上でございます。

○中本委員

分かりました。よろしくお願ひいたします。

それでは、スケジュールについて、現在、どのような状況でありますか。お願ひいた

します。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

現在のスケジュールの状況でございますが、整備に係る土木建築工事につきましては、日本下水道事業団のほうに委託しておりまして、工事の入札につきましては、本年1月8日に行われ、1月16日に落札業者と契約締結がなされております。

現在、建設予定地の測量、基礎くい作成、土質確認のための試掘作業などの準備工を行っている状況で、今後、本格的な基礎工に入っていく予定であり、スケジュールの円滑な進捗に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

スケジュールについては、現在、回答いただきました。しっかりと状況を見ながら、スムーズに工事ができますように、よろしく願いをいたします。

それで、工事が順調というか、一応、前に進んでおりますので安心しておりますが、一方で、現在、稼働停止している深山浄苑について、158ページ上段に、深山浄苑管理運営事業として126万3,000円が計上されておりますが、深山浄苑の経費について詳しく願いをいたします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

深山浄苑管理運営事業についてです。

深山浄苑につきましては、平成30年の豪雨災害による搬入路の被災のため、現在も施設の稼働は休止しておりますが、県の治山事業が長期化し、完成時期が見通せない状況で、これまでの間、水道やガスなどの光熱水費等を年次的に予算から削減するなどして経費の削減に努めてまいりました。

しかしながら、施設内に薬品類や危険物などが貯蔵されており、現在も回収が困難な状況にありますことから、無人となっている施設を安全に管理していくために、定期的に職員が現地確認を行っておりますが、消防用設備の点検や機械警備による、休日夜間対応などの必要最低限の維持管理経費として、計上させていただいております。

以上となります。

○中本委員

深山浄苑の経費については、安全性の確保などに対する経費であるというふうに、一定の理解をいたしました。

汚水処理共同化事業によって、し尿等受入れ施設が整備されている状況で、深山浄苑を今後どうしていくのか、お考えがあれば願いをいたします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

深山浄苑の今後ということですが、平成30年の豪雨災害後、深山浄苑については、県

による災害復旧工事の進捗によって再稼働に備える一方で、今後の、し尿及び浄化槽汚泥の処理の安定的かつ効率的な処理体制の構築の必要性から、汚水処理共同化事業を進めることを申し上げてきたところでございます。

現状、県の災害復旧工事は、光市側の工事からようやく下松市側の工事に移ったところで、完成予定年度は示されておりません。一方で、汚水処理共同化事業は、先ほどお答えしたように、既に工事着手の段階となってきた状況でございます。

こうした状況を踏まえ、深山浄苑の再稼働というのは現実的に厳しいと考えておりますが、深山浄苑の今後につきましては、できるだけ早い段階に方向性をお示ししたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員

平成30年の災害によって、深山浄苑の出入りが難しい状況になってまいりました。したがって、し尿処理等受入れ施設の新しい施設を造らなければならないというようなことでありました。

現状では、深山浄苑の経費については、若干ではありますが経費がかかっております。今、深山浄苑の中には、薬品とかいろいろな危険物があるというようなことでありますので、無人の管理もし、事故がないような無人の管理をよく考えながら、早期にどうしていくか、最終的な考え方も示さなければいけないというふうに思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

以上です。

○藤川委員

予算書140ページの先行委員で質問があった、追加なんですけれども、電気自動車充電器撤去工事ですね。これまでの、この使用に当たって歳入と歳出状況と、あと、利用者数の推移を教えてくださいませんか。

○周田環境政策課長

まず、これまでの歳入歳出状況として、過去3年間の決算状況について1,000円未満を切り捨てて申し上げます。

令和3年度は、歳出90万1,000円に対し、歳入26万6,000円、差引き63万5,000円。

令和4年度は、歳出90万3,000円に対し、歳入26万7,000円、差引き63万6,000円。

令和5年度は、歳出85万1,000円に対し、歳入32万8,000円、差引き52万3,000円。

ただし、令和5年度の歳入については、相手方の支払い年度の変更により、1年6か月分の利用料が入金されたものです。

次に、利用者数の推移でございますが、1日平均利用者数で申しますと、令和3年度は3.2人でしたが、令和4年度は2.8人、令和5年度は1.4人、令和6年度の8月までの状況では0.7人と、年々減少している状況でございます。

以上です。

○藤川委員

年間、毎年約60万円程度のマイナスが出ていたということと、利用者数は1日、毎年、令和3年からどんどん減ってきていて、約0.7人まで行ってしまったということ
は理解できました。

故障してからの問合せというのは何件ぐらいあったか、お答えいただけますか。

○周田環境政策課長

故障してからの問合せ件数ですが、2名の方から復旧時期のお尋ねがありました。

また、里の厨のほうには、故障の貼り紙をして以降、問合せはないとお聞きしております。

以上でございます。

○藤川委員

2名の方は、利用されたいという方で問合せがあったのかもしれないですけども、費用対効果を見たり、部品がもう製造されていなくなったりだとかそういったところを見ると、撤去しても致し方ないのかなというところなんですけれども、今後、そういった利用者、利用したいという方からの問合せに対しては、こういった説明をしていただいて御理解していただきたく思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

答弁は要りませんか。

○藤川委員

大丈夫です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○早稲田委員

数点質問させていただきます。

予算書の140ページの畜犬猫管理事業についてお尋ねします。昨年度は記載のありました不要犬等運搬業務委託料はこの予算書には載っていないのですけれども、その理由と対応についてお示してください。

○周田環境政策課長

不要犬等運搬業務委託料は、野犬を捕獲した場合等に市役所から周南環境保健所まで運搬をお願いする業務のことで、年度当初に業者と委託契約を交わし、対象となる事象が発生した場合、対応をお願いしていたものです。近年において対象事象がなく、職員で対応することとしたことから、令和7年度予算の計上を見送ったものです。

以上でございます。

○早稲田委員

近年はそういう野犬等はないということで安心しました。あとは、もしその場合は職員の方が対応するというので。

続きまして、148ページ、特定外来生物対策事業についてお尋ねします。先ほど、アルゼンチンアリの対策で光井と室積のことを言われたと思うんですけども、これからの対策の予定について、もう少し詳しくお願いいたします。

○周田環境政策課長

令和7年度のアリ対策につきましては、令和6年度と同様に、室積地区では地元協議会と市で構成する光市アリ対策協議会において、年3回の一斉防除とモニタリング調査を実施し、光井地区においては光井コミュニティ協議会や地元自治会の御協力の下、一斉防除を年3回実施し、その後のモニタリング調査は市職員で実施する予定でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

室積も光井も年3回の一斉防除ということで、室積についてはモニタリングは行っていただいて、光井については職員の方で行うということで、両方ともきちんとやっていますようによろしくお願いいたします。

じゃあ148ページ、公害対策事業についてお尋ねします。水質調査委託料のところの内容なんですけど、最近話題となっているPFASについて調査するかどうか、お尋ねします。

○周田環境政策課長

PFASに関する調査については、山口県において令和7年度に県下全域の公共用水域や地下水の調査を実施すると聞いておりますので、市で実施する予定はなく、その結果を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

県のほうで行うということで、ではその結果をちょっと詳しく見ていただいて、またお尋ねしたいと思っております。

もう一つ質問なんですけど、152ページお願いします。152ページの上にあります墓園管理運営事業の中の施設整備工事、先ほど、のり面のイノシシによる被害や大雨の対策等でのり面強化、2か年で行っているということなんですけど、その辺の具体的な内容とスケジュールについてお示しくください。

○周田環境政策課長

西部墓園ののり面工事は、これまでも御説明いたしましたとおり、令和6年度から2か年かけて取り組むもので、令和6年度は調査実施設計業務を行い、現在の地盤に対し有効とされる排水対策も可能な2つの工法を組み合わせた工事を実施することを決定したものです。これにより令和7年度は工事に着手しますが、工事は秋頃から4か月程度の期間を見込んでおります。

以上でございます。

○早稲田委員

令和7年度は工事に着手するというので秋頃からと言われましたが、何か季節の理由等あるのでしょうか。

○周田環境政策課長

墓参りが多いと思われる盆時期、その辺を考慮して秋頃からの着手を見込んでおります。

以上でございます。

○早稲田委員

季節というよりは、皆さんの利用状況ということでお墓参りの時期を外してということで、はい、理解しました。しっかりお願いしたいと思います。

○仲山委員

今お話がありました予算書147ページの特定外来生物対策事業、アルゼンチンアリ対策なんですけれども、国の補助金を受けていると思います。これ何年か区切りで、何年かで区切りがくるものであったと思うんですけども、そのあたり、今後の見込み等お伺いできればと思います。

○周田環境政策課長

国の交付金、特定外来生物防除等対策事業交付金は、特定外来生物等の防除等を対象に、交付対象期間は1期3年以内とされています。ただし、1期目の事業効果を踏まえ、2期目の交付も受けることができるものとされています。

本市においては、光井、室積の両地区のアルゼンチンアリ対策に対し、令和5年度から本交付金を活用し効果的な防除に取り組んでおり、1期3年目となる令和7年度においても既に応募申請を行っているところです。

以上でございます。

○仲山委員

了解いたしました。

もう1点お願いしたいと思います。158ページになりますが、牛島地区等し尿処理事

業のほうの修繕料のところですけども、それぞれのミニバキューム及び専用船のほうの現在の状況についてお伺いしたいと思います。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

牛島地区等し尿処理事業の修繕料でございますが、牛島で発生するし尿の収集を行うために、ミニバキューム車並びにその倉庫、収集したし尿を貯留し本土へ運搬するためのし尿貯留船についてメンテナンスや修繕を行うためのものがございます。特に、し尿貯留船につきましましては、船底に付着した貝や海藻類の剥離、洗浄、塗装等の修繕を毎年実施することで延命化を図っております。

以上でございます。

○仲山委員

たしか毎年毎年、修繕が必要なような状況のような話を前に聞いておる、年数は相当たっている状況ではないかというふうに考えているんですけども、これが使えなくなりますと大変困るものであります。いざというときのために、同様の事情の有人離島を持っている近隣市町と連携して備えるなんていうことも検討していいのではないかなと思います。そのそういう考え方についてはいかがでしょうか。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

離島の汚水処理の方法につきましましては、人口規模や島の規模などによりまして状況が異なっております。島の中に処理施設を直接設置し、または自家処理をして島内で処理するケースや、本市のように本土へ運搬する場合であっても、バキューム車ごと台線に積んで運搬するケースといったこともございます。それぞれの離島で処理方法、運搬方法等が異なるため、直接的な連携は現状厳しいのかなというふうに考えますが、有人離島を持つ近隣市町とは今後も情報共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○仲山委員

おっしゃるとおり、確かにそれぞれの島で規模等によって事情は違うということは当然ありますね。ただ、今後続けていくためには、それなりの備えをしておく、備えておかなければいけないのではないかと思いますので、そのあたりはしっかりとお願いいたします。

以上です。

説 明：小熊環境市民部次長兼市民課長、山根生活安全課長、西村人権推進課長兼ふれあいセンター所長、讃井地域づくり推進課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○仲小路委員

それでは、何点か質問させていただきます。

予算書の68ページですけれども、コミュニティセンター管理事業がありますが、これまで牛島遊歩道草刈り委託料がありました。この予算額がなくなりましたが、この対応はどうなりますでしょうか。

○讚井地域づくり推進課長

牛島遊歩道の草刈りの委託料でございますが、委員御案内のように、昨年までは予算書にはこのコミュニティセンター管理事業の中に牛島遊歩道草刈り委託料、令和6年度の予算額は23万9,000円を計上しておりましたが、このたびの予算書においては記載がありません。これにつきましては、このたびの予算編成において同様の業務のくくりを見直した結果、コミセンの樹木剪定や除草に関する委託料の120万5,000円の中にまとめ計上をしたことによるものであります。

なお、委託料の中にこの牛島遊歩道草刈り委託料分の約20万円を含んで計上しておりますので、例年どおり牛島の草刈りについては業務を行いたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ちょっと確認ですけれども、この樹木剪定等委託料が令和6年度は160万8,000円で、これ減っているんですが、問題が、どういう状況でしょうか。

○讚井地域づくり推進課長

減額となっている理由でございますが、この樹木剪定等委託料でございますが、コミセンの植栽の剪定と除草を定期的を実施する業務委託なんですが、令和6年度予算の中には伊保木コミセンのイチヨウの伐採に関する費用を見込んでいたことから、それが大きく、令和7年度は結果的に牛島も含めた金額を合わせても減額となっているものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。よく理解いたしました。

それから、74ページの交通安全対策事業ですけれども、これの交通安全指導員報酬420万円が計上されておまして、これにつきましては、令和5年度の決算が367万円20人との説明を頂き、令和6年度については当初予算額のとときに23人で420万円、補正予算で69万7,000円の減額で350万3,000円となりまして、指導員数は減少傾向にあります。令和7年度の指導員数の見込み状況をお示しください。

○山根生活安全課長

令和7年度も定員の23名分で予算計上しておりますが、令和6年度当初、20名でスタートし、後任の人选がかなわないまま、年度途中で体調不良等により2名の退任がございました。現時点、令和7年度は18人体制でスタートする見込みでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

人数につきましては確認しました。分かりました。

それから、76ページのところです、上の段の空家等対策事業の最後のところの一番下の行の危険空き家除却促進事業補助金、これがこれまでは250万円ということですが、これは令和4年3月に光市空家等対策計画が策定され、除去に対する補助の実施についての記載があり、令和4年度から令和6年度まで250万円の予算が計上されておりました。実際には令和4年度が50万円、5年度が100万円、6年度は85万3,000円の補助金の活用ですが、危険空き家の課題は解決されていない状態であり、予算額を減額するのではなく、補助金をしっかり活用して危険空き家を減らす対策に努めるべきではないかと思っておりますが、その点についての考えをお示してください。

○山根生活安全課長

委員御紹介のとおり、制度を開始した令和4年度の交付実績が1件、5年度が2件、6年度が現時点2件の見込みとなっております、令和7年度はこれまでの交付実績に基づき、上限50万円の3件分ということで予算計上させていただいております。

補助金をしっかり活用して危険空き家を減らす対策に努めるべきとの御提言でございますが、個人の資産に対する公費支出であること並びに国から2分の1の補助金を受けて実施している側面もございまして、一朝一夕には交付要件の緩和等に踏み込むことが難しい部分がございます。当面は、先ほどの予算説明でも触れましたとおり、固定資産税の納税通知書に、空き家の適切管理のお願いや危険空き家除却促進事業の紹介を記したチラシを折り込むことや、倒壊危険性の高い家屋の所有者もしくは管理者に対しまして、訪問や文書送付等により継続的にこの補助金の利活用を含めた適切な管理を働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。実績に基づけばこのぐらいの予算で十分かなと思いますけども、できる限り予算が使えるようお願いしておきます。

それから、104ページですけども、下のほうの後期高齢者医療事業のところですけども、この下から3行目のはり・きゅう施術料負担金470万円がございまして、これ説明をいただきましたけども、これは令和6年度までは民生費の老人福祉費の居宅生活支援事業の中に含まれておりますけども、今回ここの計上になったということについての状況をお示してください。

○小熊環境市民部次長兼市民課長

お尋ねの、はり・きゅうの助成事業に関してなんですけれども、ここの事業については、もともと国保の被保険者以外の高齢者を対象とした福祉所管の老人福祉事業として始まっておりまして、老人福祉費のほうに予算計上していたというものになります。その後、平成20年度に後期高齢者医療制度が創設された際に、後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした現制度のほうへ移行をしております。

ただ、このときも老人福祉事業であることの目的が変わったわけではないということから、従前どおり老人福祉費のほうに計上することとして、令和6年度まで同費目として計上してきたものであります。

ただ、今回変更した理由としまして、令和6年度の予算関係システムの更新に当たりまして、改めてどの費目に計上することが適切なのかということを検討した結果、現状として、福祉所管から市民課の年金・高齢者医療係のほうへ事務が移管されていること、それから山口県後期高齢者医療広域連合から補助金を受けていることといった状況から、後期高齢者医療事業の中で予算計上することとしたものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう状況でこちらのほうに移動したということで確認をしました。

それから、もう1点、次ですが、118ページですけれども、先ほども説明ありました、上の段の男女共同参画社会推進事業のところ今回アンケートを実施するということがありますけれども、実際にこれは第5次光市男女共同参画基本計画の策定に向けたアンケートですけれども、対象の人数あるいは調査の時期また調査項目等について内容をお示しください。

○西村人権推進課長兼ふれあいセンター所長

アンケートについての御質問でございます。対象人数は、18歳以上の市民から1,500人を無作為抽出したいと考えております。調査時期につきましては、前回調査と同様に、秋頃を予定しております。また、調査項目でございますが、前回の令和2年の調査の項目をベースに、市民の意識の経年変化を調査し分析するものとなっております。

具体的な例といたしましては、現在の社会において男女の地位はどの程度平等になっていると思いますかということで、分野別、例えば家庭生活、地域活動、慣習・しきたり等はどうかというような問いをするものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、同じページのふれあいセンター管理運営事業ですけれども、下から3行目のAED、自動体外式除細動器、これの借上料ですけれども、6年は6万3,000円で大きく増加しておりますけれども、この内容をお示しください。

○西村人権推進課長兼ふれあいセンター所長

AEDの御質問でございます。あさえふれあいセンターと三輪福祉会館に現在2台のAEDを借上料で借りておりますが、こちらの長期継続契約が令和7年5月31日に終了することから、令和7年6月1日以降に新たに賃貸借契約をするために、このたび見積りを取りまして予算計上したものでございます。

以上です。

○仲小路委員

更新に伴う増額ということで確認しました。

以上です。

○中本委員

それでは、三島コミュニティセンター整備事業について、予算書の70ページであります。三島コミュニティセンター整備事業の令和7年度予算は、建築確認申請手数料や一般廃棄物処分手数料の50万円を計上したとの説明であったかと思えます。さきの12月議会において、新施設の駐車場等の外構工事第2期工事は令和8年の2月完工予定という説明でありました。竣工式やオープニングイベントなどはいつ頃開催できるのか、お聞きをいたします。

○讚井地域づくり推進課長

竣工式やオープニングイベントのお尋ねでございます。三島コミュニティセンター竣工式につきましては、現在工事をしております第1期工事が4月下旬に完工後、施設用備品の納入、設置、開設準備を経て、5月末に開催をしたいと考えております。竣工式の日時等については、詳細が整い次第、改めて発表させていただきたいと考えます。

また、室積コミュニティセンター、大和コミュニティセンターのオープン時には、竣工式に合わせてオープニングイベントを開催してはりましたが、今回は建物完成時には敷地内に既存施設が残っていることや、屋外広場や駐車場が未整備であることから、このたびの竣工式は式典のみの開催としたいと考えております。

オープニングイベントにつきましては、地域の皆で完成を祝えるよう全ての工事が終了後、地域の行事に合わせ、記念行事の冠をつけるなど、実施方法や内容については地域の方と調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

ようやく第1期工事が4月下旬に完工というような話でありました。今は施設の工事をしながら、地区の皆さん方は施設を利用してはりました。大変不便な状況であって、一応事故もなく施設を使っておりましたので、5月末にオープニング開催があるということですので、一安心をいたしております。

ところが、竣工式やオープニングイベントの予算は今回計上されておきませんが、このあたりはいかがでしょうか、お聞きをしておきます。

○讚井地域づくり推進課長

竣工式の予算につきましては、昨年12月の補正予算の中において令和7年度に繰り越したコミュニティセンター整備事業の中の予算で対応したいと考えております。

また、オープニングイベントにつきましては、第2期工事の完工後、令和8年2月以降の開催となることから、開催時期や内容等、地元のコミュニティ協議会の皆様とも相談して、改めて検討したいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

分かりました。第2期工事は、既存のコミセンの解体工事というような危険な工事が入っております。地域周辺の皆さん方にはよく御理解をいただきますように工事を進めていただきたいというふうをお願いをしておきます。

令和8年の2月が完全に第2期工事が完工ということですので、安心・安全で、そして円滑な工事が進捗できますようお願いをしておきます。

地域の方々は、この完成のオープニングであります、みんなで祝福する雰囲気醸成をつくっていかねばならないということですので、そのあたりの御支援あるいはいろんなことについては、どうぞよろしく願いをいたしておきます。

以上で終わります。

○早稲田委員

予算書の68ページ、地域づくり支援センター管理事業について1点お尋ねいたします。修繕料が令和6年度よりは増額されていますが、内容が決まっていたら、また具体的な内容について教えてください。

○讚井地域づくり推進課長

地域づくり支援センター修繕料の100万円のうち、およそ50万円を地域づくり支援センター1階の女子トイレの修繕する費用として計上しております。現在、1階の女子トイレには、洋式が1基、和式が4基の計5基の便器を設置していますが、このうちの和式の1基を洋式化しようとするものです。今回の修繕は、男子トイレや2階のトイレも洋式便座は各1基ずつ設置されていますが、一番利用率が高く要望も多い1階の女子トイレの便器の1基を修繕しようとするものであります。

残りの約50万円につきましては、例年の施設修繕料を計上しているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

いろいろな方が利用される中で、女子トイレの洋式が1つしかないということで、実際に高齢の方とかが並んでいるのとかを見かけたことがありますので、1基増えるということはよかったなと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

③議案第2号 令和7年度光市国民健康保険特別会計予算

説 明：小熊環境市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

1点質問いたします。

14ページ、国保一般管理事業の通信運搬費についてお尋ねします。昨年度より下がっていますけれども、その理由についてお示してください。

○小熊環境市民部次長兼市民課長

お尋ねの通信運搬費につきましては、保険証等の更新時期の7月に被保険者に送付する資格確認書及び資格情報のお知らせの郵送料が主な内容でございます。御承知のとおり、昨年12月にマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しましたが、この関係で保険証の代わりとなる資格確認書については、保険証と同様に簡易書留、資格情報のお知らせは普通郵便という取扱いとなったため、全て簡易書留だった令和6年度に比べて予算額が減額となったものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

郵送の種類によって金額が変わったということで理解いたしました。

以上です。

○仲小路委員

予算書の20ページですけれども、4段目の保健衛生普及事業の先ほど説明いただきましたKDB活用システム使用料38万2,000円ですけれども、この使用料の算出の根拠をお示してください。

○小熊環境市民部次長兼市民課長

KDB活用システムの使用料の算定ということなんですけれども、この使用料については、保守運用費用負担に関する協定書というのを結んでおまして、これに基づいてシステムの保守に係る費用については均等割、システム運用に係る費用は各市町の被保険者数に応じて案分する被保険者数割の合計で算出されるものでございます。

令和7年度の本市負担分として、均等割が27万7,589円、被保険者数割が10万3,496円の合計38万1,085円である旨の通知が国保連合会からあったことから、予算計上として38万2,000円という額を計上したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。細かい説明ありがとうございました。

以上です。

○仲山委員

予算書と、それから予算参考資料のほうの6ページから8ページ辺りを見ますと、令和6年度と比べて予算規模が約7%、7%余りなのかな、縮小しております。また、保険給付費が3億円くらい減っているといったことが表されておりますけれども、この要因をどのように考えておられるか、まずお伺いします。

○小熊環境市民部次長兼市民課長

保険給付費減の要因ということで、端的に申し上げますと、被保険者数の減少によるものでございまして、国保特会の予算参考資料の10ページのほうに記載させていただいておりますけれども、被保険者数、令和6年度の8,636人から570人減となる8,066人と見込んでいることによるものでございます。この減は、令和6年度中に団塊の世代が全て後期高齢者医療制度のほうに移行することを主要因というふうにしておりまして、医療費が全世代で最も高額な70歳以上の被保険者数が大きく減少するということとなりますので、医療費への影響も必然的に大きくなるということで、保険給付費全体で、先ほど委員もおっしゃられた約3億円程度の減ということを見込んだということでございます。

以上でございます。

○仲山委員

要因について今お聞きしましたが、なかなか、いかんともし難いところかなということなんですけど、この先、保険料の県内の水準統一という話がございます。光市の国保への影響はどんなことが想定されるのか、お伺いします。

○小熊環境市民部次長兼市民課長

保険税の水準統一については、これは同一都道府県内において、同じ所得水準、世帯構成であれば、同じ保険税とするものでありまして、現行考慮されている医療費水準の

インセンティブ、これが考慮されなくなる方向に進むということの意味するものでございます。

この水準統一の影響ということでは、大きく2つあります。1つは保険税率への影響ということで、医療費水準が低く、事業費納付金も低く算定されております本市にとりましては、この事業費納付金が増となります。これを賄うために保険税を引き上げる可能性が高まるということが1つ上げられます。

もう1つは基金への影響でございます。本市の国保基金は、予算ベースではありませんが、令和7年度末には約7億8,000万円程度に減少する見込みで、今後も被保険者数の減少に伴う保険税収入の減少などから、基金残高は年々減少していくことが予想される状況にあります。そうした中で、保険税の水準統一がされれば、県内が同じ税率というふうになりますので、現在のように独自の保険税軽減策に基金を活用するということが難しくなるなど、基金の活用方法が今よりも限定されるということ想定しておく必要があるというふうに考えております。

これら水準統一の影響も加味した上で、基金の活用方針については、さきの12月議会のほうで部長がお答えをさせていただいたように、本市としては、引き下げている現行税率をできるだけ維持するための財源として活用する一方で、将来を見据えた効果的な基金活用策について、これを引き続き検討していくことというふうに行っているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

使い道が限定されるというようなこともある中、なかなか難しいことと思います。光市は県内でも低い医療費の水準を維持しております。少々悔しいような思いが湧いてまいりますけれども、光市には、今おっしゃったように、減りつつはありますが、幸い基金がまだありますので、今後はこの基金を工夫して効果的に使って、少しでも長く低い保険料率に努めていただきたいと思います。

以上です。

○早稲田委員

すみません、1点、忘れておりました。もう1点、質問させていただきます。

20ページの保健指導事業のところの糖尿病性腎症重症化予防事業委託料についてですけれども、まず内容について、もう一度説明をお願いいたします。

○小熊環境市民部次長兼市民課長

糖尿病性腎症につきましては、糖尿病の合併症による腎疾患でございます。初期はほとんど自覚症状というのはありませんが、進行すると、むくみ、貧血、高血圧、こういったものを伴って、さらに進行しますと、体への負担や高額な医療費がかかってくる透析、それから腎移植、こういったものが必要となってくるというもので、日本における透析の原因疾患として、真っ先に挙げられるものでございます。

このため、本市としても、食事や運動等の生活習慣の改善や治療により、糖尿病性腎症の重症化による腎不全や人工透析への移行を防ぐことで、被保険者の健康増進及び医療費の適正化を図ることができるよう国保の保健事業として平成29年度から取り組んでいるところでございます。

委託の内容につきましては、データ分析に基づく重症化の予防が必要と思われる人の抽出や、事業への参加勧奨、それと服薬管理、食事療法、運動療法等の保健指導を専門性を有する業者のほうに委託するというものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

なかなか自分では気づきにくいこの病気に対して予防していくための対策ということで、意義があると思うんですけども、これ昨年度より金額自体は下がっていますが、その理由についてお示してください。

○小熊環境市民部次長兼市民課長

減額の理由でございますが、まず基本的な数値について、対象者の抽出のためのデータ分析件数、それから勧奨の対象者数、こういった見込みは例年どおりというふうにしておりますが、最終的な指導に至る人数の見込み、これを、これまでの実績を踏まえまして8人から4人としたことにより減額となったものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

8人から4人となったということですが、これ、もし人工透析になった場合は、1人当たりどのぐらいの費用がかかるか、お示してください。

○小熊環境市民部次長兼市民課長

人工透析の一般的な血液透析の場合であればということでお答えをさせていただきますが、月額で約40万円、年間では約500万円程度の医療費がかかるというふうに言われているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

月額40万円、年間だと500万円ということで、費用をかけて実施している事業でありますけれども、1人もし予防できたら、これ費用対効果がかなりあると思いますので、またこの事業について行っていただきますようお願いいたします。

以上です。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

④議案第4号 令和7年度光市後期高齢者医療特別会計予算

説 明：小熊環境市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第12号 光市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び光市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第13号 光市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

説 明：坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ③議案第14号 光市旅費条例の一部を改正する条例

説 明：坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

おはようございます。77ページのところに説明としまして、国の旅費に係る規定について、経済社会情勢の変化への対応等を図るための整備がなされたとありますけれども、国が規定を整備した概要あるいは背景、また理由についてお示してください。

○坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長

国の旅費に係る規定の整備についてお答えいたします。

令和7年4月1日に施行される国家公務員等の旅費に関する法律、いわゆる旅費法の改正は、近年の物価高騰により宿泊料が定額を超える事案が増えていたことに加え、法の基本的な内容が長きにわたり維持されていたため例外的な取扱いが増え、現下の経済社会情勢に合わないものとなっていましたことから、今回抜本的な見直しがされていま

す。

次に、国の主な改正内容としましては、まず法律の規定の簡素化が図られており、旅費の種類や内容などの技術的事項が政令に委任されています。また、旅費の内容については、旅費は実費を弁償するものという考えの下、宿泊費を上限つき実費支給とすることや、昼食代が含まれていた日当を廃止し宿泊手当とすること、旅費の種目の追加や名称変更など、時代に即した適正な支出を確保するための見直しが行われています。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。国の取り扱いに準じて条例の改正ですけれども、国と自治体では状況の異なる中で、条例の改正について国に準ずるということになった理由をお示してください。

○坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長

国と地方自治体での状況が異なることにつきましては承知しておりますが、現行の旅費条例は国の旅費法を参考として定めている中で、国の今回の法改正が時代に即した適正な見直しを進めているものであること、また、県内他市においてもほとんどの市が同様の対応をしますことから、国や周辺自治体との均衡を保ちつつ、法令に基づく適切な旅費支給を進めるために、国に準じた改正とするものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。あともう一個ですが、第14条が包括宿泊費は移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として、その額は当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用及び当該宿泊に関わる宿泊費基準額の合計額とするというふうに改正をされておりますけれども、こういう状況ですが、旅行会社等が企画した旅行のパック料金も適用できるということでしょうか。

○坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長

包括宿泊費のところでございますが、今回の改正により包括宿泊費という旅費の種目が新設されました。この包括宿泊費は、交通費と宿泊費基準額の合計額を上限として、実費に基づいて支給されるものでございます。これにより、移動と宿泊が一体となった、いわゆるパック旅行に対しての支給が可能となるものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況を確認できました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第15号 光市職員退職手当条例の一部を改正する条例

説 明：坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第26号 光市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

説 明：秦消防担当課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、1点だけ確認します。国が、消防団員等公務災害保障等責任共済等に関する法律施行令を一部改正して、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分を追加することにした背景、理由、また経緯についてお示してください。

○秦消防担当課長

それでは、仲小路委員からの御質問にお答えいたします。

本市を含め全国的に消防団員数が年々減少しております。この要因といたしましては、社会全体の人口減少や少子化の進展、また被用者の割合の高まりのほか、若年層の価値観の変化などが挙げられております。このため、この先の地域防災力の維持が大変重要な課題となっております。

改正の理由でございますが、新たな消防団員の確保のため、若者のみならずシニア層の団員の活躍促進も重要となるという観点から、長年勤務された消防団員の労苦に報いる退職報償金について、勤務年数の区分見直しが図られたものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況を確認いたしました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第27号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

説 明：坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑦議案第1号 令和7年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長、秦消防担当課長 ～別紙

質 疑

○林委員

それでは、予算書の78ページの中段でありますけれど、防災行政無線点検等委託料714万6,000円が示されておりますけど、点検の内容をお示してください。

○海老本防災危機管理課長

それでは、防災行政無線点検等委託料の内容について御説明をいたします。

防災行政無線の維持管理につきましては、一般的な保守業務と年1回の精密検査及びバッテリーの耐用年数に応じた年次的な点検、また3年に1回、アンサーバック機能を持たない屋外拡声子局の点検を実施しております。

以上でございます。

○林委員

昨年より予算が増額しておりますけれど、その理由を教えてくださいませんか。

○海老本防災危機管理課長

昨年より予算が増額した理由を御説明いたします。

令和7年度は、昨年度と比べ302万6,000円の増額となっております。これは、アン

サーバック機能を持たない屋外拡声子局の3年に1度の点検を実施、またバッテリー交換が6年度の16個に対し、7年度は42個と増加したためでございます。

以上でございます。

○林委員

今、無線設備のことを、16か所から42か所ということをお示しいただいたと思うのですが、ちょっとその点を教えてください。

○海老本防災危機管理課長

16か所から42か所に更新をするという説明になります。こちらは防災行政無線設備に設置しておりますバッテリーの交換に要するものでございまして、バッテリーの更新に際し、バッテリーの耐用年数に応じて年次的に更新しております。6年度については16個を更新して、7年度は42個を更新するというものでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。無線設備で今バッテリー等々を変えられるということでもございましたけど、中継所とか親局とかそういうのが少し分かれば教えてください。

○海老本防災危機管理課長

主な設備について御説明をさせていただきます。

無線設備につきましては、防災庁舎に設置しております親局設備をはじめ、中継局として茶臼山の中継局、あとは周防地区に簡易中継局が1局、あとは屋外拡声子局として77局整備しております。そのほか、遠隔制御装置等を消防本部と大和支所の2か所に整備しているものでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。屋外拡声子局は77局ということで、よく分かりました。

次に、私もちょっと分からないもので教えていただきたいのが、80ページのドローン機体保険料というのがここに上がっておりますけれど、この保険の内容について詳しく教えてください。

○海老本防災危機管理課長

ドローン機体保険料について説明をさせていただきます。

市が導入しました災害用ドローン2機の機体に対する保険に加入するための費用になっております。この保険では、機体の破損をはじめ火災や落雷、水没した場合における損害の額に応じた保険金が支払われるほか、盗難された場合における捜索に要する費用などが保険金として支払われることとなっております。

以上でございます。

○林委員

分かりました。台風のと看とか、いろいろな災害のときにこのドローンというのはとても便利で、職員の方々がその災害地に伺う前に、こういうドローンでしっかりと検索して、そして安全性を確かめるということはとても素晴らしいものでありますので、このように機体の破損とか火災とか落雷、水没した場合にも損害の割合に応じてお支払いができる保険ということで、また盗難のときもということでありましたですね。

これ、万が一に備えて保険をかけていることはとても必要でありますし、災害時に即使用できるように整備もしっかりとさせていただきたいと思ひます。機体の保全をしっかりとさせていただくことが重要になってまいります。いつ起こるか分からない災害に対して、こういうことをしっかりと対応できるように、保守・点検もさせていただきたいと思ひます。よく分かりました。ありがとうございます。

○仲小路委員

それではちょっと細かく説明をお願いします。78ページです。

先ほど説明がありましたか、防災事務費の消耗品費で108万1,000円、これに相当する内容の明細、数量等を含めた明細をよろしくをお願いします。

○海老本防災危機管理課長

それでは消耗品費の内訳について説明をさせていただきます。

エアベッド100台の購入費用として54万8,000円、電動ラップ式トイレの使用に必要なラップや凝固剤の費用として33万3,000円、そのほか災害対策本部員用の防災服、雨具、ヘルメット、一般の事務用品等として20万円、合計で108万1,000円を計上しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それと合わせまして、防災用備品購入費、この996万2,000円、これについても明細をお願いします。

○海老本防災危機管理課長

それでは、備品購入費の内訳について説明させていただきます。

電動式ラップトイレ50台の購入費用として946万円、トイレ用水などの生活用水を確保するための組立式貯水槽2基の購入費用として50万2,000円、合計で備品購入費として996万2,000円でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

先ほど国の補助がありましたけども、これはエアベッドとトイレと、それから貯水槽ということでよろしいでしょうか。

○海老本防災危機管理課長
そのとおりでございます。

○仲小路委員
分かりました。ありがとうございます。

○早稲田委員
同じく78ページの防災事務費についてお尋ねします。
山口県被災者生活再建支援システム負担金が増額していますけれども、この理由についてお示してください。

○海老本防災危機管理課長
それでは山口県被災者生活再建支援システム負担金の増額理由について説明をさせていただきます。

山口県被災者生活再建支援システムは、平成28年の熊本地震等の教訓を踏まえ、県内の全ての市町で同一のシステムを利用することで、住宅被害認定調査から罹災証明書発行までの統一的な事務処理体制を確立し、大規模災害発生時における被災者の迅速な生活再建を実現するもので、その運用経費を各市町が負担しております。

今回の増額につきましては、現在各市町に1台ずつ配備しておりますタブレット端末をさらに1台ずつ追加導入するために必要な費用と、国の被害認定調査指針の改定に伴うシステム改修に要する費用が計上されているため増額となっております。

以上でございます。

○早稲田委員
タブレット端末はどのようなことに使うのでしょうか。

○海老本防災危機管理課長
タブレット端末につきましては、住家被害認定調査に際し、現地にタブレットを持参し、調査結果や現地の写真をシステムに入力するために活用しております。
以上でございます。

○早稲田委員
現地の状況が一番リアルに伝わるのが大事なので、タブレットがそういったことに使われているということで理解いたしました。
以上です。

○中本委員

それでは、予算化については大変厳しい状況の中で、あらゆる面で予算化をしておられます。大変苦慮された予算だというふうに思っております。

今回は、ちょっと視点を変えました。職員の意識改革と能力向上の中で、26ページ、予算の概要についてでありますので、26ページについてであります。今まであまり聞かないような複線型人事制度の導入について、今回はこの制度については他市の自治体でも導入しているようであります。見聞を深めるために、分かりやすく説明をしていただけますか。

○坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長

複線型人事制度についてお答えをいたします。

複線型人事制度とは、組織内で複数のキャリアコースを設け、職員がその中からコースを選択できる人事制度のことをいいます。

現在の本市の人事制度は、行政職はゼネラリスト、いわゆる総合職となるため、様々な分野を経験しながら、また土木職、保健師など資格を有するスペシャリスト、専門職も配置のある各分野を経験しながら、それぞれ昇格していくという、単線型のキャリア形成の方法となっております。

これに特定の分野や部門で業務に精通熟知し、中長期的にその業務の企画運営において活躍するエキスパート、いわゆる専任職という職の選択肢を設けたものが、複線型人事制度となります。

本制度を導入する意図といたしましては、職員が自らの強みや適性を生かした働き方の選択肢を増やすことで、職員の意欲・能力の向上が期待できるとともに、エキスパートの配置により多様化・高度化する行政課題、多様な市民サービスに迅速かつ効果的に対応することを期待するものでございます。

エキスパートの具体的な例としましては、県外の先進自治体ではデジタル推進業務や戸籍・住民基本台帳事務などが専任分野として設定されておりますが、本市ではこれから令和7年度において、本市の職場風土や職員規模などに適した制度設計を行い、令和8年度に応募や審査を行うことで、令和9年4月の人事異動への反映を目指しているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

この制度を導入する意図については、よく分かりました。複数のキャリアコースがあって、職員がその中からキャリアを選んで選択できると。非常に専門性を高めるため、専門の職員を育てるということでもあります。働き方改革を含めて、多様化する状況の中で、この導入はいい導入かなというふうには思っております。

しかしながら、時代の変化に対応できるような人事制度の導入であります。やはり職員とのコミュニケーションを取り、職員と面談して意向を踏まえながら慎重にやる制度、慎重にやらなければいけないというふうには私は考えておりますので、この制度設計

を十分よく理解をしていただきますように、よく職員とコミュニケーションを取りながら、よろしく願いをしておきます。

この件については以上です。

次に、働きやすい服装による勤務の通年化についてであります。働き方改革を含めて、各企業あるいは行政でも、通年化による服装をいろいろ考えているようであります。今までは、5月から10月まではクールビズ期間として軽装な服装で勤務してきました。このたびの通年化での服装は、職場に応じて働きやすい服装ということだと思いますが、どのようにお考えかお聞きをいたしておきます。

○坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長

働きやすい服装での勤務の通年化の取組についてお答えいたします。

本市では、これまで毎年5月から10月までノーネクタイ、ノー上着の取組を実施しておりましたが、この取組を通年で実施し、同時に執務中の服装の柔軟化を図ることとしております。公務職場における服装としての信用と品格を保ちつつ、働きやすい服装による勤務を令和7年4月1日から通年で実施することで、働きやすい職場環境の構築と業務効率の向上を図り、ひいては市民サービスの向上を目的とするものでございます。

なお、実施にあたり、行事や式典への出席など、社会通年上必要と考えられる場におきましては、上着やネクタイを着用することなどの留意事項を設け、各所属でTPOに応じてその必要性を判断することといたしております。

以上でございます。

○中本委員

確かに働きやすい服装として取り入れられるということは評価をいたしております。公務員としての品位を保つということは、先ほど申し上げていただきました。あるいは職場の環境、あるいは業務内容に適した清潔感のある服装というのが非常に大事でありますので、TPOに応じた服装であるということも考えながら、よろしく願いをしておきます。

職場環境を踏まえた服装であるということで、職員自ら考えている服装ということでもあります。どうぞそのあたりをよく踏まえながら、新しい服装あるいは通年化を進めていただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○林委員

それでは、令和7年度光市当初予算案の概要の26ページをお願いいたします。

行財政構造改革推進プランに基づく主な取組のところでございますけど、ページ下側の3番目、時代の変化に対応できる職員の育成と組織の構築のところでございますけれども、1点目、職員の意識改革と能力向上の1行目でございますけれども、人材育成・女

性活躍推進事業についてお尋ねをしたいと思います。

令和7年度はどのような事業を予定されておりますのでしょうか、お伺いいたします。

○坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長

人材育成・女性活躍推進事業についてお答えいたします。

こちらの内容欄に記載しております職員研修、職員提案制度及び自己啓発促進の支援についてそれぞれ取組を申し上げます。

最初に職員研修では、JALグラウンドスタッフを講師とするおもてなし講座の開催を行います。これは、実践を踏まえた接遇を学ぶとともに、おもてなしをプラスした窓口業務の実現を図り、市民満足度の向上を図ろうとするものです。令和7年度は、昨年度と同様に基本的な接遇にクレーム対応の内容を加えた研修として実施する予定としております。

次に職員提案制度ですが、本制度は職員発信による職場を超えた政策提案の機会を提供するもので、職員からの提案を評価し、優秀な提案については所管課から予算要求に反映する仕組みを設けるなど、職員の政策形成能力を向上させ、政策提案に対する意欲を高めることを目指しております。令和7年度も5月に募集を開始し、9月までには提案に対する評価までを行う予定としております。

最後に、自己啓発促進の支援につきましては、自己啓発助成事業補助金として、職務遂行に有益な資格取得や知識や技術の習得のための自己研修等に係る費用の一部を助成しているものですが、令和7年度も職員の主体的な成長を促す取組として、引き続き実施することとしております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。JALの方をお招きして、講師としておもてなし講座を開催されたということで、とても接遇としては素晴らしいなと思っております。

職員提案制度や職員の自己啓発助成事業など、職員の主体的な取組を後押しする制度は大変よいことだと私は思っております。今後も続けていただければと思っておりますが、職員の方々への周知はしっかり行き届いているのでしょうか。また、より多くの職員の方々に活用してもらうために、これまでに工夫されたことがあれば教えてください。

○坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長

職員提案制度及び自己啓発助成補助金の職員の周知などについてお答えいたします。

これらの事業は、令和4年3月に策定いたしました人材育成・女性活躍推進計画に基づく取組として、令和4年度に開始し、現在3年目を迎えており、これまでの周知により職員からは一定程度認知されているものと認識しております。

このうち、自己啓発助成事業補助金につきましては、職員が主体的に参加しやすい制度となるよう、周知用チラシの中にこれまでに職員が本制度により取得した資格や研修の実績を掲載することで、職員の挑戦への意欲をかき立てるような工夫を行っております。

す。また、周知以外でも職員提案制度においては、当初は提案から評価までに2か年を要する事業としておりましたが、職員からの意見を反映し、令和6年度より提案から評価までが単年度で完結するよう事業を見直すことで、職員がより気軽に応募できる制度へと改善を図っております。

今後とも、さらなる周知の工夫や職員からの意見や要望を踏まえた制度の改善等を図りながら、より多くの職員に活用される制度となるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。より多くの方々に自己啓発をしていただく、提案制度に応募していただく、また、提案されてから評価までが早くされることが大切かと思っております。

先ほど、議案第12号の御説明をいただきましたけれど、この中にいろいろとお心配りがあり、広く心配りをされてとてもうれしく思っている次第でございます。やはり家庭の事情とかいろいろなことがあったりするのに、こういう側面からしっかりと支えていくということはとてもいいことではないかと私は思っております。

職員の自己啓発を推奨する取組については、職員の成長を促し、組織全体を活性化するとともに、ひいては市民サービスの向上にもつながっていくのではないかと思っております。今後もより多くの職員の方々が利用される制度となるように引き続きお取り組みをよろしく願います。ありがとうございました。しっかりと分かりました。

○仲山委員

概要の11ページの避難所環境整備事業、予算書では78ページになるかと思いますが、先行委員が整備する物資等については触れて聞いてくれましたので、私は食料のことについて、食料保存食や保存水、備蓄食料のことについてお伺いしたいと思います。

78ページの食料費にあたるのかと思いますけれども、食料庫の食料を年次的に増やして行って、最終的に1万食まで増やしていくという話であったかと思います。少し詳しくお伺いしてもよろしいでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

それでは、備蓄食料の備蓄の関係についてお答えさせていただきます。

まず、備蓄食料1万食を目指すという根拠でございますけれども、30年以内に発生確率が80%程度に引き上げられました南海トラフ巨大地震において、県が試算した本市の被害想定が、発災直後の避難者が約7,700人、食料需要が約1.8万食とされております。

食料需要に関しましては、市民アンケートによりまして、災害への備えは世帯ベースで市民の約半数が取り組んでおります。理論上1万食は市民の皆さんが確保していただいているということになっております。食料等については、各自での備えが何よりも肝要ではありますが、大規模災害に備え、食料需要の約1.8万食の約半数となる1万食に

ついて、市として備蓄を進めたいと考えております。

具体的には、財政状況等により多少の年度間増減があるものの、現在5年保存のものを備蓄しておりますが、それを7年保存と長期のものへと切替えることで、年次的に10年程度の期間をかけた上で1万食を備蓄したいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

保存期間を延ばすことで、重ね合わせが増えるということは大変いい知恵の使い方だなと思いました。これで今、数字の上でも根拠としてなるほどなということまで理解をいたしました。

次に、同じく物資のほうにありました貯水槽があるんですけども、これの使用想定というか、こういった場合にどのように使うということを想定していらっしゃるのか伺います。

○海老本防災危機管理課長

簡易型貯水槽の活用方法について説明をさせていただきます。

大規模災害時におきまして、避難所では飲料水のほか、トイレや入浴、清掃、洗濯等の洗浄などの用途に欠かせない、いわゆる生活用水が必要となりますため、そうした生活用水を確保するために活用したいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

今話を聞いて想像するのですがけれども、避難所等に貯水槽を置いて、そこに給水車が来て水を入れて、その水をくみ出して使うと、そういったような感じでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

そのように、使用の想定を考えております。

○仲山委員

了解いたしました。同じく78ページの防災事務費のところの下の方でございます防災士育成助成金。光市は地域の防災力向上のために防災士を育成してきております。自主防災の活動促進の一つの鍵だと思っております。

このところ、受講といいますか、申し込みというか、それが減ってきている状況ではあると思うのですがけれども、これはやはり募集人数が減って、金額が減っているという理解でよろしいでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

防災士育成補助金の減額の理由についてお尋ねだと思います。減額した理由についてお答えをいたします。

これまでは8人分の育成費用を予算化しておりましたが、ここ数年の実績を考慮しまして、このたび4人分の費用として計上することとしております。
以上でございます。

○仲山委員

コロナの時期に、やはり少しそういうことで減ったような印象ではあるんですけども、養成することはやはり積極的に行ってほしいと考えております。

実際にこのところ、恐らく募集の実績が少なかったから4人でも大丈夫という予算なんだと思いますけれども、申し込みが予定人数を超えた場合、受け入れて養成してほしいものだなというふうに私は考えているんですけども、市のお考えをお伺いします。

○海老本防災危機管理課長

予算を超えた場合の申し込みがあった場合の対応についてお答えをいたします。

これまで予算を超えた申込みというのはございませんが、受講の希望が多数となった場合には、これまでの受講者が少ない自主防災組織を優先するなどの調整を想定しております。

以上でございます。

○仲山委員

これまで防災士養成の少ないエリアなどの方を優先的にという考え方で了解いたしました。

次のもう一つ下の自主防災組織支援補助金、これも減額になっているのも同様の状況かなと。こちらこそコロナで自主防災組織の活動が低下したということが影響しているのかなと思っております。こちらに関しても、予定額を超えた申し込みがあった場合、どのようになさるかお伺いしておきます。

○海老本防災危機管理課長

自主防災組織支援補助金の申請が予算より多かった場合の対応について説明をいたします。

これまで予算を超えたという実績はございませんが、希望する組織が多数となり、予算不足が懸念される場合には、財政所管と協議するなどを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

自主防災組織の活性化に役立つと判断された場合には、ぜひ考えていただきたいと思っております。

もう一点、最後に92ページ、選挙啓発事業についてお伺いします。

予算的には少し減っているんですけども、選挙啓発、そして投票率向上といったこ

とに向けた取組をこれまでも様々行ってきていただいていると思います。そのあたりの令和7年度の取組について、どのように考えていらっしゃるか伺いいたします。

○松村選挙管理委員会事務局長

それでは、選挙啓発事業について御説明いたします。

選挙啓発事業では、主なものとして、例年どおり小・中学生、高校生を対象としたポスター、習字、標語の選挙啓発作品の募集、入賞作品の展示を行うこととしております。また、高等学校での選挙出前講座につきましても引き続き実施したいと考えております。

そのほかに、各選挙事務事業におきまして、選挙時啓発を行うこととしております。その主な内容としましては、今までの選挙でも実施しております市内の公共施設への選挙啓発用看板の設置、広報車で市内巡回啓発、のぼり旗の設置等を予定しておりますが、来年度の各選挙ではユーチューブ動画の前後や中盤に選挙啓発動画の広告配信を業者に委託して行うことを予定しております。

そのほか、投票率向上に向けた取組としまして、高校生を期日前投票立会人に選任したり、今年度初めて実施しました高等学校での期日前投票所の設置をしたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

着実に工夫をしてトライをしていただいているということが分かりましたので、今後効果のある他の事例なども参考にしながら研究をして、投票率向上に向けて努力をしていただければと思います。

以上です。

○早稲田委員

あと一つ追加で質問いたします。防災危機管理としてエキスパートの方がおられると聞いていますけれども、予算書のどこにその人件費があって、今どのような状況なのかをお示しく下さい。

○坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長

予算といたしましては、予算書の54ページの総務費、一般管理費の職員給与費等の中に一般と同様に入っております。防災危機管理官として、任期付職員として採用している職員となりますので、職員給与費のほうに計上しております。

以上でございます。

○早稲田委員

任期付職員ということですが、任期の期間と、その後の今後の様子について伺いしたいと思います。

○坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長

現在の任期付職員の、任期の期間につきましては、5年間となります。今年度末で期限が切れることとなっております。このため、令和7年4月1日から、また新しい防災危機管理官の任用を予定しているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

防災危機管理のエキスパートと聞いておりますので、そういう方がおられたら何かのときにいいかなと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○藤川委員

消防費についてお尋ねします。予算書の214ページ、クラウドシステム使用料198万円ですが、先ほど説明でスマホ使用料ということでお聞きしました。これはスマホが貸与されているのでしょうか。また、この対象人数を教えてください。

○秦消防担当課長

それでは、藤川委員からのクラウドシステム使用料についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、このスマートフォンの携帯方式についてでございますが、これは消防団員個人のスマートフォンを活用して、消防団アプリをダウンロードし、使用しているものでございます。

それから、この対象についてですが、委員も御承知のとおり、災害時には初動が大変重要でございますことから、全ての消防団員を対象としております。ただ、一部の消防団員、これは10名程度でございますが、スマートフォンを所持していない団員も当然おりますので、これらの方については同様の連絡を消防担当部から個別に行っております。

以上でございます。

○藤川委員

よく理解できました。合わせて、このシステムの内容をもう少し詳しく教えてください。

○秦消防担当課長

それでは再度の御質問にお答えいたします。

システムの内容につきましては、これまでの一般質問などで部長が答弁しておりますように、災害時における初動体制の迅速化、それから災害情報の共有化を図るため、消防団員個人のスマートフォンに出動指令を自動でポップアップ表示する機能や、災害現場を地図上で示して見える化する機能、このほかチャット機能やスケジュール機能などを有してありまして、各消防団員が分団ごとの連絡や調整などにも活用できるものとな

っております。

以上でございます。

○藤川委員

各団員に直接情報が、地図などの情報と一緒に伝わるということで、火災現場に臨場する際には1秒1刻を争うと思うので、非常によいシステムだなと思いました。

あと、郵送料も上昇しているということから、そういった面でも経費の削減になっていると感じました。お聞きする限りはすばらしいシステムだと思うので、有効に使っていただきたいと思います。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」